

国際連合

気候変動枠組条約

配布先：全般
FCCC/SB/2000/3
2000年4月12日
原文：英語

科学上及び技術上の助言に関する補助機関

第12回会合

2000年6月12～16日、於ボン

議題案第6項

実施に関する補助機関

第12回会合（2000年6月12～16日、於ボン）

議題案第6項

京都議定書第6、12、17条に基づくメカニズム

原則、方法、規則、指針に関するさらなる交渉のための案文

両議長による注釈

目次

	パラグラフ	原文ページ
序言	1～13	5
A. 委任された権限	1～4	5
B. 注釈の範囲	5～6	5
C. 取組方法	7～11	6
D. SBSTAとSBIが取り得る対策	12～13	7

第一部 定義と略語	14~18	8
第二部 第6条の事業	19~103	12
. 種類と範囲	19~30	12
A . 目的	19~20	12
B . 原則	21	12
C . 補足性	22~23	14
D . 参加	24~28	16
E . 収益の一部	29~30	17
. 方法論上及び運営上の諸問題	31~57	18
A . 事業の承認、確認	31~34	18
B . 事業のモニタリング	35~37	19
C . 事業の検証	38~43	19
D . ERUsの認証/発行	44~47	20
E . 履行に関する諸問題	48~52	21
F . 登録簿	53	21
G . 締約国による報告	54~57	22
. 組織上の諸問題	58~60	22
第二部 付録	61~103	24
A . ベースライン	61~62	24
B . モニタリング、報告、検証、ERUsの認証/発行	63	25
C . 登録簿	64~103	27

第三部 クリーン開発メカニズム	104 ~ 336	35
. 種類と範囲	104 ~ 125	35
A . 目的	104 ~ 107	35
B . 原則	108	36
C . 「の一部」/補足性	109	42
D . 参加	110 ~ 120	43
E . 収益の一部	121 ~ 125	46
. 方法論上及び運営上の諸問題	126 ~ 211	48
A . 事業の確認/登録	126 ~ 165	48
B . 事業への資金供与	166 ~ 170	58
C . 事業のモニタリング	171 ~ 177	60
D . 事業の検証	178 ~ 182	63
E . CERsの認証/発行	183 ~ 194	65
F . 履行に関する諸問題	195 ~ 200	68
G . 適応化への支援	201 ~ 207	69
H . 登録簿	208	71
I . 締約国による報告	209 ~ 211	71
. 組織上の諸問題	212 ~ 244	72
A . COP/MOPの役割	212 ~ 217	72
B . 理事会	218 ~ 234	75
C . 運営組織	235 ~ 237	81
D . 締約国	238 ~ 240	82
E . 運営支援	241 ~ 243	84
F . 見直し	244	85
第三部 付録	245 ~ 336	86
A . ベースライン	245 ~ 268	86
B . 確認/登録	269 ~ 282	95
C . モニタリング、報告、検証、CERsの認証/発行	283 ~ 289	106
D . 登録簿	290 ~ 328	108
E . 理事会の運営手続き		116
F . 運営組織の指針	329 ~ 336	116
G . 収益の一部の支払い		117
H . 適応化		117

第四部：排出量取引	337 ~ 409	118
．種類と範囲	337 ~ 351	118
A．目的	337 ~ 338	118
B．原則	339 ~ 340	119
C．補足性	341 ~ 342	121
D．参加	343 ~ 349	123
E．収益の一部	350 ~ 351	126
．方法論上及び運営上の諸問題	352 ~ 366	126
A．運営方法	352 ~ 355	126
B．検証	356	127
C．履行に関する諸問題	357 ~ 362	127
D．登録簿	363	129
E．締約国による報告	364 ~ 366	129
．組織上の諸問題	367 ~ 374	131
A．COP及び/またはCOP/MOPの役割	367 ~ 370	131
B．締約国	371	132
C．運営支援	372	133
D．見直し	373 ~ 374	133
第四部 付録	367 ~ 374	134
A．国内制度		134
B．報告		134
C．登録簿	375 ~ 409	135

付属文書

提案者参照記号		142
---------	--	-----

序 言

A . 委任された権限

- 1 . 締約国会議 (COP) は、第 4 回会合における決議第7/CP.4号により、京都議定書第 6、12、17条に基づくメカニズムに関する作業計画を採択した (FCCC/CP/1998/16/Add.1)。
- 2 . COPは、第 5 回会合における決議第14/CP.5号により、両補助機関の議長に対して「京都議定書第 6、12、17条に基づくメカニズム：原則、方法、規則、指針に関する締約国提案のまとめ」と題する両議長の注釈 (文書FCCC/SB/1999/8とそのAdd.1) を改訂して、締約国による追加の提案を盛り込み、それら締約国のコメントに従って追加交渉のための案文を取まとめるように要請した (FCCC/CP/1999/6/Add.1) 。締約国に対しては、両議長による注釈に含まれる既存の枠組みに従って2000年 1月31日までに追加の提案を提出するように要請した。追加の提案は15の締約国から受け取った。それらは文書FCCC/SB/2000/ MISC.1に含まれている。
- 3 . またCOPは第 5 回会合における同じ決議により、両補助機関の議長に対して、第 6 回締約国会議のための準備作業について専門的観点から支援するための臨時会議とワークショップを、適宜透明性と参加者の地域的バランスの必要性及び締約国が専門家の作業を検討する必要性を考慮に入れて、召集することも要請した。両議長の要請に基づき、Mr. Chow Kok Kee (マレーシア) は諸メカニズムに関する非公式協議の会合を召集し議長をつとめた (2000年 3月20~23日、於マレーシア国ペタリン・ジャヤ) 。 Mr. Chow Kok Keeはこれら非公式協議に関する口頭の報告を、ボン (ドイツ) における両補助機関の第12回会合の前週に開催される「メカニズムに関するワークショップ」及び両補助機関の第12回会合で行う予定である。
- 4 . 更にCOPはその第 5 回会合で、両補助機関がCOP第 6 回会合に先立つそれぞれの会合で、京都議定書第 6、12、17条に基づくすべてのメカニズムについて第 6 回締約国会議で決議を行えるように、特にクリーン開発メカニズムに重点を置いて原則、方法、規則、指針に関する追加の交渉の根拠となる案文を取りまとめ、それには適宜京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議 (COP/MOP) 第 1 回会合への勧告も含めるように要請した (決議第14/CP.5) 。

B . 注釈の範囲

- 5 . 両議長による本注釈は、追加交渉のための案文を取りまとめるという要請に応えるものである。これは、「原則、方法、規則、指針に関する締約国提案のまとめ」 (文書FCCC/SB/1999/8とそのAdd.1) 、 Mr. Chow Kok KeeがCOP第 5 回会合で配布した「メカ

ニズムに関するコンタクトグループ議長による注釈」、締約国による追加提案（文書FCCC/SB/2000/ MISC.1）並びに非公式協議の際に締約国が表明した見解に基づくものである。

6．本文書は4部からなる。第一部には、本文書全体で使われる定義と略語が含まれる。定義と略語を分けたのは参照しやすくするためだけであり、定義についても後段へ移すべきという両議長の判断は含まれていない。続く第二～四部には、京都議定書第6条〔一部の締約国は「共同実施」(JI)と呼んでいる〕、第12条〔クリーン開発メカニズム(CDM)〕、第17条〔排出量取引〕に基づく各メカニズムについて案文と付録が含まれる。

C．取組方法

7．COP第5回会合の要請に基づき、追加交渉のための本案文は文書FCCC/CP/ 1999/8とそのAdd.1の枠組みに従って取りまとめられた。本文書の第二～四部では、各メカニズムの三つの主要な領域、即ち種類と範囲、方法論上及び運営上の諸問題、及び組織上の諸問題を取り上げている。また、本文書には各メカニズムに対する付録も含まれる。案文は部、項、付録などに分かれているが、各問題の共通性等を損なうものではないことに留意願いたい。

8．追加交渉のための本案文では、各締約国の見解の一致が明白な部分を取りまとめた。見解が異なる場合は案文を括弧付きにするか、必要に応じて「選択肢」として別の項目を設けた。取りまとめに当たっては、各締約国の提案内容を反映できるように最大限の努力を払った。妥当と判断される場合は、案文を「法律用語」へ転換するなど編集上の変更を行った。問題点を明確にするために説明的な案文を含めた場合もある（斜体文字による注釈など）。

9．文書FCCC/SB/1999/8で使われた上付き数字方式を継承する。これら記号は、本文書末尾のリストに従って案文の提案者を示すものである。例えば、両議長による提案は“ 2 ”の上付き数字で示す。

10．比較対照しやすいように、文書FCCC/CP/1999/8で使われている項目の番号を括弧付きで表示している。

11．本文書は全体を通じて、他の分野の作業で対処している諸問題にも言及している。締約国におかれては、特にSBSTAとSBIの暫定議題第5項（京都議定書に基づく遵守に関する手続きとメカニズム）及びSBSTAの暫定議題第8項(a)（土地利用、土地利用の変化、林業）暫定議題第8項(b)（京都議定書第5, 7, 8条に基づく指針）暫定議題第8項(c)（国

別温室効果ガス目録における良好な慣行と不確実性の管理)、暫定議題第9項(開発と技術移転)との関連で本文書を検討願いたい。

D . SBSTA とSBI が取り得る対策

12 . 両補助機関は、本文書に留意して、京都議定書第6、12、17条に基づくすべてのメカニズムについてCOP第6回会合で決議を行えるように、特にクリーン開発メカニズムに重点を置き、また適宜COP/MOP第一回会合への勧告も含めて、追加交渉のための案文作成について両議長に対して手引きを提供願いたい。

13 . 各締約国は、特に行う必要のある追加の技術的作業を明らかにし、それら作業の完了予定をお知らせ願いたい。

13【第一部】

定義と略語

14 . (19) 本〔規則〕〔附属書〕においては、国連気候変動枠組み条約（以下、単に条約という）第1条、及び気候変動条約京都議定書（以下、単に議定書という）第1条に含まれる定義が適用される²。

15 . (20) 更に、条約と議定書に関連して²、

- (a) 「条項」は、別途指定がない限り議定書の条項を意味する⁴。
- (b) 附属書に含まれる各締約国の「割当量」とは、第3条7項及び議定書附属書Bで規定される数量を意味する²。
- (c) 「クリーン開発メカニズム」(CDM)は第12条で定義されている^{1, 4}。
- (d) 「COP」とは、条約締約国会議を意味する²。
- (e) 「COP/MOP」とは、議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議を意味する⁴。
- (f) 「メカニズム」とは、第6、12、17条並びに第3条の関連項目に含まれる規定を意味する²。
- (g) 「締約国」とは、文脈から他のものを意味しない限り議定書の締約国を意味する²。

16 . (21)更に、関係機関に関連して²、

- (a) 「理事会」とは、CDMを監督する機関を意味する²。
- (b) 「独立した組織」とは...¹⁰」²
- (c) 「法人」とは第6条3項で規定する組織を意味する²。
- (d) 「〔指定された²〕運営組織」とは、CDMの事業活動を〔確認¹⁰〕〔登録⁴〕〔検証²〕〔提示(present)¹²〕し、発生源による排出の削減〔及び/または吸収源による除去の強化⁴〕を認証し、その他指定された責務を遂行するために、〔COP/MOPによって指定される¹〕〔理事会によって認定され指定される⁴〕公的または民間の組織を意味する⁴。
- (e) 「参加者」⁴とは、CDMの事業活動〔について⁴〕〔を実施するために²〕契約取決めに入る締約国、締約国居住者で民間のまたは公的な組織、或いはそれら双方を意味する⁴。
- (f) 「民間のまたは公的な組織」とは、第12条9項に規定する組織を意味する²。

17 . (22)更に、単位に関連して²、

- (a) 「排出削減単位」(ERU)は、第6条の事業によって削減または³〔隔離〕³され、決議

第2/CP.3号によって定義された或いはその後第5条に従って改訂される地球温暖化ポテンシャル(GWPs)を使って計算されるCO₂ 1メトリックトン相当の排出量に等しいものとする^{4,10,24}。各ERUには一意のシリアル番号を付し、発生締約国、事業名及び事業の種類³、〔発行⁴〕〔認証¹⁰〕の年度、〔及び認証組織¹⁰〕を判断できるようにし、〔また登録簿制度を通じて追跡できるようにするものとする⁴〕^{4,10,18}。

- (b) 「認証排出削減量」(CER)は、CDMの事業によって削減または³〔隔離〕³され、決議第2/CP.3号によって定義された或いはその後第5条に従って改訂されるGWPsを使って計算されるCO₂ 1メトリックトン相当の排出量に等しいものとする^{4,10,24}。各CERには一意のシリアル番号を付し、発生締約国、事業名及び事業の種類³、〔発行⁴〕〔認証¹⁰〕の年度、〔及び認証組織^{10,4}〕を判断できるようにし、〔また登録簿制度を通じて追跡できるようにするものとする⁴〕^{4,10,18}。
- (c) ¹¹〔「割当量単位」(AAU)は、決議第2/CP.3号によって定義された或いはその後第5条に従って改訂されるGWPsを使って計算される二酸化炭素(CO₂) 1メトリックトン相当の排出量に等しいものとする^{4,10,19,24}。各AAUには一意のシリアル番号を付し、発生締約国及び当該単位が発行された約束期間を判断できるようにし、〔また登録簿制度を通じて追跡できるようにするものとする⁴〕^{4,10}。〕¹¹

(注釈：この用語は議定書では使われていない。本文書の他の部分でこの用語が使われている場合も括弧付きと見なすべきである¹¹。)

- (d) 超過AAUsとは、認証を受けており、第17条に基づいて移転または取得できるAAUsを意味する²⁴。

18. (23)更に、運営上の諸問題に関連して²、

- (a) 「事業設計文書」とは、確認を求めて事業を提案する文書を意味する。これには事業をCDM事業として確認するのに必要なすべての情報を含めるものとする²。
- (b) 選択肢1：「確認」とは、事業参加者の要請により独立した組織または運営組織が、第6条または第12条に基づく個々の事業活動について議定書と条約の諸規則で規定される必要条件を満たしているかどうかを判定する³〔拘束力ある〕³評価を意味する¹⁰。
- 選択肢2：「確認」とは、第3部付録Bに従って作成された事業設計文書に基づいて、CDM事業の必要条件と対比して当該事業を評価する手続きを意味する²。
- (c) 「登録」とは、運営組織の勧告に基づいてCDM事業として確認された事業の理事会による正式受理を意味する²。事業の確認と登録は、当該事業活動の検証、認証、及びCERs発行の前提条件である²。
- (d) 「モニタリング」とは、登録されたモニタリング計画に従ってCDMの事業活動の実施とその実績に関する状況を組織的に監視し測定することを意味する²。
- (e) 選択肢1：「検証」とは、メカニズムの使用に完全を期すための第三者による³〔目

録〕〔登録簿〕〔報告書〕〔制度〕〔及び事業〕の見直しを意味する²。

選択肢2：「検証²」とは、個々の事業の結果として発生する発生源による排出削減³〔及び/または吸収源による除去の強化〕³を定期的に〔第三者が³〕見直し、〔所定の⁴〕〔一つの²〕指定された運営組織が事後的に³判定することを意味する⁴。

- (f) 選択肢1：「認証」とは、事業参加者の要請により独立した組織または運営組織が、確認された事業活動によりどの程度の追加の、実質的な、測定可能な、長期的な排出削減が得られたかについて事後的に³行う³〔拘束力ある〕³評価である¹⁰。

選択肢2：「認証」とは、検証期間中に事業がすべての事業実績基準に従って申告された排出削減〔及び/または吸収源による除去〕を達成したという、指定された運営組織によって行われる書面による保証である²。

- (g) 〔選択肢1：CERsの「発行」は、理事会が検証報告書に基づいて担当する機能である²⁴。〕

選択肢2：「発行」とは、指定された運営組織による認証に基づいて理事会が行うCERsの正式発行を意味する。理事会は、発行したCERsを〔事業参加者〕〔関与する締約国〕の指定する登録簿勘定へ割り当てることができる²。

- (h) 「認定」とは、新規申請の運営組織及び指定済み運営組織が、理事会の勧告によりCOP/MOPが採択した〔指定機能〕〔確認、検証、認証〕を行う資格を付与する〔基準〕〔標準〕を満たす或いは引き続き満たしているかどうかを評価する手続きである²。
- (i) 「登録簿」とは、締約国及びその法人によるすべてのERUs、CERs、AAUsの保有、移転、取得、償却の状況をリアルタイムで記録し追跡するための、公開可能な互換性あるコンピューター・データベースのシステムを意味する^{4,10,24}。】¹³

（注釈：AOSISは登録簿の定義が必要となるという意見である。上記の配列はリストアップされた締約国の提案に基づいて両議長が作成したものである。）

（注釈：インドは下記の意見書を提出した。即ち（ ）文書の構成上、第6、12、17条は定義に関する部分より後にきてはならない。各メカニズムを理解し立案することに関する用語の定義は、メカニズムの種類と範囲が定義された後にのみ発生する問題である。ある締約国がある用語について定義を提案したら、案文の適切な場所に挿入するという観点から、かかる提案は三つの部分、即ち第6条、第12条、第17条の関連する部分へ含めるべきである。（ ）「割当量単位 (Assigned amount unit)」は議定書で認知されていないので、定義する余地はない。議定書で認知されている用語は「割当量の一部 (part of an assigned amount)」である。（ ）議定書は第6条の中で「排出削減単位」を認知しているが、割当量単位は認知していない。また、議定書は「認証排出削減」に言及しているが、認証排出削減単位には言及していない。従って、案文の中に認証排出削減単位の定義を入れるべきではない。）

第二部

第6条の事業

．種類と範囲

⁴【A．目的

19．(24)「附属書 に含まれるいずれの締約国も、第3条に基づくその約束を達成する目的で、経済のいかなる分野であれ温室効果ガスの発生源による人為的排出の削減または吸収源による人為的除去の強化を目的とする事業からの排出削減単位を他のいずれかの締約国へ移転するまたはそこから取得することができる。但し、

- (a) これら事業は、関係する締約国の承認を得ていなければならない。
- (b) これら事業は、他の場合であっても発生するであろうものに追加する発生源による排出削減または吸収源による除去の強化をもたらすものでなければならない。
- (c) 第5、7条に基づくその義務を遵守していない事業は、いかなる排出削減単位も取得できない。
- (d) 排出削減単位の取得は、第3条に基づく約束を満たす目的の国内活動を補足するものでなければならない。」^{1,13}。

20．(25)第6条の規定に従って一の締約国が他の締約国から取得する排出削減単位は、取得締約国の割当量に追加されるものとする^{10,11}。第6条の規定に従って一の締約国が他の締約国へ移転する排出削減単位は、移転する締約国の割当量から減ずるものとする^{10,11}。】

4

⁴【B．原則

21．(26) 第6条の目的を達成しようとするに当たり、各締約国は〔条約第3条及び^{10,31}〕¹⁸特に下記の事項を指針とするものとする¹⁰。

- (a) 公平性：¹⁰〔先進及び発展途上の〕¹⁰締約国¹³の間の公平性で^{3,13}、¹⁰〔これには附属書に含まれる締約国と発展途上の締約国の間に絶えず存在する不公平性を回避できるように^{13,31}、人口一人当たりの温室効果ガス排出量に関する公平性も含まれ、先進国は人口一人当たりの温室効果ガス排出量を圧縮して発展途上国と同等となるようにしなければならない¹³〕¹⁰。

(注釈：B項末尾の注釈を参照願いたい。)

- (b) 気候変動への有効性：気候変動への有効性は気候変動の軽減に関連する実質的で測定可能な長期的便益に関するものでなければならない^{10,11,13,31}。
- (c) 透明性^{11,31}。

- (d) 費用効果：費用効果の原則に従って、最低限のコストで地球規模の便益を達成する^{4,10}。
- (e) 第6条1項(b)に基づく²追加性³¹。
- (f) ファンジビリティ / ノンファンジビリティ²：
選択肢1：〔議定書の三つのメカニズムの間^{6,31}〕〔ERUsと割当量の間¹³〕にはファンジビリティはない。
選択肢2：取得したAAUs、ERUs、CERsは締約国自身の義務を果たすため或いは追加取引の対象として使うことができる^{19,24}。
選択肢3：COP/MOPが、例えば先進締約国による第3条の約束の環境的有効性を維持する目的で、交換レート或いは割引方式の設定を通じて同等の環境的有効性を確保できる規則と手続きを立案すれば、締約国はAAUs、ERUs、CERsを相互に交換することができる³。
- (g) 第6条の事業を通ずる排出量の抑制及び削減は、いかなる性格の権利、所有権、資格、財産、商品または所有権に関する便益も生み出したり贈与するものであってはならない¹³。
- (h) 第6条と第12条の事業の対等な取扱い：第6条の事業は、事業段階で気候変動の緩和に関連する実質的で測定可能な長期的便益を確保するためのCDM事業の条件に合致しなければならない^{13,31}。】⁴。

(インドは下記を「両議長の場合に反映しなければならない」と主張した。即ち、

- * 「第6条の事業に関するCOP/MOPのいかなる決議も、個別の決議でなければならない。第6条の事業の種類と範囲は他のメカニズムと異なっている。」
- * 「第6条は他のメカニズムと異なり、先進締約国同士の事業活動に関するメカニズムだけを定めている。議定書では、第6条の事業による排出削減が、排出削減単位として先進締約国の間で取引されると規定しているが、発展途上国における先進国の資金によるCDM事業活動からの排出削減、即ち認証排出削減の移転に関する規定はない。ERUsと割当量とは別物であり、排出の割当量は約束期間中の排出に関する約束である。」
- * 「第6条の事業の種類と範囲に関する原則は、事業活動に関連する方法論上及び運営上の諸問題及び組織上の諸問題の指針とならなければならない。」
- * 公平性について：「第6条の事業は、先進国と発展途上国における過去及び現在の不公平性を固定させる或いは永続させるいかなる可能性に対しても休眠状態にならないようにしなければならない。発展途上国の開発の権利は、いかなる形でも有害な影響を受けないようにする必要がある。公平性は公正な排出の権利とも関連している。先進国は人口一人当たりの排出量が先進国と発展途上国で同等となる水準まで温室効果ガス排出量を圧縮しなければならない。排出の権利を判断する場合は、人口一人当たりの基準が中心となる。人口一人当たりの排出水準は、発展途上国に於

ける経済社会開発と貧困撲滅のための福祉に関する直接的な尺度となる」。この文言を挿入すれば、公平性に関する第21項(a)に含めたインドの意見は削除することができる。

- * 「第6条の事業には、事業段階で気候変動の軽減に関する実質的で測定可能な長期的な便益を確保するため、CDM事業活動のすべての厳格な条件を適用する必要がある」)

C. 補足性

取得に対する制限

22. (27) 選択肢1 : 「補足性」という用語は使わない⁴。

選択肢2 : 附属書 に含まれる締約国は、第3条に基づくその義務を主として領土外の手段によって履行してはならない。第2条に基づく政策と措置及び第3条2項に基づく立証可能な進展という枠組みの中で、議定書の報告、詳細見直し、不履行の手続きの対象となり、排出の抑制及び削減に関する数量化された約束を達成する主要な手段が国内での努力であることを立証できなかった締約国にはメカニズムへアクセスする権利を停止できる権限を付与する定量的または定性的な規則と指針を立案するものとする³。

選択肢3() : 附属書 に含まれる締約国の純取得量は、三つのメカニズムを合わせて下記のいずれか高い方を越えてはならない。即ち、

$$(a) \quad \text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量} \\ 5\% \times$$

2

(ここで、「基準年の排出量」は「第3条5項で規定する基準期間における年間平均排出量」と置き換えることができる。) ¹⁰

(b) 1994年から2002年までのいずれかの年度における実際の年間排出量の5倍と割当量の差の50%¹⁰。

但し、附属書 に含まれる締約国が1993年以降に行われた国内での対策を通じて約束期間の上限より大きな排出削減を達成し、それが当該締約国により検証可能な方法で、また第8条に基づく専門家の見直しを経て立証されれば、その範囲内で純取得量の上限を引き上げることができる¹⁰。

選択肢3() : 三つのメカニズムを使用する場合の全体的な「上限」は、最大25~30%を越えてはならない²⁰。

選択肢4 : 附属書 に含まれる締約国の第6条へのアクセスは、〔第3条に基づき排出の抑制及び削減に関する数量化された約束を達成する主要な手段が国内の政策と措置であること¹³〕〔40%は国内の対策によって達成すること³¹〕を条件とする。これらメカニズムを通じて抑制及び削減される排出量の上限を定めるものとする¹³。附属書 に含まれる締約

国によるERUsの取得の上限は20%に固定するものとする³¹。同一基準による不履行処理規程を定める必要がある¹³。

⁴【移転に対する制限】

23. 選択肢1：附属書 に含まれる締約国は、第3条に基づくその義務を主として領土外的手段によって履行してはならない。第2条に基づく政策と措置及び第3条2項に基づく立証可能な進展という枠組みの中で、議定書の報告、詳細見直し/不履行の手続きの対象となり、排出の抑制及び削減に関する数量化された約束を達成する主要な手段が国内での努力であることを立証できなかった締約国にはメカニズムへアクセスする権利を停止できる権限を付与する定量的または定性的な規則と指針を立案するものとする³。

選択肢2()：附属書 に含まれる締約国の純移転量は、三つのメカニズムを合わせて下記を越えてはならない。即ち、

$$\frac{\text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量}}{2} \times 5\%$$

(ここで、「基準年の排出量」は「第3条5項で規定する基準期間における年間平均排出量」と置き換えることができる。)¹⁰

但し、附属書 に含まれる締約国が1993年以降に行われた国内での対策を通じて約束期間の上限より大きな排出削減を達成し、それが当該締約国により検証可能な方法で、また第8条に基づく専門家の見直しを経て立証されれば、その範囲内で純移転量の上限を引き上げることができる¹⁰。

選択肢2()：三つのメカニズムを使用する場合の全体的な「上限」は、最大25~30%を越えてはならない²⁰。

選択肢3：附属書 に含まれる締約国の第6条へのアクセスは、〔第3条に基づき排出の抑制及び削減に関する数量化された約束を達成する主要な手段が国内の政策と措置であること¹³〕〔40%は国内の対策によって達成すること³¹〕を条件とする。これらメカニズムを通じて抑制及び削減される排出量の上限を定めるものとする¹³。同一基準による不履行処理規程を定める必要がある¹³。】⁴

D. 参加

(訳注：本項のどこかで“4【 ”が抜けていると思われる。27項末尾の“】⁴”との関係)

24. (29) 選択肢1：附属書 に含まれる締約国で、

- (a) 第5、7条に基づく義務を履行していないものは、第6条に基づく事業からのERUsを取得することはできない⁴。
- (b) これら指針の諸規定に従って国内登録簿を維持していないものは、第6条に基づく事

業からのERUsを移転も取得もできない⁴。

(訳注：原文ではmaintaining とaccordance の間にNational Registry in が欠落していると思われるので補った)

(c) 国内での政策と措置によって十分な排出削減を達成していないものは、第6条の事業へアクセスする権利を停止されるものとする^{3,13}。

選択肢2：附属書 に含まれる締約国は、下記の場合のみ第6条に基づく事業からのERUsを移転または取得できるものとする。

(a) 議定書を批准している^{10,31}。

(b) COP/MOPが採択する履行制度を義務づけられている^{10,31}。

(c) 履行制度に基づく手続きとメカニズムによって、第6条への参加から除外されていない^{10,13}。

(d) 条約第12条に基づく約束を履行している^{10,13}。

(e) 第¹⁰〔2条¹⁸〕¹⁰、第5条¹⁸、第7条¹⁸を履行している。

(f) 国内での政策と措置で十分な排出削減を達成している^{3,13}。

25. 第6条1(c)項または4項の規定に加えて、第5条及び/または第7条のすべてまたは特定の規定を履行できないためにメカニズムへの参加の適格性を喪失または喪失させられる可能性のある附属書 に含まれる締約国は、第2条1、3項、第3条2項及び14または11項のいずれかの規定を履行できない場合にも、メカニズムへの参加の適格性を喪失するものとする²⁰。

26. 第6条1(c)項または4項の規定に加えて、第5条及び/または第7条に従ってCOP/MOPが設定する指針または方法に関するすべてまたは特定の規定、或いはCOP/MOPによる他の決議を履行できないためにメカニズムへの参加の適格性を喪失または喪失させられる可能性のある附属書 の締約国は、COP/MOPが第2条1、3項、第3条2、14項、6、11または12項に従って設定する指針、方法、規則または原則或いは決議その他の措置、或いはCOPが第17条に従って設定する原則、方法、規則または指針を履行できない場合にも、メカニズムへの参加の適格性を喪失するものとする²⁰。

27. (45) ¹⁰〔第4条の取決めに基づく事業を運営している締約国は、同じ第4条の取決めに基づき運営している他の締約国または当該締約国が所属しそれ自体が議定書の締約国となっている地域的な経済統合のための機関が、第5、7条に基づくその義務を履行していない場合、第6条に基づく事業から発生するいかなるERUsも〔取得⁴〕〔移転⁴〕することは〔できる^{4,22}〕〔できない⁴〕¹⁰〕⁴。

28. (30) 附属書 に含まれる締約国は、当該締約国及びその居住者である法人の第6条に

基づく事業への参加について^{4,18}、〔当該締約国が置かれている特殊な経済的社会的状況のために¹⁸〕⁴、国際規則に追加して⁴国内的⁴規則または手引きを作成することができ、法人の第6条事業への参加を承認するものとする^{3,4,10,18,2}。法人の第6条事業への参加は、議定書に基づく約束の履行について附属書 に含まれる締約国の責任に影響を与えるものではない^{4,10,18}。

4.10.18 [E . 収益の一部

29 . (33) 収益の一部は、管理費用への充当並びに気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国の適応化コストへの支援に使用するものとする^{3,5,7,8,17,21,25,26,31}。

30 . 適応化コストを支援するのに使われる収益の比率は、第12条8項の諸規定の場合と同じとする⁷〕^{4,10,18}。

．方法論上及び運営上の諸問題

⁴ [A . 事業の承認、確認

31 . (34) 第6条に基づく事業は、

- (a) 議定書附属書Aにリストアップされている一または複数のガスについて、他の場合でも起こるであろうものに追加する発生源による排出削減或いは吸収源による除去の強化をもたらすものとする^{4,18}。¹⁰〔吸収源による除去の強化は、第3条3項に含まれる諸活動及び第3条4項に基づく追加の活動が対象となる⁴〕¹⁰。
- (b) 燃焼^{18,31}、工業、エネルギー原料の加工と輸送^{18,31}、運輸^{18,31}、新規の再生可能エネルギー³¹、都市管理の諸部門を優先的に対象とするものとする¹⁸。

32 . (35) 選択肢1：第6条に基づく事業は関係締約国によって承認されなければならない^{4,31}。締約国は国内の状況に基づいて事業承認の国内メカニズムと基準を設定することができる⁴。

選択肢2：独立した組織は、事業参加者の要請に基づいて事業を〔確認¹⁰〕〔承認¹⁸〕し¹⁰、当該事業が関連する指針と原則に準拠していることを検証する¹⁸ものとする。事業は、それによる排出削減の認証を受ける前に確認される必要がある¹⁰。事業は下記の必要条件を満たしている場合のみ確認されるものとする。即ち、

- (a) 事務局へ提出される事業承認ステートメントで示されるように²⁴、事業が関与する締約国の承認を得ている^{10,18,24}。
- (b) 第6条3項に基づいて事業への参加を認可されたすべての法人が、第6条の事業へ参加する権利があることを立証している¹⁰。
- (c) 事業参加者が付録Aに従って^{10,24}当該事業の〔合意された²⁴〕ベースラインを決定し^{10,24}、

独立した組織へ提出している¹⁰。事業の環境的追加性がこのベースラインに基づいて計算されている^{10,31}。事業による排出削減が実質的、測定可能かつ長期的なもので、事業によって発生する排出量が当該事業のない場合に想定される排出量より少ないことが立証されている¹⁰。

- (d) 関与する締約国が、付録Bに従って事業の正確、組織的かつ定期的なモニタリングの手続きに関する情報を含む¹⁰モニタリング・プロトコルを承認しており²⁴、これが独立した組織へ提出されている¹⁰。

独立した組織は、事業の確認に関するその決定を適切な方法で公表するものとする¹⁰。

33 . (36) ¹⁰ [共同実施活動 (AIJ) パイロットフェーズの事業は、これら指針で設定される基準に合致し、事業に関与する締約国がそれを第 6 条の事業と見なすことに同意すれば、第 6 条に基づく事業として進められる適格性を持つ⁴] ¹⁰。

34 . (37) ¹⁰ [第 6 条に規定する事業の実施は、AIJパイロットフェーズの終了次第、COP/MOP第一回会合より遅くない時点で、CDM事業と同時に開始しなければならない¹⁸] ¹⁰] ⁴。

4 【 B . 事業のモニタリング

35 . 独立した組織は事業の定期的な技術的モニタリングを行うものとする³¹。

36 . (反復38) ¹⁰ [[事務局へ報告される²] モニタリング・データは下記を立証するものとする。即ち、

- (a) 事業が発生源による追加の排出削減、或いは吸収源による除去の追加の強化をもたらしていること¹⁰。
- (b) これら排出削減或いは吸収源による除去の強化が実質的、測定可能、かつ長期的なものであること¹⁰。] ¹⁰] ⁴。

37 . 測定機器の準備と設置は、事業の立案段階で検討しなければならない¹⁸。

4 【 C . 事業の検証

38 . (39) COPが指定する専門家チームは、事業の実施状況を定期的に検討しなければならない¹⁸。

39 . 第 6 条の事業について、第 6 条及、第 7 条に基づき締約国が事務局へ提出する情報は、第 6 条、第 8 条に従って検討されるものとする⁴。

40．第6条の事業及び当該事業に起因する発生源による温室効果ガス排出削減及び/または吸収源による除去の強化を検討するための検討手順は第6条、第8条に基づいて設定される⁴。

41．検証は独立した組織によって行われるものとする³¹。

42．(40) 検証は下記の2段階で行われる¹⁸。即ち、

(a) 援助国と受入国による¹⁸、及び³

(b) COP/MOPまたはメカニズムのすべてを検証するためにCOP/MOPが設置する独立した³組織による¹⁸。】⁴

43．第6条の事業に参加する締約国は、発生源による排出削減または吸収源による除去の強化を検証するための独自の国内メカニズムを設定することができる⁴。

⁴【D. ERUsの認証と発行

44．(41) 選択肢1：事業の排出削減または吸収源による除去の強化は、事業の現場が立地する締約国が立案した国内メカニズムに従って検証することができる⁴。

45．選択肢2：独立した組織は確認された事業の参加者の要請に基づき¹⁰、当該事業による排出削減を認証するものとする³¹。事業による追加の排出削減は、事業の確認の過程で独立した組織へ提出されるベースラインに基づいて計算されるものとする¹⁰。排出削減は、下記の場合のみ、それが発生した後で認証されるものとする。即ち、

(a) 事業への参加者が一定期間における事業による排出削減の認証を申請した場合¹⁰。

(b) 事業が確認されており、引き続き事業の確認の必要条件に合致している場合¹⁰、及び

(c) 関係するすべての締約国が第6条の事業に参加する資格を持っている場合¹⁰。

独立した組織は、認証手続きが終了次第その決定を書面によって申請者へ伝達するものとする¹⁰。独立した組織は排出削減の認証に関するその決定を適切な方法で公表するものとする¹⁰。

46．事業の現場が立地する締約国は、排出削減または吸収源による除去の強化に基づいてERUsを発行し、それを当該事業に参加している締約国及び/または法人へ移転するものとする⁴。ERUsは事業参加者の取決めにに基づきそれぞれに配分されるものとする^{4,31}。

47．(42) 発行される認証証明書には下記の情報とデータを含めるものとする。

(a) 事業名、事業の種類³、関与する締約国を含む事業参加者¹⁰。

(b) 事業から生み出されたERUsの件数、発行年度、認証組織¹³及びシリアル番号¹⁰。】⁴

⁴【E . 履行に関する諸問題

48 . (反復43) 第6条に基づいて行われる事業について第7条に基づいて報告される情報は、〔第8条に基づく専門家検討手順の対象となる²⁴〕〔第6条、第8条とその指針に従って検討され、事務局によって公表される⁴〕⁴。

49 . (44) 選択肢1 : 附属書 に含まれる締約国による第6条の必要条件の実施について、第8条の規定によって問題が見いだされた場合、その問題が見いだされた後も排出削減単位の移転 / 取得を続けることができるが、履行の問題が解決されるまで、締約国は第3条に基づくその約束を満たすためにこれら排出削減単位を使用してはならないものとする¹。

選択肢2 : 第6条を履行していないいかなる締約国も、ベースラインの定義を含めて参加する事業の仕組みが確認されており、生成されるERUsがCOP/MOPの発表する指針に従って独立した組織によって認証されている場合のみ、当該事業からのERUsを移転することができる²⁴。

50 . (反復44) 第6条の必要条件に対する不履行が、〔第8条に基づく検討手順によって⁴〕〔他の手段によって⁴〕問題となった場合、この問題は〔議定書に適用される一般的手続きを通じて⁴〕〔それ専用の手続きを通じて⁴〕迅速に解決されるものとする^{4,10}。

51 . 第6条1(c)項または4項の規定に加えて、第5条及び / または第7条のすべてのまたは特定の規定の不履行となった場合にメカニズムへの参加の適格性を喪失するまたは喪失させられる可能性のある附属書 に含まれる締約国は、第2条1、3項、第3条2項及び14または11項のいずれかの規定の不履行となった場合にも、メカニズムへの参加の適格性を喪失するものとする²⁰。

52 . 第6条1(c)項または4項の規定に加えて、第5条及び / または第7条に従ってCOP/MOPが設定する指針または方法に関するすべてのまたは特定の規定、或いはCOP/MOPによる他の決議の不履行となった場合にメカニズムへの参加の適格性を喪失するまたは喪失させられる可能性のある附属書 の締約国は、COP/MOPが第2条1、3項、第3条2、14項、6、11または12項に従って設定する指針、方法、規則または原則或いは決議その他の措置、或いはCOPが第17条に従って設定する原則、方法、規則または指針の不履行となった場合にも、メカニズムへの参加の適格性を喪失するものとする²⁰。

F . 登録簿

53 . 登録簿は付録Cに従って設定、維持されるものとする²。

G . 締約国による報告

54 . (38) 第 6 条に基づく報告手続きは、〔条約関連機関が立案しCOPが採択する¹⁸⁾〕〔付録 Bに含まれる²⁾〕指針に基づくものとする。

55 . (53) 附属書 に含まれる各締約国は第 6 条に基づく事業について、〔第 6 条⁴⁾〕〔第 7 条 1、2 項^{4,10,24)}〕による報告義務の枠組みの中で、付録Bに含まれる報告フォーマットを使って、下記を含めて年 1 回報告するものとする⁴⁾。

- (a) 関与する締約国の間で合意されたベースライン⁴⁾、
- (b) 当該年度の発生源による温室効果ガスの排出削減または吸収源による除去の強化の計算値⁴⁾、
- (c) 各单位についてシリアル番号及びそれが記帳された移転先または取得先締約国の登録簿を含めた当該年度の排出削減単位の移転と取得^{4,24)}、及び
- (d) 当該年度に償却された排出削減単位（シリアル番号による）⁴⁾。

56 . 法人が移転に関与している締約国は、関係法人に関する情報も提出するものとする^{3,24)}。

57 . (54) ¹⁰⁾〔第 7 条 2 項に基づく事業に関する報告は、第 7 条 4 項により立案される指針の不可欠の一部となる統一的な報告フォーマットに従って行われるものとする²⁴⁾〕¹⁰⁾。

. 組織上の問題

58 . (56) ¹⁰⁾〔COP/MOPは、

- (a) 議定書で設定される世界規模の枠組みの最高意思決定機関の役割を果たす³⁾。
- (b) 民間の組織を含めて検証、認証³⁾、検査を行う組織の役割を定める²²⁾。
- (c) 第 6 条の事業について締約国が報告するための指針を発表する²⁴⁾。
- (d) 締約国が第 6 条を履行していないが、確認された事業からのERUsの移転を希望している場合について、独立した第三者によるERUsの認証に関する指針を発表する²⁴⁾。
- (e) ベースラインの決定について対比可能な方法に関する指針を発表する²⁴⁾。
- (f) 議定書、特に第 2、5、7 条による義務に対する締約国の履行を認知する¹⁸⁾。
- (g) 第 6 条の事業成果をクレジットが移転される前に承認する¹⁸⁾。〕¹⁰⁾

59 . (57) COP/MOPは〔第 6 条の事業²⁾〕〔共同実施¹⁰⁾〕に関する指針を見直し、第 1 回見直しを⁴⁾〔2012年〕⁴⁾以前に行うものとする¹⁰⁾。追加の見直しは、それ以後定期的に行うものとする¹⁰⁾。指針の改訂は、それが採択されたときの約束期間の次の期間から発効するものとする¹⁰⁾。

60 . (58)¹⁰〔〔独立した組織¹⁰〕〔運営組織¹⁸〕〕は、

- (a) 第6条の事業の発掘、立案、資金供与とは組織的及び経済的に無関係であり、またそれに参加する資格がないものとする¹⁰。
- (b) 第6条の事業に関するその決定についてCDM理事会の〔承認〕³を得るものとする¹⁸〕¹⁰。

(締約国は、第6条に基づく独立した組織の関与に関する基準と手続き、特にCDMにおける運営組織の認定の問題で対処する事項を関連づけるかどうかについて検討願いたい。)

第二部 附則：第6条の事業

A. ベースライン

61. 事業ごとのベースラインは下記の諸要素からなる⁴。

- (a) 歴史的データセット及び/または将来の趨勢の予測⁴、
- (b) 基準事例として使われる特定の地理的地域（例えば、国内地域、国、域内諸国、世界）⁴、
- (c) 事業の寿命（即ち、ERUsを生成できる期間）⁴、
- (d) ベースラインは静的なものか動的なものか（即ち、ベースラインが趨勢を反映できるように組み立てられているかどうか、或いは時期を見て調整されるかどうか）⁴、
- (e) 必要に応じてベースラインの更新と改訂の間隔⁴、
- (f) ベースラインは起こり得る事業²境界の問題にどのように対処するか⁴、及び
- (g) ベースラインに影響を与える可能性のあるすべての想定を明確にし、完全に透明にするのに十分な情報⁴。

62. 複数事業のベースラインには下記の諸要素が含まれる⁴。

- (a) 集合のレベル（例えば、部門内、小部門内、同種技術に基づく集合）⁴、
- (b) 歴史的データセット及び/または将来の趨勢の予測⁴、
- (c) ベースラインが対象とする特定の地理的地域（例えば、国内地域、国、域内諸国、世界）⁴、
- (d) ベースラインは静的なものか動的なものか（即ちベースラインが趨勢を反映できるように組み立てられているかどうか、或いは時期を見て調整されるかどうか）⁴、
- (e) 必要に応じてベースラインの更新と改訂の間隔⁴、
- (f) ベースラインは起こり得る事業²境界の問題にどのように対処するか⁴、及び
- (g) ベースラインに影響を与える可能性のあるすべての想定を明確にし、完全に透明にするのに十分な情報⁴。

B . モニタリング、報告、検証、ERUsの認証 / 発行

報告

63 . 選択肢 1 : (報告フォーマット)⁴ .

選択肢 2 : 第 6 条の事業に関する報告フォーマット :

- (a) [関与する各締約国] [受入締約国] の指定された連絡先からの、提案された事業が正式に承認されたことを示す書状²、
- (b) 事業の目標と状況^{10,24}、
- (c) 事業の説明^{10,24}、
 - () 事業の目的と事業²境界^{10,24}、
 - () [事業²] [採用するシステム^{10,24}] の技術的説明、
 - () 事業の立地場所とその地域に関する情報^{10,24}、
 - () 将来の開発に影響を与える主要な推進要因^{10,24}。
- (d) [ベースラインの推定^{10,24}] [ベースライン設定方式案²]
 - () [合意された⁴] ベースラインと選択された [方法] [計算方法²] の説明^{10,24}、
 - () ベースライン設定方式案の適切性の正当化^{2,10}、
 - () クレジット対象 [時間] [期間²] の [案²] の正当化^{10,24}、
 - () 事業の予想寿命⁴、
 - () 承認された [標準化された] [複数事業の] ベースラインの特定事業への適用を完全に透明にするのに必要な他のあらゆる情報²、
 - () ベースラインの推定で使われた主要な [要素] [パラメーターと想定値²] の説明^{10,24}、
 - () ベースラインの推定値を計算するのに使われる、排出に関する歴史的データなどデータソース、変数、使用したパラメーター²、
 - () 当該活動の歴史的排出量²、
 - () [ベースライン推定値の計算^{10,24}] [事業の寿命期間中におけるベースラインの年間排出量および排出削減量の予測²]
 - () 感度分析¹⁰、
- (xi) 数量的な¹⁰不確実性^{10,24}、
 - データ
 - 想定値
 - 主要な要素
 - その他
- (xii) ベースライン設定方式案の強みと弱み¹⁰、
- (e) ベースライン [推定] [方法²] 案に関する結論^{10,24}、
- (f) 当該年度の発生源による温室効果ガス排出削減または吸収源による除去の強化の計算⁴、

(g) モニタリング計画²

選択肢 1 :

- () 事業の活動と種類の説明¹⁰、
- () 削減または除去される排出量を計算するために収集される情報 / データの説明¹⁰、
- () 削減または除去される排出量を計算するのに使用した方法の説明 (これには、関連する排出係数とその出所、モニタリングの頻度或いは使用した情報 / データ収集手順を含む) ¹⁰、
- () 提案されたモニタリング手順が失敗した場合のバックアップ手順の説明¹⁰、
- () モニタリングの結果を文書化する手順の説明¹⁰、

選択肢 2 :

- () 事業境界の内と外における事業性能指標²、
- () 事業性能指標とデータの質の評価に必要なデータ²、
- () データ収集とモニタリングで使われる方法²、
- () 提案されたモニタリング方法の精度、正確性、信頼性の評価²、
- () モニタリング方法、記録、報告に関する品質保証と品質管理²、
- () 削減された〔または除去された〕排出量を計算するためのモニタリング・データの使用方法に関する説明²、

(h) 参考事項^{10,24}。

C . 登録簿

64 . 選択肢 1 :〔附属書 Y に含まれ、排出の抑制または削減の約束が附属書Bに登録されている⁴〕〔附属書Bに含まれる¹⁰〕各締約国は、〔当初の¹⁰〕割当量を正確に計上し、〔当該締約国の割当量の変動⁴〕〔ERUs、CERs、AAUsの移転と取得によるその調整¹⁰〕〔ERUs、CERs、AAUsの発行、移転、取得、償却 (retirement)²〕を追跡し^{4,10}、第3条の約束に対する当該締約国の履行状況を判定する一助とするため¹⁰、国内登録簿を作成し維持するものとする^{4,10}。更に、事務局は割当量を償却 (retirement)する目的で電子化された中央登録簿を管理するものとする¹⁰。

選択肢 2 : 中央登録簿は、メカニズムに基づいて移転されるERUs、CERs、AAUsの生成、移転、償却 (retirement)を追跡する目的で作成されるものとする³。

65 . 国内登録簿は透明性、完全性、整合性を指針とする¹⁰。

- (a) 「透明性」は、取引を容易にし、市場の効率を向上させ、適正な監督とモニタリングができるように、締約国が公衆による登録簿の精査を明確かつ包括的な方法で認める必要性に関するものである¹⁰。
- (b) 「完全性」は、締約国の割当量に影響を与えるすべての移転をその登録簿に反映させ、関連するいかなる情報の報告にも漏れがないようにする必要性に関するものである¹⁰。
また
- (c) 「整合性」は、ERUs、CERs、AAUsの追跡とモニタリングが容易かつ確実に行われるように、すべての国内登録簿を基本的必要条件に準拠させる必要性に関するものである¹⁰。

66 . 各締約国は、その国内登録簿を締約国に代わって管理し、また必要な機能を遂行する組織 (政府または民間の) を明確に指定するものとする (登録簿の「管理者」)⁴。

67 . 登録簿には、本附則の附属書Yで説明する公衆のアクセス可能な、最低限のデータ要素を含めるものとする⁴。

68 . 登録簿は〔コンピューター・データベース^{4,19}〕〔コンピューター会計システム¹⁰〕の形式で保存するものとする²。各ERUは一つの登録簿の一つの口座に計上するものとする²。登録簿の仕組みは、取引を〔即時に⁴〕〔ほぼリアルタイムで (最大限 1 就業日以内)¹⁰〕に行えるように、また各ERUが一つの国内登録簿の一つの口座のみに計上されるように互換性を持たせる〔また取引が標準化された電子フォーマットで記録されるようにする¹⁰〕ものとする^{4,10}。これらコンピューター・データベースのフォーマットは、本附則の附属書W (追って作成する) の指針に準拠させ、国内登録簿におけるERUs、CERs、AAUsの保有状況に見合ったものとするものとする⁴。

69 . (175) ¹⁰ [二またはそれ以上の締約国は、自由意志でそれぞれの登録簿を統合して維持することができるが、その場合は各締約国の登録簿を法的に区別できるようにするものとする⁴。] ¹⁰

70 . AAUsには、第3条3、4、7項に基づいて締約国の割当量が、本附則の附属書X(追って作成する)で詳細に述べる指針に従ってその国内登録簿に記入される時点で、シリアル番号を付すものとする⁴。

71 . シリアル番号は各AAUを区別できるもので^{4,10}、本附則の附属書YのB項に従って組み立てられるものとする²。

72 . 各口座には、本附則の附属書YのA項に基づく情報を含めるものとする²。

73 . 第6条に基づく活動について、附属書 に含まれ、数量化された排出の削減または抑制の約束が附属書Bに登録されている締約国は、ERUsをその割当量の中から移転することができる⁴。

74 . 事業の結果としてどのAAUsをERUsとして移転するかに関する受入締約国の指示があり次第、受入締約国の国内登録簿の管理者は下記の手続きによりERUsを移転するものとする⁴。即ち、

- (a) 登録簿の管理者は、生成国の記号を組み合わせれば識別可能となる「事業識別記号」⁴を割り当てるものとする⁴。
- (b) 登録簿の管理者は、本附則の附属書Yに示す事業関連の情報を、受入締約国の国内登録簿に記憶させるものとする⁴。
- (c) 登録簿の管理者は、ERUsとして移転されるAAUsのそれぞれに事業識別記号を付けて、受入締約国が提供する事業参加者間の配分取決めに基づき当該ERUsを移転するものとする⁴。
- (d) ERUsの移転の結果として、それぞれの口座の保有状況を変更させるものとする(一つの口座でAAUsの借方()となり、別の口座でERUsの貸方(+)となる)⁴。

75 . (48) ^{10,18} [2000年から第一約束期間の開始までの間に移転または取得されるERUsは、それぞれ第3条の10項と11項に従って計上されるものとする²⁴。] ^{10,18}

76 . 附属書Bに含まれる締約国が、当該締約国の国内登録簿で国内法人によるERUsの保有を認める場合、それぞれのERUs保有者は当該国内登録簿の中で別々の口座を持つよう

に義務づけられるものとする⁴。但し、各単位は唯一の国内登録簿の唯一の口座に登録されるものとする¹⁰。

77．締約国間の移転または取得により、単位は一つの締約国の国内登録簿から別の締約国の国内登録簿へ移動するものとする¹⁰。

78．国内登録簿で設定された口座に関するすべての取引の記録は、本附則の附属書YのC項に従って当該国内登録簿に¹⁰保存されるものとする²。発行する締約国の国内登録簿から行われるすべての移転の日付に関する情報を、発行する締約国の登録簿から移転されるすべての〔AAU¹⁰〕〔ERU²〕へ添付するものとする¹⁰。

(注釈：欧州連合等は、採用されている責任関連規則によって日付情報の必要性が異なると指摘している。)

79．〔附属書Bに含まれる締約国の各国内登録簿には、当該締約国が第3条1項の義務への遵守を立証する目的で使用したERUs、CERs、AAUsを明確にするため、各約束期間について専用の償却 (retirement) 口座を含めるものとする⁴。〕〔国内登録簿に加えて、事務局はコンピューター化された中央登録簿を保有するものとする¹⁰。附属書 に含まれる各締約国の償却 (retirement) 口座は、この中央登録簿へ記帳されるべきである¹⁰。〕締約国は、第3条に基づく約束を遵守する目的でその排出量を埋め合わせる場合、当該ERUs、CERs、AAUsをこの口座へ償却 (retirement) するものとする^{4,10}。これら単位は、以後取引することができない^{4,10}。

80．第8条に基づく専門家の見直しは、国内登録簿制度の安全性と完全性を検討するものとする¹⁰。国内登録簿制度の安全性と完全性は、本附則の関連諸規定の実施を管理する具体的な諸規定を通じて確保するものとする¹⁰。

附属書Y⁴

締約国国内登録簿の公開可能な情報⁴

・締約国の登録簿における最低限のデータ要素⁴

81．別途注釈がある場合を除き、締約国の国内登録簿には下記のデータ要素を記載するものとする⁴。

A．口座の情報⁴

(注釈：豪州等は、各締約国の登録簿には最低限当該締約国のシリアル番号を付けた割当量を含む口座と、第3条1項の約束の履行を立証するために償却 (retirement) された割当量を計上する各約束期間の償却 (retirement) 口座を含めるべきという意見である。更に、国内登録簿で法人に割当量を保有することを認める附属書Bの締約国の場合、割当量の各保有者について国内登録簿の中で設定される口座に、割当量が反映されなければならないという意見である。)

82．登録簿の各口座の名称^{4,10}：これはリレーショナルデータベースの次のデータ・フィールドに対応する：口座名⁴。

83．各口座の番号⁴：各口座と、その口座がどの登録簿に記帳されているかを識別するために一意の番号が割り当てられる⁴。適宜この口座の番号は国際標準化機構が定め維持している2文字コード (ISO 3166) を使用する⁴。口座の番号は、口座がどの登録簿に記帳されているかを識別するコードで始まり、次に登録簿のコードと組み合わせれば一意となる番号が続く (例えば、口座番号US-1009)⁴。これはリレーショナルデータベースの次のデータ・フィールドに対応する：口座番号⁴。

84．各口座の種類⁴：これは口座の種類 (例えば、償却 (retirement) 口座) を識別する⁴。償却 (retirement) 口座の場合、この口座に含まれる単位が使われた遵守期間も明記される⁴。これはリレーショナルデータベースの次のデータ・フィールドに対応する：口座の種類、遵守期間⁴。

85．各口座の代表者^{4,10}：これは政府を代表する個人、或いは場合により当該口座を保有する法人を識別する⁴。最初と最後の代表者の名前が識別される⁴。これはリレーショナルデータベースの次のデータ・フィールドに対応する：代表者名⁴。

86．各口座代表者の識別番号⁴：各口座の代表者と代表者が口座を保有する登録簿を識別す

るために、一意の番号が付与される⁴。これはリレーショナルデータベースの次のデータ・フィールドに対応する：代表者識別番号⁴。

87．口座代表者への問い合わせ先^{4,10}：これには口座代表者の郵送宛先住所、電話番号、ファックス番号及び/またはEメールアドレスが含まれる^{4,10}。これはリレーショナルデータベースの次のデータ・フィールドに対応する：代表者住所、電話、ファックス、Eメール⁴。

B．割当量情報⁴

(注釈：豪州等は、各口座に含まれ、シリアル番号で表されるすべての割当量を含めるという意見である。各シリアル番号は一意で、発行された単位の対象となる約束期間と発生国を識別し(例えば、1-US-765034)、該当する場合は事業の識別記号も付加する。シリアル番号は最初と最後の番号によって表示されるブロックとして記憶させることができる(例えば、1-NZ-000245-000978)。データベースフォーマットでのデータ管理を容易にするには、これらを別々のフィールドで番号順の単位として記憶させれば役に立つ(即ち、約束期間別、発生国別、最初のシリアル番号と最後のシリアル番号別、事業識別記号))

選択肢 1：

88．各ブロックの割当量に関連する約束期間⁴：この約束期間コードは、単位或いはシリアル番号のブロックが対象とする約束期間を識別する番号とする(例えば、2008～2012年の第一約束期間は“ 1 ”で識別される)⁴。これはリレーショナルデータベースの次のデータ・フィールドに対応する：関連約束期間⁴。

89．発生国⁴：附属書B締約国が発行する単位(第3条3, 4, 7項によるもの、及びその後第6条に基づき移転されるもの)の場合、発生国はそれを発行した附属書B締約国となる⁴。発生国コードは国際標準化機構が定め維持している2文字コード(ISO 3166)とする⁴。これはリレーショナルデータベースの次のデータ・フィールドに対応する：発生国⁴。

90．割当量ブロックの最初と最後のシリアル番号⁴：単一の単位の場合、最初と最後のシリアル番号は同じとなる⁴。これはリレーショナルデータベースの次のデータ・フィールドに対応する：最初のシリアル番号、最後のシリアル番号⁴。

91．ERUsを移転する事業の識別コード⁴：第6条に基づくERUsの各移転で、受入締約国は移転する単位に関連する事業識別記号を作るものとする⁴。同一事業から一定期間後に移転される単位には、別の識別記号を付与する⁴。この事業識別記号コードは、発生国コードと組み合わせれば一意となる番号とする⁴。これはリレーショナルデータベースの次のデータ・フィールドに対応する：事業識別記号⁴。

選択肢 2 :

92. シリアル番号は、最初のフィールドが発生国を、2番目のフィールドが該当する約束期間を、また3番目のフィールドがERUを識別するように組み立てられるものとする¹⁰。すべてのERUsは、CERsやAAUsと区別するために、末尾に“ 1 ”をつけるものとする¹⁰。(欧州連合等は、最初のフィールドに含める締約国識別記号として、議定書の附属書Bの順番に従って各締約国の番号を決められると言う意見である。)

C . 取引情報⁴

(注釈：豪州等は、取引に下記の活動、即ち、第3条3, 4, 7項に基づく割当量の発行、及び同一登録簿内または異なる登録簿間の一つの口座から別の口座への割当量の移動(JI事業の結果としての移転、及び締約国による第3条1項の約束の履行を立証するための償却(retirement)口座への単位の移動を含む)を含める、という意見である。)

93. 一意の取引番号⁴：登録簿における各取引には、一意の取引番号を付与する⁴。これはリレーショナルデータベースの次のデータ・フィールドに対応する：取引番号⁴。

94. 取引種類の識別コード⁴：各取引は種類別に分けられる⁴。例えば、“IA”というコードは当初割当量の発行を意味し、“IS”というコードは第3条3, 4項による活動に基づく割当量の発行を意味し、“JI”というコードは第6条に基づく最初の取引を意味し、“RT”というコードは償却(retirement)口座への移転を意味する⁴。これはリレーショナルデータベースの次のデータ・フィールドに対応する：取引の種類⁴。

95. 取引の日付⁴：各取引の日付を記録する⁴。これはリレーショナルデータベースの次のデータ・フィールドに対応する：取引の日付⁴。

96. 取引に使われる口座⁴：各取引で、移転者と被移転者の口座番号を記録する⁴。これはリレーショナルデータベースの次のデータ・フィールドに対応する：移転者の口座番号と被移転者の口座番号⁴。

97. 取引の現状⁴：各取引で、当該取引が保留中か、或いは受入先登録簿/口座が当該取引を受け入れたか拒否したかを示すコードを記録する⁴。これはリレーショナルデータベースの次のデータ・フィールドに対応する：取引の現状⁴。

D . 第6条の事業に関する情報⁴

(注釈：豪州等は、第6条に従ってERUsの移転が行われるいかなるJI事業についても、登録簿に下記の情報を含めるべきという意見である。)

98．事業の名称⁴：これはリレーショナルデータベースの次のデータ・フィールドに対応する：事業の名称⁴。

99．事業の立地場所⁴：これはリレーショナルデータベースの次のデータ・フィールドに対応する：事業の立地場所⁴。

100．事業からのERUs移転年度⁴：これは受入締約国が第6条に従って割当量を移転した年度である⁴。事業から各年度に移転される単位には異なる事業識別記号が付けられることに注意願いたい⁴。これはリレーショナルデータベースの次のデータ・フィールドに対応する：移転年度⁴。

101．事業に関する報告をダウンロードできるインターネット・アドレス⁴：第6条に基づく単位の移転の都度、受入締約国は事業に関する報告をダウンロードできるホームページアドレス（URL）を記録する⁴。これはリレーショナルデータベースの次のデータ・フィールドに対応する：レポート・リンク⁴。

．公開可能性⁴

102．選択肢1：各登録簿は、それに含まれる守秘義務のない情報を関心ある者が検索し閲覧できるように、公衆がアクセスできるユーザー・インターフェースを提供するものとする⁴。この附属書で概要を述べた最低限のデータ要素を含む登録簿は、下記を含む（それだけに限定されない）各種報告書を関心ある者が検索できるようにする必要がある⁴。

- (a) 第3条7項に従って附属書B締約国がAAUsとして発行する当初割当量のリスト⁴、
- (b) 登録簿の現在の口座収支と口座保有者の保有状況⁴、
- (c) 登録簿の中で生きている（即ち、償却（retirement）してない）ERUsとAAUsの数量⁴、
- (d) 各約束期間に遵守の目的で償却（retirement）されたERUs⁴、CERs⁴、AAUs⁴のリスト⁴、及び
- (e) 締約国のERUsとAAUsの保有状況の変動リストと変動の理由⁴。

選択肢2：登録簿（口座の保有状況と口座の名称、指定された口座代表者の住所と身元を含む）は公開可能とする¹⁰。

103．締約国は、その国内登録簿制度の利用方法に関する基本的な情報を提供する責任を負うものとする¹⁰。

第三部

クリーン開発メカニズム

．種類と範囲

4【A．目的

選択肢 1：

104．(61) CDM は下記の〔二重の¹³〕目的を持つ。

- (a) (a)〔附属書 に含まれない締約国〕〔発展途上締約国⁶〕が持続可能な開発を達成し、〔それにより¹³〕〔また^{11,12,13,19,32}〕条約の最終目的に貢献するのを支援する^{11,12,13,19,32}。及び
- (b) (b)〔附属書 に含まれる締約国〕〔先進締約国⁶〕が第 3 条に基づき排出の抑制及び削減に関する数量化された約束〔の一部⁶〕の履行を達成するのを支援する^{11,12,13,19}。

(インドは、「各 CDM プロジェクトは、それぞれ上記の二重の目的を達成しなければならない」を追加するように要請している。)

105．CDM は、気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上締約国がその適応コストを満たせるように、各事業の収益の一部をこの目的のために確保することにより、これら諸国の支援に役立つものでなければならない⁶。

選択肢 2：

106．(61) CDM の目的は下記にある。

- (a) (a) 附属書 に含まれない締約国が持続可能な開発を達成し、条約の最終目的に貢献するのを支援する^{7,11,12,13,19,32}。
- (b) (b) 附属書 に含まれる締約国が第 3 条に基づき排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の履行を達成するのを支援する^{7,11,12,13,19}。及び、
- (c) (c) 気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上締約国がその適応コストを満たせるように、各事業の収益の一部をこの目的のために確保することでこれら諸国を支援する^{3,7}。

107．(62) 「一つの締約国が第 12 条の規定に従って他の締約国から取得するいかなる認証排出削減量も、取得する締約国の割当量に追加される」^{1,7,10,11}】⁴

4【B・原則】

108.(63) 締約国は、CDM の目的を達成するためのその行動において、条約の〔第2条と³¹⁾第3条及び¹¹⁾特に下記を指針にするものとする。即ち、

(a) (a) 性質と範囲¹¹⁾：

() () CDMは議定書で考案され導入された^{7,11)}事業ベースのメカニズムであり^{6,7,11)}、下記の二重の目的を持つ。即ち、(a) 発展途上締約国が持続可能な開発を達成し、条約の最終目的へ貢献するのを支援する。及び(b) 先進締約国が第3条に基づき排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の履行を達成するのを支援する^{6,11)}。CDM事業の各活動は上記の二重の目的を満たさなければならない¹³⁾。

(注釈：B項末尾の注釈を参照願いたい。)

() () いかなるCDM事業も、第12条に従って附属書 に含まれる締約国と含まれない締約国との間で自主的に承認され、実施されるものとする⁶⁾。議定書による他のメカニズムと異なり、CDMはその事業に先進締約国と発展途上締約国の双方が参加できる議定書の唯一つのメカニズムである¹¹⁾。

() () 先進締約国は、事業への出資またはCERsの取得により、発展途上締約国の持続可能な開発に資する¹¹⁾事業へ資金供与を〔行う〕〔行うことができる⁷⁾〕⁷⁾。第12条に従って一つの締約国が別の締約国から取得するいかなるCERsも、取得する締約国の割当量に追加されるものとする⁷⁾。

() () 先進締約国は、参加する先進及び発展途上締約国による契約条件に従って¹³⁾、これら資金供与に民間のまたは公的な組織を関与させることができる^{11,13)}。その見返りとして、事業へ資金供与を行う先進締約国はその排出削減の約束の一部を満たすことができる¹¹⁾。CDMによる事業の組立と実施は、受入締約国における民間部門に事業機会を創出するものでなければならない³²⁾。

(注釈：B項末尾の注釈を参照願いたい。)

() () 議定書はCDM事業による排出削減を認証すると規定している¹¹⁾。これにより「認証排出削減量」(CERs)が発行される¹¹⁾。参加する先進締約国はこのCERsを「補足性」の原則によって定められる範囲内で第3条に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の履行の一部に組み込むことができる¹¹⁾。先進締約国が資金供与を行うCDM事業活動によって削減され、事業に参加する発展途上締約国との間の契約条件に従って当該締約国が取得する認証排出削減量は、補足性の原則を条件として排出に関する約束を達成する際の不足分を補うために使うことができる¹³⁾。割当量は先進締約国による排出に関する約束である¹³⁾。条約の附属書 に含まれる各締約国の割当量は、議定書附属書Aにリストアップされた温室効果ガスの二酸化炭素換算合計排出量について議定書附属書Bに登録された比率を5倍したものに等しいものとする¹³⁾。議定書には、CDM事業活動に起因する排出削減の移転に関する規定はない¹³⁾。発展途上国におけるCDM事

業活動に起因する排出削減は移転することができない¹³。CDM 事業活動によって削減された認証排出削減量は、先進締約国が参加する先進及び発展途上締約国の間の契約条件に従って、CDM 事業への資金供与の見返りとして、その数量化された排出の抑制と削減の約束の一部を満たすために使用することができる¹³。先進締約国の排出量が割当量より少ない場合、当該先進締約国が取得する認証排出削減量は、当該締約国が次の約束期間に使用することができる¹³。認証排出削減量の取得は、約束期間の割当量或いは第 17 条に基づく移転可能な割当量の一部を変更するものではない¹³。

(注釈：B 項末尾の注釈を参照願いたい。)

- () CDM 事業活動による排出の抑制と削減は、いかなる性格の権利、所有権、資格、財産、商品または所有権に関する便益も生み出したり贈与するものであってはならない¹³。
 - () () 「認証された事業活動による収益の一部」は適応のコストを満たすために使えるようにしなければならない。特にこの目的のために、CDM 適応基金を設置するものとする¹¹。
 - () 理事会及び CDM 事業の適応活動と実施のための能力向上プロセスを含めた CDM の設計と運営のあらゆる面で、小規模である島嶼発展途上国に特有の脆弱性と特質を考慮に入れるものとする³。
- (b) (b) 衡平性：衡平性は人口一人当たりの公正な排出の権利に関するものである^{13,31}。この問題は、先進国が温室効果ガスの排出量を圧縮して、人口一人当たりの排出水準を先進国と発展途上国で一致させるようにするといった、排出量の圧縮と一致という観点から見る必要がある¹³。人口一人当たりの排出水準を等しくするのは、衡平な基準である¹³。人口一人当たりの基準は、経済社会開発と貧困撲滅のための福祉に関する直接的な尺度となる排出の権利を定める際に中心となる¹³。CDM の実施は⁶、先進締約国と発展途上締約国との間に存在する不衡平性を永続させないために^{13,31}、衡平な開発の権利^{7,11}、CDM 事業による超過軽減コストを附属書に含まれる締約国と含まれない締約国の間で共有すること、及び〔可能な範囲内で⁷〕バランスのとれた地域別活動^{7,11,31}を基本とすべきである。発展途上国の開発の権利は、いかなる形でも有害な影響を受けてはならない^{11,32}。CDM に基づく事業は、長期的に見て受入締約国の排出削減コストを増大させてはならない³²。

(注釈：B 項末尾の注釈を参照願いたい。)

- (c) (c) 気候変動への有効性：気候変動への有効性は、事業段階での気候変動の軽減に関連する実質的で測定可能な長期的便益に関するものでなければならない^{7,11,13,18,31}。これは CDM 事業活動のベースラインと対比した CDM 事業段階における追加排出削減を考慮に入れることにより対処すべきである^{7,11,31}。事業活動の便益は、実際の温室効果ガス (GHG) 排出量が事業のベースラインより少ないと立証できれば、

実質的なものとして認知される^{7,11}。この便益は、事業の実際の GHG 排出水準と事業のベースライン GHG 排出水準が妥当な程度の精度で設定できれば、測定可能なものとして認知される^{7,11}。事業活動の便益は、各種 CDM 事業活動の寿命の違いを考慮に入れ、条約第 2 条を勘案して、排出削減が適切な期間持続すれば、長期的なものとして認知される^{7,11}。この仕組みは科学的不確実性の影響を受けるべきではない¹³。

- (d) 持続可能な開発^{7,11,12,13,19,29,31}〔の優先順位¹¹〕: 国内の〔指定を受けた⁷〕当局は、持続可能な開発の優先順位を設定しなければならない¹¹。この優先順位は発展途上の各締約国固有の必要条件によって異なる¹¹。CDM 事業活動は持続可能な開発に貢献しなければならない¹¹。CDM 事業活動は受入締約国に対して長期的な生態環境的負担を与えてはならない³²。CDM 事業活動の設定が提案されている発展途上締約国は、その持続可能な開発の目的と優先順位を当該事業活動が満たすかどうかを決める唯一つの判定者となる^{11,32}。また、CDM は環境的観点から極貧者の生活の質を改善するように方向付けすべきである¹³。

(注釈: B 項末尾の注釈を参照願いたい。)

- (e) (e) 資金的追加性: CDM 事業活動への資金供与は政府開発援助 (ODA)、地球環境ファシリティ (GEF)、その他先進締約国の資金的約束〔に追加的な^{11,13}〕〔の転用にはならない^{4,10}〕ものとする^{11,13}。CDM には技術と資金の移転を伴うが、条約第 4 条 3、5、7 項に含まれる資金的資源と技術移転に関する先進国の約束に代わるものであってはならない¹³。
- (f) (f) 事務的煩雑さを最小限にするための厳格さと効率性¹²。
- (g) (g) 透明性: すべての CDM 活動の⁷〔組立と実施^{11,13}〕⁷では、⁷〔事業の特定、組立、実施¹¹、及び〕⁷承認、〔実施⁷〕認証、モニタリングと検証、ベースラインの設定、理事会の運営、並びに〔発展途上締約国¹¹〕〔締約国⁷〕¹¹に発生するすべてのコスト、リスク、債務について透明性の原則を遵守しなければならない^{11,13,31}。
- (h) (i) 差別の撤廃、競争の歪曲の防止〔、包括性と均等性²²〕: 発展途上のすべての締約国は CDM 事業活動に^{7,11}自主的に参加することができる⁷。CDM への参加に関するいかなる片務的対策も、発展途上締約国がいずれかの CDM 事業活動へ参加するのを妨げてはならない^{11,15}。すべての CDM 取引と意思決定過程で、締約国の参加について人為的な障壁を設けてはならない²²。検証と認証に関する規則の適用は、すべてのメカニズムについて均等でなければならない²²。
- (i) (j) 後発発展途上国に特有のニーズ: 後発発展途上国に特有のニーズには、特有の技術的ニーズと能力向上の双方の観点から対処しなければならない。能力向上の努力は、技術的ニーズを明らかにし、技術の吸収能力を高めるのに資するための内発的な専門知識を育成するように方向付けを行う必要がある。後発の発展途上締約国は、排出のモニタリング、報告、検証、及び CDM 事業活動の選定、設計、評価

- に関する能力向上への支援を必要としている¹¹。
- (j) (k) [附属書 に含まれない締約国が必要とする⁶] [先端的⁶] 技術の移転^{6,12,31} 及び附属書 に含まれない締約国への資金的資源の移転¹² : 適格の事業活動は、国内の持続可能な開発の優先順位に合致するほか、CDM 事業活動に参加する発展途上締約国が必要とする¹³ [環境上適正な]¹³ 技術へのアクセスを確保しなければならない^{6,11}。CDM 事業での技術移転は、条約に基づく発展途上締約国への技術移転に関する附属書 の締約国の約束に追加するものでなければならない⁶。技術的ニーズを明らかにし、技術の吸収能力を高めるのに資するために、発展途上締約国特有のニーズに対処しなければならない⁷。
- (k) (l) ファンジビリティ / ノンファンジビリティ :²
- 選択肢 1 : [議定書の三つのメカニズムの間にはファンジビリティはない⁶。議定書の三つのメカニズムの「ファンジビリティ」という考え方は全く認められない⁶。CERs は販売できない⁶。] [第 12 条、第 6 条、第 17 条の間には連結性はない^{13,31}。これら三つの条項は相互に排他的なものである¹³。] [CERs は議定書附属書 に含まれる締約国だけが取得でき、別の締約国へ取引 / 移転はできない^{13,20}。]
- 選択肢 2 : [取得した AAUs、ERUs、CERs は締約国自体の義務を履行するために使用するか、更に取引の対象とすることができる^{18,29}] [原則として CERs は ERUs 及び AAUs とファンジブルになり得るが、排出量取引での CERs の使用は、CDM の規則づくりの過程で更に論議する必要がある¹⁹。]
- 選択肢 3 : COP/MOP が、例えば先進締約国による第 3 条の約束の環境的有効性を維持する目的で、交換レート或いは割引方式の設定を通じて、同等の環境的有効性を確保できる規則と手続きを立案すれば、締約国は割当量、ERUs、CERs の一部を相互に交換することができる³。
- (l) (m) 適応^{7,11} : 条約第 4 条 8 項及び議定書第 12 条 8 項に規定しリストアップしてあるように、特に脆弱な発展途上締約国は適応コストを満たすための支援を受ける^{7,11}。COP/MOP は、認証された事業活動からの収益の一部をこれらコストのために使用できるようにするものとする^{7,11}。主としてこの目的のために、CDM 適応基金を設置する必要がある¹¹。認証された事業活動に関連して、適応関連の制度的及び組織的局面を詳細に検討する必要がある¹¹。発展途上締約国は資金供与を受け、適応事業を明確にし、適応対策を明確にするプロセスに準拠しなければならない¹¹。これら局面の検討は、条約に基づき現在行われている適応に関する作業と整合性のあるものでなければならない¹¹。農業の持続可能性及び食料と栄養の脆弱性は極めて重要であり、優先的な適応を必要とする。影響の評価と適応を緊密に調整する必要がある。影響の評価は適応活動の前提条件となる¹³。気候変動の有害な影響に適応する活動は、関係する発展途上締約国の持続可能な開発の国家的戦略と優先順位に基づいて、それぞれの国が行うものとする¹³。資金供与される適応事

業は、発展途上締約国の国別報告書と整合性がとれていなければならない⁷。発展途上締約国は、それら活動を実行できるようにするために、あらゆる段階で能力向上の支援を受けられるものとする¹¹。

(注釈：B 項末尾の注釈を参照願いたい。)

(m) (n) 履行：本議定書の諸規定に対する不履行の事例を判断し対処するための適切かつ効果的な手続きとメカニズムを設定する必要がある。これら手続きとメカニズムは、条約の諸原則によって補強する必要がある¹¹。

(n) (p) 組織的枠組み：第 12 条で規定する組織は、CDM の原則及び種類と範囲に準拠し^{11,13}、COP/MOP に対して説明責任を持つものとする²²。同時に、組織的枠組みは³〔代表性〕³〔(COP ビューローなど) 締約国の慣行によって設定されているバランスのとれた代表制を反映した構成員³〕を根拠とすることが認識されている¹¹。】⁴

(インドは、「下記を両議長の家文へ含めなければならない」と要請した。即ち、

- * 「第 12 条の事業の種類と範囲に関する原則は、事業活動に関する方法論上及び運営上の諸問題及び組織上の諸問題の手引きと指針にならなければならない。」
- * 第 108 項(a)() の「持続可能な開発の達成...」の後に「それにより」を追加する(即ち、「持続可能な開発を達成し、それにより...へ寄与する」)
- * 第 108 項(a)() の「上記二重の目的を満たす...」の後に「各 CDM 事業活動は先進締約国と発展途上締約国の双方が参加できるようにしなければならない」を挿入する。
- * 第 108 項(a)() の「排出削減の約束の一部を満たすことができる...」の後に「CDM 事業活動によって削減された認証排出削減量は、先進締約国が参加する先進及び発展途上締約国の間の契約条件に従って、CDM 事業への資金供与の見返りとして、その数量化された排出の抑制と削減の約束の一部を満たすために使用することができる」を追加する。
- * 第 108 項(a)() (訳註：原文は「第 58 項」) の「議定書は CDM 事業による排出削減を認証すると規定している」の後に「CDM 事業活動によって削減された認証排出削減量は、先進締約国が参加する先進及び発展途上締約国の間の契約条件に従って、CDM 事業への資金供与の見返りとして、その数量化された排出の抑制と削減の約束の一部を満たすために使用することができる」を追加する。
- * 第 108 項(a)() の後(即ち、「第 17 条に基づく移転可能な割当量の一部を変更するものではない」の後)に別項として「第 12 条の事業の種類と範囲は他のメカニズムとは異なる。他のメカニズムと違って、CDM は事業活動に発展途上締約国が参加でき、事業活動が発展途上国で行われる唯一つのメカニズムである。他のメカニズムと違って、CDM は発展途上国における持続可能な開発を基本的な目的としている。他のメカニズムと違って、CDM によって生ずる CERs は、先進国が資金供与をして発展途上国の持続可能な開発を支援する認証された事業活動からの排出削減を認証するものである。議定書では、先進締約国の間で排出削減単位として取引される第 6 条

の事業による排出削減、並びに第 17 条に基づき必要な条件を履行するための先進締約国間における割当量の一部の移転について規定しているが、CDM 事業活動に起因する認証排出削減量の移転については規定がない。議定書では、先進締約国同士で行われる第 6 条の事業ベースの活動と、先進締約国と発展途上締約国の間で行われる第 12 条の事業が別の物として取り扱われている。ERUs と割当量とは別の物である。第 12 条の事業に関する COP/MOP のいかなる決議も個別の決議でなければならない。三つのメカニズムについては、第 6、12、17 条のそれぞれについて三つの異なる決議がなければならない。」を設ける。

- * 第 108 項(b)「CDM は、先進国と発展途上国における過去及び現在の不衡平性を固定或いは永続させるいかなる可能性に対しても休眠状態にならないようにしなければならない。衡平性は衡平な排出の権利とも関連している。先進国は人口一人当たり排出量が先進国と発展途上国で同等となる水準まで温室効果ガス排出量を圧縮しなければならない。人口一人当たりの排出水準を同等にすることが衡平な基準である。人口一人当たりの基準は排出の権利を判断する場合の中心となり、発展途上国における経済社会開発と貧困撲滅のための福祉に関する直接的な尺度となる。」この文言を挿入すれば、衡平性に関する第 108 項(b)に含めたインドの意見は削除できる。
- * 第 108 項(d) の「...その持続可能な開発の目的と優先順位を当該事業活動が満たすかどうか」の後に「CDM 事業は再生可能部門または世界のどこでも効率化の最先端にあるエネルギー効率の高い事業に優先権を与える必要がある」を追加する。
- * 第 108 項(l) の「条約に基づき現在行われている適応に関する作業と整合性のあるものでなければならない」の後に「...最も影響を受けやすいのは最も貧困な人々である」を追加する。

C .「の一部」 / 補足性

109 . (64) 選択肢 1 : 「の一部」という用語を定義しない⁴。

選択肢 2 : 附属書 に含まれる締約国は、第 3 条に基づく義務を主として領土外的手段によって履行してはならない³。第 2 条に基づく政策と措置及び第 3 条 2 項に基づく立証可能な進展という枠組みの中で、議定書における報告、詳細レビュー、不履行の手続きの対象となり、排出の抑制及び削減に関する数量化された約束を達成する主要な手段が国内での努力であることを立証できなかった締約国に対する CDM へアクセスする権利を停止できる権限を付与する定量的または定性的な規則と指針を立案する³。

選択肢 3 () : 附属書 に含まれる締約国は、三つのメカニズムを合わせた純取得量について、下記のいずれか高い方を越えてはならない。即ち、

- (a)
$$5 \% \times \frac{\text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量}}{2}$$

2

(ここで、「基準年の排出量」は「第3条5項で規定する基準期間における年間平均排出量」と置き換えることができる。) ¹⁰

(o) 1994年から2002年までのいずれかの年度における実際の年間排出量の5倍と割当量の差の50% ¹⁰。

但し、附属書に含まれる締約国が1993年以降に行われた国内での対策を通じて約束期間における上限より大きな排出削減を達成し、それが当該締約国により検証可能な方法で、また第8条に基づく専門家のレビューを経て立証されれば、その範囲内で純取得量の上限を引き上げることができる ¹⁰。

選択肢3()：三つのメカニズムを使用する場合の全体的な「上限」は、最大25~30%を越えてはならない ²⁰。

選択肢3()：附属書に含まれる締約国が第3条に基づく履行のために使えるCERsの全体的比率は、合計割当量の25%に限定される ⁷。

選択肢4：CDM事業活動は、先進締約国がその定量的な排出抑制及び削減の約束の一部を満たすための、当該締約国による国内活動を補足するものでなければならない ^{11,13}。先進締約国のCDM事業活動への参加は、第3条に基づく約束の履行において、〔指定された国内努力を満たすこと ¹³〕〔40%は国内の対策によって達成すること ³¹〕を条件とする ¹³。メカニズムを通じて抑制及び削減される排出量の上限を定めるものとする ¹³。附属書に含まれる締約国によるCERsの取得の上限は35%に固定するものとする ³¹。同一基準による不履行処理規程を定める必要がある ¹³。

選択肢5：附属書に含まれる締約国が抑制と削減の約束を満たすために使用するCERsに、短期的制限を課すことができるが、長期的にはCERsは自由に利用できる ¹⁹。

D. 参加

110. (65) CDMの事業活動への参加は自主的なものとする ^{6,7,13,18}。

111. (70) 選択肢1：CDMの事業は附属書に含まれる締約国と含まれない締約国の間で実施されるものとする ⁶。

選択肢2：附属書に含まれない締約国は、決議第1/CP.3号第5条(e)項で述べるCDMに基づく ^{12,28} 事業 ^{19,29} を独自にまたは共同で ³¹ 提案し ³¹、立案し ¹²、資金手当を行い、実施することができる ²⁸。これら事業によって生成されるCERsは、受入国の国内政策に従って、附属書に含まれる締約国またはその居住者である法人に対して、それらが第3条に基づくその約束を履行するために移転することができる ^{7,28}。

選択肢3：CDMは、各事業活動について、先進締約国と発展途上の締約国の双方による各事業活動への参加をとまなうものである ¹³。

112 . (68) 附属書 に含まれない締約国は、下記の場合のみ⁶CDM への参加を通じて²事業活動から便益を得ることができる。即ち、

- (a) (a) 議定書を批准している^{3,6,10,12,24,29,31}。
- (b) (b) COP/MOP が採用する履行制度に拘束されている^{6,10,24}。
- (c) (c) 履行制度に基づく手続きとメカニズムによって CDM への参加から除外されていない^{6,10,24}。また
- (d) (d) 条約第 12 条に基づく約束^{10,24}、CDM のすべての規則と指針^{3,31} 及び議定書の関連する規定を履行している³。

113 . (66) 選択肢 1 : 附属書 に含まれる締約国は、下記の場合のみ履行に資するために CERs を使用できる〔CERs の使用を通じて CDM に参加する²〕ものとする。即ち、

- (a) (a) 議定書を批准している^{3,6,10,12,24,29,31}。
- (b) (b) COP/MOP が採用する履行制度に拘束されており^{3,7,10,13,24}、CDM への参加から、その手続きとメカニズムによって除外されていない^{3,10,13,24}。
- (c) (d) 第 2 条^{3,18} と第 3 条^{3,11,13} に基づく約束の履行で、指定された国内的努力を満たしている。
- (d) (e) 第 5 条^{10,18} と第 7 条^{10,18} 及び条約第 12 条^{10,24} に基づくその約束を履行している。
- (e) (f) CDM のすべての規則と指針及び議定書の関連する規定を履行している^{3,7}。

選択肢 2 : 附属書 に含まれる締約国は、第 5 条及び 7 条に基づくその義務を履行していない場合、CDM 事業活動から生ずる CERs を使用できない⁴。

114 . 第 6 条 1(c) 項または 4 項の規定に加えて、第 5 条及び / または第 7 条のすべてまたは特定の規定の不履行となった場合にメカニズムへの参加の適格性を喪失または喪失させられる可能性のある附属書 に含まれる締約国は、第 2 条 1、3 項、第 3 条 2 項及び 14 または 11 項のいずれかの規定の不履行となった場合にも、メカニズムへの参加の適格性を喪失するものとする²⁰。

115 . 第 6 条 1(c) 項または 4 項の規定に加えて、第 5 条及び / または第 7 条に従って COP/MOP が設定する指針または方法に関するすべてまたは特定の規定、或いは COP/MOP による他の決議の不履行となった場合にメカニズムへの参加の適格性を喪失または喪失させられる可能性のある附属書 の締約国は、COP/MOP が第 2 条 1、3 項、第 3 条 2、14 項、6、11 または 12 項に従って設定する指針、方法、規則または原則或いは決議その他の措置、或いは COP が第 17 条に従って設定する原則、方法、規則または指針の不履行となった場合にも、メカニズムへの参加の適格性を喪失するものとする²⁰。

116 . 第 4 条に基づき運営している締約国は、第 4 条の同一の取決めに基づき運営してい

る他の締約国または当該締約国が所属しそれ自体が議定書の締約国となっている地域的な経済統合のための機関が、第5条及び7条に基づくその義務を履行していない場合⁴、第12条に基づく事業から発生するいかなるCERsも取得することは〔できる^{4,22}〕〔できない⁴〕⁴

117.(71) 民間または公的な組織は、CDM事業に関与する締約国の承認を得て下記を条件としてCDM⁶に参加することができる^{3,4,7,10,18,19,24}。即ち、

- (a) (a) 当該組織が居住者となっている締約国がCERsを取得または移転できる適格性を持っていること²⁴、
- (b) (c) 理事会による指導^{7,11}、及び
- (c) (d) CDMの規則と指針の履行^{3,7,18}。

118. 附属書 に含まれない締約国の居住者である民間及び公的な組織は、CDMに基づく事業を立案し¹²、資金調達を行い^{7,12,28}、実施する^{19,29}ことができる^{7,12,28}。これら事業によって生成されるCERsは、受入国の国内政策に従って、附属書 に含まれる締約国或いは附属書 に含まれる締約国の居住者である組織へ、それらが第3条に基づく約束を履行するために移転することができる^{7,28}。

119. 締約国は、当該締約国及び当該締約国の居住者または管轄地域内で運営されている組織のCDM事業活動への参加について、COP/MOP及び理事会が設定する規則と整合した規則または手引きを立案することができる⁴。

120.(73) CDM事業へ参加する締約国は、参加する事業活動^{6,7,11,13}及びその民間または公的な組織の関与^{6,11,18}のあらゆる段階及びあらゆる局面について、責任を〔負わなければならない〕〔負うものとする⁶〕。事業活動への民間のまたは公的な組織の参加は、議定書^{3,10,24}と条約³に基づく約束の履行について附属書 に含まれる締約国の責任に影響を与えるものではない。CDM事業活動の承認以前に附属書 に含まれない締約国が明確に認めていないすべてのコスト、リスク或いは責任は、参加する先進締約国の責任とみなされるものとする^{6,11,13}。附属書 に含まれる締約国或いはその居住者である組織が関与していない事業では、受入国が全責任を負うものとする^{7,12}。

E . 収益の一部

121.(74) CDM事業活動による収益の一部は下記のために〔徴収され、⁴〕使用されるものとする。即ち、

- (a) (a) 〔CDMの運営経費^{3,4,7,10,31}〕〔理事会の運営を支援するための運営経費⁴〕〔理事会の管理及び適応対策用の収益の一部の管理を含めた理事会の運営経費¹⁰〕〔理

事会の活動に関連するコスト^{7,18}〕及び

- (b) (b) 気候変動の悪影響を特に受けやすい発展途上の締約国の適応コストの支援^{3,4,6,10,11,13,18,31}。

122 . (75) 収益の一部は下記のように定義される。

選択肢 1 :〔発行された^{7,10,12,19,24}〕〔登録された事業活動によって生成された⁴〕 CERs の件数の・・・%。

選択肢 2 :発行された CERs の価値の・・・%¹⁸。

選択肢 3 :各 CDM 事業の価値の・・・%²⁰。

選択肢 4 :附属書 に含まれる締約国が附属書 に含まれない締約国における事業活動を通じて温室効果ガスの排出を削減する際に発生するコストと、当該事業活動へ資金供与を行う附属書 に含まれる締約国自体で温室効果ガス排出削減活動を行うとした場合の予想コストとの差の一定比率¹³。

選択肢 5 : CDM 事業へ参加している附属書 に含まれる締約国が取得した CERs の数量に基づき賦課される課徴金⁶。課徴金の率は COP/MOP が定めるものとする⁶。

123 . (76) 選択肢 1 :運営経費に充当される収益の一部は CERs の市場価値の 3 % を越えないものとする⁷。

選択肢 2 :収益の一部は〔一定の金額に限定する必要がある⁴〕〔比較的低い水準で設定する必要がある¹⁸〕〔経済と公衆の双方に対する気候変動の危険率 (hazard rate) に基づき合計事業コストの一定比率を超えないようにする必要がある¹⁸〕。

選択肢 3 :第 X 項と第 XX 項に従い、収益の一部となる総額の Y % 未満を運営経費に充当するものとする⁴。収益の一部の残りは、気候変動の悪影響を特に受けやすい発展途上の締約国の適応コストを支援するために使用するものとする⁴。

選択肢 4 :理事会の運営経費に充当される収益の一部は、適応コストの支援に収益の一部の相当な額を使用できるように、最低限に抑える必要がある⁶。

選択肢 5 :配分の比率は運営経費へ 10%、適応基金へ 20%、受入発展途上国へ 30% とする³⁰。受入発展途上国へ供与される収益は、当該国の持続可能な開発の目標達成を支援するものとする²²。

選択肢 6 :「認証された事業活動からの収益の一部」は、他のメカニズムと比較して CDM の競争力に有害な影響を与える規模のものであってはならない¹³。

124 . 事業活動の発生源による排出削減または吸収源による除去の強化を認証した〔指定された²〕運営組織は、

- (a) 当該事業活動の収益の一部を評価し⁴、また
(b) 事業の参加者に対して評価した金額を通知するものとする⁴。

125 . 収益の一部の徴収は CERs 発行手続きに従って行われる。適応コストに充当される収益の一部は、後述の規定によって設置される適応基金へ移転される⁴。運営経費に充当される収益の一部は理事会へ移転される⁴。

. 方法論上及び運営上の問題

A . 事業の確認〔/〕〔及び²〕登録

選択肢 1 :

126 .〔確認¹⁰〕〔登録⁴〕〔提示¹²〕は、事業活動を CDM 事業として正式に受理することを意味する⁴。〔確認¹⁰〕〔登録⁴〕〔提示¹²〕は、事業参加者との取決めにより認定された運営組織が行う⁴。

127 . (82) 事業活動の〔確認¹⁰〕〔登録⁴〕は、当該事業活動に関連する CERs の認証と発行の前提条件となる^{4,7,10}。

選択肢 2 :

128 . 確認は、付録 B に従って作成された事業設計文書に基づいて、CDM 事業の必要条件に照らして事業を評価する作業である²。これは、事業参加者との契約取決めに基づき指定された運営組織によって行われる²。

129 . 事業設計文書とは、求められる事業の確認を行うための文書である。これには、事業を CDM 事業として確認するのに必要なすべての情報を含めるものとする²。

130 . 指定された運営組織とは、〔理事会の勧告に基づき COP/MOP が〕〔理事会が〕その認定基準に基づいて指定した運営組織である²。

131 . 確認された事業とは、確認作業によって CDM 事業の必要条件に合致すると見なされ、指定された運営組織から登録の勧告を受けているものである²。

132 . 登録とは、理事会が確認された事業を CDM 事業として正式に受理することを意味する²。

133 . 事業の確認と登録は、当該事業活動に関連する CERs の認証と発行の前提条件である²。

134. 選択肢 1 : 事業活動のベースラインは、〔認証済み¹³〕事業〔活動¹³〕がない場合に²⁴、〔参加する発展途上の締約国の国内事情を考慮に入れて⁶、〕〔一定の事業²範囲内で²⁴〕〔予想される GHG 排出水準を説明した²⁴〕〔GHG の排出水準とそれに関連する技術的経済的特性に基づいて決められる⁶〕〔最も起こり得る²⁴〕〔[提案された第 12 条の²⁴]事業活動がない場合に起こり得る〕¹⁰〔事業ごとの¹³〕基準事例とする。

(87) 排出のベースラインは「事業のない」シナリオを反映させるものとする^{6,7}。

選択肢 2 : 第 12 条に基づく事業のベースラインは、当該事業がない場合の GHG 排出量〔または吸収源による除去〕を、当該事業の確認されたベースライン算出方法を使って計算した推定値である²。

135. 選択肢 1 : 〔ベースラインは、同じ事業領域内で提案される第 6 条または第 12 条の事業の GHG 効果を測定する根拠となるものである〕^{24,27}。〔事業の実際の排出削減量はこの基準事例と対比して計算される〕^{10,27}。〔ベースラインと事業の排出[または除去³]シナリオとの差異によって排出削減に関する純環境的便益が決まる〕^{7,27}。排出ベースラインは認証の対象となる排出削減量を計算する根拠になるものとする⁷。

選択肢 2 : ある年度における CDM 事業活動による排出削減量は、ベースラインの排出量から当該年度の CDM 事業活動による実際の排出量とリーケージ量〔または吸収源によるベースライン除去量から吸収源による実際の除去量とリーケージ量〕を差し引くものとして、事後的に計算される²。

136. 付録 A で述べるベースライン設定基準と排出削減量の計算は、CDM 事業全体でも⁷、CDM と第 6 条の事業の間でも^{3,7}、方法論上の整合性を確保するものとする。

(以下の項は CDM 事業活動の方法を説明するものである。)

137. (79) CDM に基づく事業活動は、

- (a) (a) 〔議定書の附属書 A にリストアップされた一または複数のガス^{4,6,7}〕〔COP/MOP が他のガスも含めるという決定をするまでは CO₂ のみ^{3,18}〕を対象とする。
- (b) (b) 〔議定書の附属書 A にリストアップされた一つまたは複数の部門 / 発生源において⁷〕〔[第 3 条 3、4 項で注記しているように²⁹]発生源で⁴または吸収源による⁴除去の強化^{4,7,20,29}で〕当該事業活動がない場合に起こり得るものに追加する排出削減^{4,6,30}〔または排出の回避³⁰〕を行うものとする^{4,6}。
- (c) (c) 受入締約国が「持続可能な開発を達成する」のを支援するものとする^{1,2,6,7}。
- (d) (d) 地方及び国のニーズと優先課題を考慮して、利用可能な最善の長期的環境対策に基づくものとする³。
- (e) (e) 条約と議定書の他の規定で義務づけられているものに追加して、最新の環境上

適正な技術を移転できるようにするものとする^{3,11,13}。

- (f) (f) 再生可能エネルギー^{3,12,13,31}、〔効率化の点で最先端にある¹³〕エネルギー効率化^{12,13,31}〔技術²〕、運輸部門における排出削減^{12,31}、及び砂漠化防止のための炭素隔離³¹を優先するものとする。
- (g) (g) 原子力の利用は支持しないものとする³。

138 . (80) 選択肢 1 : 温室効果ガスの吸収源による人為的または非人為的除去の強化を目的とする事業は、〔第 3 条 3、4 項に関する方法論的作業の結果が出る^{11,19}まで³〕〔COP/MOP が吸収源による温室効果ガスの人為的除去を強化する事業の CDM への適格性について決議する^{7,24}まで³〕〔信頼性の高い工程評価の方法が定められる¹⁸まで³〕、CDM に基づく²〔資金供与の^{3,24}〕²対象としない^{3,24}。

選択肢 2 : 「土地利用、土地利用の変化及び林業に関する特別報告書」の勧告に基づいて事業ごとのベースラインを設定するための UNFCCC の方法が決まれば、特に下記の諸活動は CDM 事業として適格性を持てる²⁸。

- (a) (a) 「影響の少ない伐採」(RIL) を含む自然林の保全と再生、及び木材以外の製品²⁸、
- (b) (b) 再植林²⁸、
- (c) (c) 植林²⁸、
- (d) (d) 持続可能な森林管理²⁸、
- (e) (e) 危機に瀕する保護地域の保護²⁸、及び
- (f) (f) バイオマスのエネルギー源としての利用²⁸。

選択肢 3 : COP/MOP が IPCC の「土地利用、土地利用の変化及び林業に関する特別報告書」の勧告に基づいて適正な決議を採択すれば、土地利用の変化と林業に関する CDM 事業の方法は、発展途上の締約国で行われる事業活動を差別することなく、第 2、3、6 条に基づくものと同じに取り扱う必要がある⁷。CDM 事業からの排出削減を算定する発生源 / 吸収源の分類は、附属書 に含まれる締約国がその国内目録で使用するものと一致させるものとする⁷。

139 . 選択肢 1 : 付録 A は第 3 条 3、4 項に基づき温室効果ガスの吸収源による人為的除去の強化を目的とする事業には適用されず²、第 12 条に基づきこれら事業の適格性が〔COP〕〔COP/MOP²〕によって決定した後で設定される別の指針を適用するものとする²⁴。

選択肢 2 : 付録 A は第 3 条 3、4 項に基づき温室効果ガスの吸収源による人為的除去の強化を目的とする事業に適用される²⁹。

140 . (91) 選択肢 1 : 〔1997 年 12 月 11 日以降に開始された⁴〕〔COP/MOP 以前に開始さ

れた^{7,28}）事業活動〔、並びに参加締約国の同意を得た^{4,7}共同実施活動パイロットフェーズに基づくすべての事業活動^{4,7,12,19,29}〕は、〔付録 A と B に含まれる規準^{4,10,12,18,19,28,29}〕〔COP/MOP の決議により CDM に適用される方法、規準、規則⁷〕を満たす場合、CDM 事業として〔検討〕〔確認と登録²〕の適格性を持つものとする。事業が〔確認¹⁰〕〔登録^{2,4}〕〔提示¹²〕された後、〔2000 年 1 月 1 日以降^{4,7,10,11,12}〕〔受入締約国による議定書の批准と 2000 年のいずれか遅い方から²⁹〕その発生源による排出削減〔または吸収源による除去の強化^{4,7,20}〕は遡及認証の適格性を持つ^{4,7,10,11,12}。

選択肢 2：パイロットフェーズの共同実施活動は、その事業及びそれぞれの締約国と参加者が CDM 事業に適用されるすべての条件と規準を満たし、パイロットフェーズの共同実施活動に関する決議（決議第 5/CP.1 号）で規定した手続きに準拠していれば、CDM 事業¹⁸へ³〔自動的に〕³転換されるものとする³。

141 . COP/MOP は第 6 条と第 12 条のある種の事業を、追加性に関する懸念、全体的な環境の保全、或いは GHG の水準を推定する方法の信頼性の欠如などにより、不適格と見なすものとする²⁴。持続可能な開発の規準及びある種の事業が環境に関する他の多国間協定領域にマイナスの溢出効果をもたらす可能性に特に留意するものとする²⁴。

142 . (反復 81) 事業の適格性に関する方法と手続きは、CDM への投資が純粋に市場ベースの手段では取り残される場合が多い締約国へ行われるように留意するものとする³。

143 . (92) CDM 活動は事業を単位とし、事業ごとのベースで行われるものとする^{6,32}。

144 . (81) CDM の事業活動は、気候変動以外の理由で実施されるもっと広汎な事業にはめ込むことができる¹⁵。この場合、広汎な事業の CDM 部分からの排出削減は追加的なものであるが、認証手続きの対象になるものとする¹⁵。

145 . 同じ種類の 2 件またはそれ以上の小規模事業は、附属書 に含まれる単一の締約国が関与する単一の取引対象となるように、それぞれの確認、検証、認証の必要条件について各事業の独自性を失うことなく一括することができる¹⁵。附属書 に含まれる締約国は、独立して或いは複数の小規模投資家を代表して行動することができる¹⁵。

(以下の項は追加性の判定に関するものである。)

選択肢 A：

146 . 排出の追加性：CDM 事業は実質的、測定可能、長期的な GHG の排出削減を達成し

なければならない¹⁹。ベースラインは第12条5(c)項に基づき追加性の判定ができるようなものとする²⁴。排出ベースラインは事業の環境的追加性を計算する根拠になるものとする^{10,18}。

147．環境的追加性は事業の寿命期間中の排出削減³〔或いは吸収源による除去の強化³〕との関連で事業ごとに定量化される。環境的追加性の評価は事業開発者がどの方法を使うかに依存する⁷。

- (a) 事業ごとの取組では、開発者は事業の排出シナリオを比較できるベースラインを設定するものとする。事業の排出量がベースラインを下回れば、資金的追加性がある場合のみ、その事業は追加的であると見なされる⁷。
- (b) 〔複数事業の〕〔標準化された〕ベースラインでは、〔ベンチマーク〕〔性能基準〕より良好な実績を挙げる事業は自動的に追加的と見なされる⁷。

148．資金的追加性は、事業への資金供与に政府開発援助（ODA）^{13,19,30}、地球環境ファシリティ（GEF）^{13,19,30}及び〔その他附属書に含まれる締約国の資金的約束^{13,19}〕〔その他条約と議定書に基づく先進締約国の資金的約束及びその他関連する国際条約及び議定書に基づく約束⁶〕からの拠出が含まれない場合に達成される。三つの柔軟性メカニズムのいずれかに参加している附属書に含まれる締約国は、柔軟性メカニズムへの参加によりそのODAの流れが減少していないことを示す具体的な情報を提出するものとする²⁶。

149．選択肢1：〔資金的〕〔投資の²〕追加性：排出クレジットがなくとも商業的に実行可能な事業はCDM事業の適格性を持たない¹⁹。

選択肢2：〔資金的〕〔投資の²〕追加性は、環境的追加性の概念から派生するもので、議定書の附属書Bに含まれる締約国から投資家が取得しつつある排出削減に経済的価値と内部化（internalization）がなくとも当該事業活動が存在したかどうかに関するものである⁷。

〔資金的〕〔投資の²〕追加性は排出削減の経済的価値がプロジェクト・ファイナンスに与える影響との関連で定量化する必要がある⁷。事業の寿命期間中の活動によって生ずるCERsの経済的価値がある場合とない場合の資金の流れを考慮して導き出される財務指標（内部収益率、純現在価値、年間等価価値）を比較する必要がある⁷。

〔資金的〕〔投資の²〕追加性に必要な条件は、下記である⁷。

- (a) ベースラインは最小コストのもので、その中でも排出量が最も少ないものでなければならない⁷。
- (b) CERsが経済的価値を持つ前のCDM事業は、ベースラインの事例にくらべて資金的に魅力がなく、或いは実施される可能性が少ないものでなければならない⁷。
- (c) CDM事業の排出シナリオはベースラインの事例より小さくならない⁷。また、
- (d) CDM事業から得られるCERsに対する、妥当な価格に基づく評価は、事業の資金的パフォーマンスに大きな影響を与える⁷。CERsの価値評価によってCDM事業の担保

能力或いは担保となる可能性を大幅に改善できれば十分である⁷。

選択肢3：追加性の条件の中で、投資の追加性にはもっと注意する必要がある¹⁹。外国直接投資（FDI）と CDM 投資の間に何の区別もなければ、排出クレジットがなくても商業ベースで行われる FDI は CDM 投資に姿を変えて排出クレジットを入手することができる¹⁹。その結果、排出クレジットがあふれ出て、気候変動に対処する地球規模の努力に有害な影響を与えることになる¹⁹。FDI と CDM 投資を区別するのは容易な作業ではないが、もっと研究する必要がある¹⁹。ODA に適用される譲許という考え方は、典型的な規準と見なすことができる¹⁹。OECD / DAC（開発援助委員会）によると、ODA は少なくとも 25% の「贈与比率」を持っていなければならない¹⁹。更に、通常の内部収益率の概念も、FDI と CDM 投資を区別する規準になると考えられる¹⁹。通常の内部収益率を下回る水準で行われる投資は CDM 投資と見なすべきである¹⁹。

150 . 選択肢1：技術的追加性：CDM 事業向けの技術は附属書 に含まれない締約国に適したもので、利用可能な技術水準に最もよく合致するものでなければならない¹⁹。

選択肢2：CDM 事業活動での技術移転は、発展途上の締約国への技術移転に関する附属書 に含まれる締約国の約束に追加されるものであり⁶、参加する発展途上の締約国が必要とする技術へのアクセスを提供する¹³。

選択肢B：

151 . 事業は、〔排出の〕〔環境的〕、資金的、投資の、及び技術的追加性を達成すれば追加的である。

- (a) 〔排出の〕〔環境的〕追加性は、排出量が確認された事業のない場合より少なく〔或いは吸収源による除去が多く〕なれば達成される。確認されたベースラインは事業がない場合の GHG 排出量〔または吸収源による除去量〕と定義されるので、ベースラインを上回る排出削減〔または吸収源による除去〕は追加的である²。
- (b) 資金的追加性は、事業の資金調達が ODA、GEF、先進締約国によるその他の資金的約束、及びその他の協力体制〔に追加されるものである〕〔から転用されるものでない〕場合に達成される²。
- (c) 投資の追加性は、CERs の価値が事業の資金的または商業的実行可能性を大幅に改善すれば達成される²。
- (d) 技術的追加性は、事業に使われる技術が受入締約国にとって環境的に利用可能な最善のものであれば達成される²。

（以下の項は、気候変動の緩和に関連する実質的、測定可能、長期的な利益に関する規準について示すものである。）

152. 選択肢1：事業のベースラインは、信憑性が高く、検証可能で、可能な場合には首尾一貫していて対比可能なものでなければならない³。事業活動に関連する〔利益〕〔排出削減²〕は、実際の温室効果ガス（GHG）排出量が事業のベースラインより少ないことが立証されれば実質的なものと認知される¹¹。

完全性^{10,24}：リーケージ効果、即ち選定された事業範囲を超える事業の影響は、適宜ベースラインの分析で対処する必要がある¹⁰。排出削減の検証と認証の根拠とするために、〔UNFCCCによる³〕ベースライン参照マニュアルで定義された相当規模のGHGの影響を、事業の寿命期間を通じて、定期的に監視し定量化するものとする²⁴。一定の範囲を超えるGHGの影響は、〔ハンドブック¹⁰〕〔UNFCCCによる³〕ベースライン参照マニュアル²⁴〕の諸規定に従って明確にし、考慮に入れるものとする²⁴。

CDM 事業は、基準シナリオとの関係で本質的な、即ち排出量推定値の誤差水準を超える削減を確保しなければならない¹⁸。また、この削減は同じ部門の他の生産プラントからの排出を増加させる結果となってはならない（即ち、旧式の技術を他のプラントへ移転できないようにすることによる「リーケージ」の排除）¹⁸。

事業活動のベースラインには、個々の事業活動について議定書が対象としているすべてのガスを含めるものとする⁷。

事業のシステム境界は、マイナスのリーケージ効果を最小限にするように²⁴定めるものとする^{24,27}。関連するマイナスのリーケージ効果の定量化が個々の事業開発者の能力を越えている場合は、標準的なリーケージ修正係数を案出するものとする²⁴。

システム境界は、提案される活動の規模、即ち生産単位、企業、企業の数などによって定めることができる²⁷。

選択肢2：ベースラインは議定書の附属書Aにリストアップされた発生源からの排出〔または吸収源による除去の強化〕を対象とし、議定書の附属書Aにリストアップされたすべての関連する温室効果ガスを含めるものとする²。排出削減〔または吸収源による除去の強化〕を実質的なものとするために、ベースラインは下記を考慮に入れるものとする²。即ち、

- (a) 事業が実施され、排出〔または吸収源による除去〕が発生する空間と定義される確認された事業の境界²。
- (b) 事業境界の範囲外での当該事業に起因する排出〔または吸収源による除去〕の変動と定義されるリーケージ。事業境界の範囲外での当該事業に起因する排出削減を当該事業にクレジットすることはできない²。
- (c) 当該年度における活動水準の変動²。

153. 選択肢1：CDM 事業には、排出量が測定可能或いは評価が可能な事業のみを含めるべきである¹⁸。

選択肢2：利益は、事業の実際のGHG排出水準と事業のベースラインGHG排出水準を

妥当な確度によって設定できる場合に測定可能と認知される¹¹。

選択肢3：排出削減は、事業実施後の実際の GHG 排出量〔または吸収源による除去量〕を付録 C に従って測定、監視でき、GHG 排出〔または吸収源の強化〕のベースラインが確認された方法を使って計算できる場合に測定可能となる²。

154. 選択肢1：CDM 事業による排出削減は安定的なもので、使用される技術が寿命期間中持続するものでなければならない¹⁸。

選択肢2：各種 CDM 事業活動の寿命を考慮に入れ、条約第 2 条を念頭に置いて、排出削減が適切な期間持続すれば、〔事業活動の利益は長期的なものとして認知される〕〔排出削減は長期的なものとなる²〕¹¹。

(以下の項は、事業固有のベースライン、複数の事業に適用できるベースラインなどのベースラインの種類を対象とする。)

155. 選択肢1：ベースラインは事業固有のものを定めるものとするが、〔以下の「ベースライン設定方法の承認」の項で²〕〔ハンドブックで¹⁰〕〔UNFCCC による³〕ベースライン参照マニュアルで²⁴〕定める手順を通じて以前に承認された集成的または標準化された数値（ベンチマーク）を部分的または全体的に基準とすることもできる²⁴。

CDM で用いるベースラインには、事業固有のベースラインと複数の事業に適用できるベースラインの双方を含めるものとする⁴。即ち、

- (a) 事業固有のベースラインは、ある事業活動がない場合に何が起こるかを表す特定の基準ケースの排出量³〔または除去量〕³を設定する。事業活動に起因する排出量³〔または除去量〕³は、事業活動に起因する純排出量³〔または除去量〕³を計算するために、事業固有のベースラインと比較される⁴。
- (b) 複数の事業に適用できるベースラインは、ある事業活動がない場合に何が起こるかを表すものとして、特定の地域におけるある部門または発生源分類の、（排出量³〔または除去量〕³に基づく）性能基準を設定する。同じ部門または発生源分類で同じ地域における事業活動に起因する排出量³〔または除去量〕³は、当該事業活動に起因する純排出量³〔または除去量〕³を計算するために、複数の事業に適用できるベースラインと比較される⁴。

ベースラインは〔国別報告書に基づき〕²²、事業ごとのベースライン〔を裏付けとして〕²¹〔と組み合わせて〕²² 国により国レベルで定められる^{21,22}。

ベースラインは事業ごとに決められる^{6,7,11,13,19}。場合によっては、付録 A に従って、各受入締約国¹⁹の部門別ベースライン⁷及び事業分類別の標準的ベースライン^{7,19}を適用することができる。

CDM 事業には部門別または国別ベースラインではなく事業ごとのベースラインのみを

適用するものとする⁶。

選択肢2：CDM で用いるベースラインには、事業固有のベースラインと複数の事業に適用できるベースラインの双方を含めるものとする。事業固有のベースラインは、当該 CDM 事業がない場合の排出量〔または吸収源による除去量〕がどうなるかを定めるもので、当該事業だけに該当する²。しかし、ベースラインを計算する方法は適宜他の事業にも適用できる²。

ある種類の事業で特定の地域における〔複数の事業に適用できる〕〔標準化された〕ベースラインは、理事会によって承認された性能基準を使って、当該 CDM 事業がない場合の排出量〔または吸収源による除去量〕がどうなるかを定める²。

(以下の項は CDM 事業活動に対する信頼期間に関するものである。)

156．事業に対する信頼期間 (crediting period) とは、〔確認された²〕ベースラインの有効期間を意味する。事業の信頼期間は、確認されたベースライン改訂によって延長することができる^{7,24}。

157．選択肢1：ベースラインは、事業の信頼時間 (crediting time) を総計した最大のものとして〔x〕年について認められる¹⁰。信頼時間は、ベースラインを最も客観的に決定できる時間的間隔とする^{10,27}。

信頼期間中、事業のベースラインは改訂の対象とはならないものとする²⁴。一旦認証されたベースラインは、事業の寿命期間中固定される⁷。ベースラインの推定値は、予測不能の事態でも当初の評価が変わらないように適宜定期的な見直しの対象とする必要がある¹⁰。

寿命が〔x〕年よりも伸びれば、ベースラインの推定値を見直すものとする¹⁰。事業の信頼期間は、承認されたベースライン改訂によって延長することができる²⁴。信頼期間終了時に改訂の対象となるベースライン決定要素を、まず明確にしておく必要がある²⁴。時間の経過とともに起こる動的ベースラインの変動は、経済、技術、政策的推移を含む多くの要素によって起こる場合が多い。この変動は CDM 事業活動がない場合に「最も起こりやすい」ので、ベースラインはそれに応じて調整する必要がある⁶。特に動的なベースラインの水準が CDM 事業の排出水準を下回った場合、CDM 事業の CERs はもはや発生しない⁶。静的なベースラインをとるか、動的なベースラインをとるかの選択は、事業の種類とベースライン設定方法によって異なる¹⁰。

選択肢2：信頼期間は、a) 事業の運転寿命、b) 〔x〕年、c) 事業の参加者が提案する期間のうち最も短いものとする²。信頼期間中、事業の確認されたベースライン設定方法は、付録 C の規定(排出削減を検証する指定された運営組織がベースラインの変更を勧告する) 以外の場合、改訂の対象とならないものとする²。事業の運転寿命が信頼期間を上回る場

合は、各信頼期間の終了時に新しいベースラインを確認するものとする²。

(以下の項はベースラインの改訂に関するものである。)

158. 選択肢1：部門別ベースラインは、CDM 理事会が定期的に改訂し、新規事業に適用することができる⁷。ベースライン設定の根拠となる想定 of 適切性に関する定期的な見直しは、静的ベースラインにも動的ベースラインにも適用される¹⁰。事業の開発者及び投資家に一定の確実性を与えるために、〔ベースライン設定方法の²〕改訂は実施中の承認済み事業に遡及的には適用できない²⁴。

選択肢2：〔標準化された〕〔複数の事業に適用できる〕ベースラインは理事会が下記の諸規定（ベースラインの承認）に従って改訂することができる²。いかなる改訂も新規のベースラインに適用されるが、信頼期間中にある既存の登録済み事業には影響を与えないものとする²。

(以下の項は、ベースラインに関する特殊な追加の必要条件を対象とする。)

159. ベースラインは開発とも関連している⁷。後発発展途上の締約国における CDM 事業のベースラインを評価する際は、「開発について疑わしきは有利に解釈する」という方式を認め、たとえ最低コストの選択肢が担保能力を持っていなくても、CERs に価値を与え、CDM 事業に担保能力をつけるために、こうした選択肢をベースラインと見なすものとする⁷。

160. (反復 84) 利害関係者による相当な反対があれば、それを考慮に入れるものとする²⁴。

161. (84) 〔確認¹⁰〕〔登録^{2,4}〕〔提示¹²〕に関する決定及び〔確認^{2,10}〕〔登録⁴〕〔提示¹²〕の報告書など²〔確認された¹⁰〕〔登録された⁴〕〔提示された¹²〕事業活動に関する情報は、〔公開する⁴〕〔適切な方法で公表する¹⁰〕ものとする²。

162. (88) ベースラインは付録 A に従って設定するものとする⁴。

(以下の項は承認、改訂手続きを対象としている。)

163. 指定された運営組織は、文書で提出された事業の計画が必要条件を満たしていると判断したら、当該事業の登録を勧告するものとする²。

164. 指定された運営組織は、事業の計画に新しいベースラインまたはモニタリング方法

が含まれており、これら新たな方法が適用される指針に従ったものであると判断したら、新しいベースラインまたはモニタリング方法の理事会による承認を条件として当該事業の登録を勧告するものとする²。

165 . 指定された運営組織は、文書で提出された事業の計画が確認の必要条件を満たしていないと判断したら、この決定を事業の参加者と関与する締約国へ伝達するものとする²。この決定では、不受理の理由を説明するものとする²。不受理された事業は、適切な改訂がなされた後再検討することができる²。

B . 事業への資金供与

166 . (反復 95) CDM 事業への資金供与は、ODA、GEF^{10,11,30,31,32}、先進締約国によるその他の資金的約束^{10,11,13,32}、及びその他の協力体制³¹〔に追加する^{11,22,30,31,32}〕〔の転用とはならない^{4,10}〕ものとする。

167 . (95) 選択肢 1 : 先進締約国は発展途上の締約国における〔持続可能な開発に資する^{11,13}〕 CDM 事業へ〔個別にまたは共同で^{7,31}〕資金供与を行う〔ものとする^{11,13}〕〔ことができる^{7,31}〕。附属書 に含まれる〔含まれない⁷〕締約国の公的及び民間の組織は、特に決議第 1/CP.3 号第 5 条(e)項に関連して²⁸、〔個別にまたは共同で^{7,16,31}〕 CDM 事業へ資金供与を行い、また事業を実施することができる^{7,11,13,16,28,31}。〔国際的²⁸〕〔多国間⁷〕金融機関を含む他の資金源からのプロジェクト・ファイナンスも可能とする^{7,28}。

選択肢 2 : CDM 事業活動への〔追加の⁷〕資金供与は、それに参加する附属書 に含まれる締約国から附属書 に含まれない締約国に対して、それに参加する附属書 に含まれる締約国がその定量化された排出抑制及び削減の約束の一部を満たすために見返りとして当該事業活動から CERs を取得するというベースで提供するものとする^{6,7}。附属書 締約国は、これら資金供与に民間のまたは公的な組織を関与させることができる⁶。

168 . (96) 選択肢 1 : 事業は〔一国で^{12,18,31}、二国間で^{6,18,27,30,31} または多国間で^{18,27,30,31}〕資金供与を受けることができる。

選択肢 2 : 事業は〔COP/MOP が定め、理事会〔と情報交換所⁸〕が管理する³¹〕多国間基金^{8,31}を通じて資金供与を受けるものとする。この基金は公的、民間双方の投資基金を受け入れることができる⁸。この資金供与によって事業で生成される CERs は、基金への拠出比率に応じて附属書 に含まれる締約国へ配分されるものとする³¹。〔情報交換所は、特に事業の選定と資源の割当を容易にし調整するものとする⁸〕。

選択肢 3 : 事業は、⁴〔単一の供給者取決めに基づき、一本化された市場を通じて⁷〕⁴ポートフォリオ方式により^{4,7}資金供与される〔ものとする⁷〕〔ことができる⁴〕。⁴〔この市場は理事会によって認定される地域的組織を通じて運営することができる⁷。情報交換所は、

特に事業の選定と資源の割当を容易にし調整するものとする⁷。CERの価格は、事業がどこで行われたものかとは無関係に、各経済部門からの供給全体に関する規準を使って設定されるものとする⁷〕⁴

169. 選択肢1：理事会は適格の CDM 事業とその資金調達に関する情報を附属書 に含まれる締約国と含まれない締約国へ提供し⁶、市場ベースの手段では取り残される場合が多い締約国へ CDM 投資が行われるようにする対策を推進するものとする⁷。必要に応じて⁶第12条6項に基づき⁴、〔理事会は CDM 事業活動の資金調達を支援することができる〕〔附属書 に含まれない締約国は事業提案を作成して、理事会に対して資金的及び技術的支援を求めることができる¹⁸〕。確認された事業は、自由に資金調達を行うものとする^{4,18}。

選択肢2：第12条6項の規定に基づき⁴、CDM 事業活動へ資金的支援を提供し、〔必要に応じて¹⁶〕〔CDM 活動の地域的配分の不均衡に対処するために³⁰〕 CDM 公正配分基金を設置するものとする^{3,16,30}。これは今後定められる方式に従って COP/MOP の決定する実体的な水準で附属書 に含まれる締約国が資金を拠出するものとする¹⁶。この基金によって可能となった CDM 事業からの CERs は、附属書 に含まれる締約国へ拠出比率に応じて配分される¹⁶。この基金は理事会によって管理される¹⁶。附属書 に含まれない締約国はこの CDM 公正配分基金に対して、個別でも共同でも CDM 事業を提案できる¹⁶。理事会は COP/MOP の設定する規準に従って事業に対して贈与を含めた資金を割り振るものとする¹⁶。この規準は、既存の及び計画中の CDM 事業の地理的分布、持続可能な開発の達成で支援を受ける地域別或いは国別の相対的ニーズ、及び温室効果ガス排出の抑制と削減における提案される事業の貢献度を考慮に入れることができる¹⁶。資金供与は、必ずしも CDM 事業の全コストを相殺するものでなくてよい¹⁶。

170. (100) 使用可能な資金の 40%は、適格性のあるアフリカ諸国へ割り当てるものとする⁵。

C. 事業のモニタリング

171. モニタリングには下記を含むものとする²。

- (a) CDM 事業活動に関連する温室効果ガスの排出量¹⁰〔または吸収源による除去量〕²
- (b) ベースラインにおける排出量〔または吸収源による除去量〕²の決定に関連するパラメーター。これには事業範囲の外でリーケージ効果を把握するためのモニタリング・パラメーターを含めることができる²。及び、
- (c) その他理事会によって登録される事業設計文書に含まれるモニタリング計画の中で規定された（環境的、経済的、社会的、文化的影響など）¹⁰事業関連の影響²。

172.〔理事会によって登録される事業設計文書に含まれる²〕〔登録済み²〕モニタリング計画の実施を、認証段階における CERs 発行の条件とする¹⁰。

(以下の項はモニタリング計画を対象としている。)

173. 選択肢 1：モニタリングは、事業の〔確認¹⁰〕〔登録⁴〕〔提示¹²〕に先だって設定する必要のある当該事業活動固有の〔詳細な⁶〕モニタリング計画に基づいて行われるものとする¹⁰。

(101) 参加者は、正確、組織的かつ定期的な事業のモニタリングのための手続きに関する情報を含むモニタリング計画を附則 C の規準に従って立案するものとする^{7,10,31}。

これは、〔確認^{2,10}〕〔登録⁴〕〔提示¹²〕プロセスの一環として〔指定された²〕運営組織により評価され、承認される〔ものとする²〕^{24,31}。

事業の〔確認¹⁰〕を担当する〔指定された²〕運営組織は、モニタリング計画を承認するものとし、また事業の確認¹⁰の前に変更を求めることができる^{2,10}。

モニタリング計画は、当該活動の評価に必要なすべての事実関係のデータを査定する際の参照文書になるものとする¹⁰。

選択肢 2：モニタリングは理事会によって登録される事業設計文書に含まれるモニタリング計画に基づいて行われるものとする²。モニタリング計画の改訂は、事業参加者による正当化を必要とし、理事会の指導に基づいて指定された運営組織が確認するものとする²。

(下記の項はモニタリング方法の品質規準を対象としている。)

174. 選択肢 1：正確度：モニタリング方法は、事業活動について可能な最善の推定ができるように、正確なものでなければならない¹⁰。

信頼性：モニタリング作業は、正確な結果を確保するために偏っていない観測可能なデータに基づいていなければならない。モニタリング方法は、時間の経過に伴う変化を考慮に入れるために更新しなければならない¹⁰。

透明性：モニタリング計画及び事業活動の達成度の監視と測定に使われる方法は、温室効果ガスの排出削減量³〔または除去量〕³の計算方法を含めて、達成された結果を高い精度で検証できるように、明確に説明され良好に文書化されなければならない¹⁰。

完全性：リーケージ効果を含めて事業活動に関連するすべての影響を監視する必要がある¹⁰。モニタリングは受入国における持続可能な開発の達成に対する当該事業活動の貢献度を評価する健全な根拠とならなければならない¹⁰。

グッドプラクティス：²モニタリングには標準化された方法を使用するものとする。モニタリング方法は時間の経過に伴う変化を考慮に入れるために更新しなければならない^{7,10}。

選択肢 2：CDM に基づくモニタリングは正確な、整合した、比較可能な、完全な、透明

性の高い、根拠の確実なもので、グッドプラクティスに基づくものとする²。これに関連して、

正確度は、関連する達成度指標の正しい数値を監視または決定できる精密さの尺度である²。推定値と監視された達成度指標は、判断の可能な範囲内で常に真の数値を上回ったり下回ったりせず、また不確実性が可能な限り回避されているという意味で、正確なものでなければならない²。

整合性とは、モニタリング計画が、そのすべての要素及び関連する達成度指標について長期間にわたって内部的に整合していることを意味する²。長期間にわたって同じ達成度指標が使われ、これら指標の監視に対し同一の仮定及び方法が適用される場合、モニタリングは整合している²。整合性の確保を理由として、正確度または完全性を向上させるようにモニタリング方法を変更することを怠ってはならない²。モニタリング方法の変更は、理事会の指導を条件として指定された運営組織の承認を得るものとする²。

比較可能性とは、排出量〔と除去量〕の推定値がベースラインと事業の間及び各事業の間で比較できることを意味する²。この目的のために、事業の参加者が〔UNFCCCによる〕CDM参照マニュアルに記載されている方法とフォーマットを使用する必要がある²。

完全性とは、事業のベースラインと実際の排出量〔または吸収源による除去量〕に関するモニタリングが、議定書の附属書Aに記載されているすべてのGHG、部門及び発生源をカバーしていることを意味する²。また、完全性は事業範囲の内外におけるすべての達成度指標を対象とすることも意味する²。

透明性とは、整合性を持つ反復可能なモニタリング活動並びに報告された情報の評価を容易にするために、想定値、算定式、方法、データソースが明確に説明され文書化されていることを意味する²。達成された結果について信憑性の高い検証とその後の認証を行い、またCERsを発行するためには、モニタリングのデータとその方法の透明性が不可欠である²。

有効性とは、達成度指標が達成された結果の実際の尺度となることを意味する²。従ってモニタリングは、事業の達成度に関する測定可能な実際の構図を描き出す指標に基づくものとする²。

グッドプラクティスとは、最も費用効果が高く商業的に適用されたモニタリング方法と、少なくとも同等の達成度を意味する。これらモニタリング方法を〔UNFCCCによる〕CDM参照マニュアルに記載し、技術及びベストプラクティスの変化を考慮に入れるために〔継続的に〕〔定期的に〕更新するものとする²。

175. モニタリングの規準は、発展途上国の資源的及び技術的な制約要因を考慮に入れつつも、条約の目的を達成するに十分な厳格さでなければならない²²。附属書 に含まれる参加締約国は、附属書 に含まれない参加締約国に対して、事業のモニタリングのために必要とする資金的及び技術的支援を提供しなければならない⁶。

(以下の項はモニタリングに関する責任を対象としている。)

176 . (102) 参加者は、〔登録された²〕モニタリング計画が〔独立した組織によって³¹〕適正に実施され^{3,6,4,7,10,18,24}、すべての関連データが収集、記録、〔標準化されたフォーマットで^{3,6,7,11,13,18,24}〕記憶され^{3,6,4,7,18,24}、またすべての関連データが〔認証〕〔検証²〕のために〔指定された²〕関連運営組織へ報告されるようにするものとする^{4,6}。〔確認された⁴〕〔登録された²〕のモニタリング計画に基づくこのような事業の〔履行に関する局面及び²〕達成度の組織的監視と測定¹⁰は、⁴〔事業活動の承認された事業範囲については〕⁴、発生源による追加の排出削減³〔または吸収源による除去の強化〕³の〔測定と²〕計算に十分なものとする。モニタリングの結果は電子式の国内 CDM データベースへ入力するものとする^{6,27}。

177 . 技術的な理由により、第三者が事業参加者に対してモニタリング計画を実施する上で²支援できるものとする。これら第三者は事業参加者の責任において作業し²、事業の〔確認^{2,10}〕、検証または認証に関与する〔指定された²〕運営組織から独立していなければならない¹⁰。

D . 事業の検証

178 . 検証²は、ある事業の結果として生じた発生源による排出削減³〔または吸収源による除去の強化〕³について〔該当する⁴〕〔一つの²〕指定された運営組織が定期的に行う〔独立した³〕検討及び事後の³判定である⁴。

179 . 選択肢 1 :〔COP/MOP によって指定された独立した運営組織⁶〕〔独立した組織³¹〕は、附則 C に含まれる方法と標準化されたフォーマットに従って CDM 事業の独立した〔検査〕〔検証²〕を行うものとする⁶。

(104) 事業によって達成された排出削減は、〔確認¹⁰〕〔登録^{2,4}〕〔提示¹²〕されたベースラインと対比して〔附則 C に含まれる方法と標準化されたフォーマット^{7,11,27}〕〔事業活動へ参加する締約国が採用した方法¹³〕〔に従って、監視データ及びその他関連情報に基づき^{7,11,27}〕〔定期的なベースで³〕〔定期的に²⁷〕〔規則正しく³⁰〕〔独立して³〕検証されるものとする。モニタリングのデータが不正確または不十分な場合は、他の出所からの追加データを使うことができる⁴。また、検証者は事業のモニタリングのために設定された方法への遵守状況を検討し、必要とあれば事業の基本的な仮定を見直すものとする²⁷。

検証²作業を行うに当たり、〔指定された²⁴〕運営組織は下記を行うものとする⁴。即ち、
(a) 事業参加者の提出する文書が、〔承認されたモニタリング計画を含めて²〕承認された事業〔提案〕〔設計文書²〕に従って、適切に作成されているかを検討する⁴。

- (b) 該当する場合は、発生源による排出削減³〔または吸収源による除去の強化〕³を立証するために、他の出所からの追加データを利用する⁴。
- (c) (a)の検討で追加作業の必要なことが立証された場合は、現場検査または関連する事業参加者との面談を行う、または専門的な技術を用いる⁴。また、
- (d) (a)で使用、及び該当する場合は(b)または(c)を通じて入手したデータと情報に基づき〔承認された事業設計文書に含まれる計算方式を使って²〕発生源による排出削減³〔または吸収源による除去の強化〕³を判定する⁴。

検証の責務を負う〔指定された²〕運営組織は²、実際の事業とその運営が承認された事業〔提案〕〔設計文書²〕に準拠しているかどうかについて懸念がないか明らかにするものとする。〔指定された²〕運営組織は懸念があればそれを事業の参加者へ伝達し²、参加者はこの懸念に対処し、追加の情報を提出するものとする⁴。

検証は、〔CDM事業の提案者¹²〕〔受入締約国¹¹〕によって選定され、関連する責務を引き受けるに十分な技術的能力を持つ指定された運営組織により、独立して行われるものとする¹²。検証組織は、関与する締約国を含む事業参加者、理事会²⁴、及び〔指定された²〕運営組織へ報告するものとする¹²。

(103) 指定された運営組織は、理事会への検証報告書の中で、モニタリング計画の継続的な適切性とその実施状況を評価するものとする²⁴。

〔指定された²〕運営組織は、事業参加者と理事会に対して認証報告書を提出し、いかなる証明書を発行する場合もこれが根拠になるものとする⁴。

180. 選択肢2：検証は、事業参加者によって選定され、その事業の確認を行った指定された運営組織とは無関係の、指定された運営組織によって行われる²。

検証を行う指定された運営組織は下記を行うものとする²。即ち、

- (a) 提出された事業文書が登録された事業設計文書の必要条件に従っているかどうか判断する²。
- (b) 主として達成度記録の検討、事業参加者及び利害関係者との面談、測定数値の収集、設定されたプラクティスの観察、監視機器の精度試験からなる現地検査を実施する²。
- (c) 適切である場合には、発生源による排出削減〔または吸収源による除去の強化〕を立証するために、他の出所からの追加データを利用する²。
- (d) (a)で使用、及び該当する場合は(b)または(c)を通じて入手したデータと情報に基づき、承認済み事業設計文書に含まれる計算方式を使って発生源による排出削減〔または吸収源による除去の強化〕を検討し判定する²。
- (e) 実際の事業とその運営が、登録された事業設計文書へ準拠しているかどうかについて懸念がないか明らかにするものとする²。指定された運営組織は懸念があればそれを事業参加者へ伝達し、参加者はこの懸念に対処し、追加の情報を提出するものとする²。

- (f) 適切と判断する場合は、事業参加者に対してモニタリングの方法を変更するように勧告する²。また
- (g) 事業参加者と理事会に対して検証報告書を提出し、理事会はこの報告書を公表するものとする²。

181. 検証チームの構成は、当該 CDM 事業活動へ参加する発展途上の締約国の承認を得る必要がある¹³。

182. 検証では、適宜事務的煩雑さを最小限に抑えるために、既存の国内及び国際機関、基準を使用するものとする²²。

E . [CERs の認証/] 及び²] 発行] [CERs の認証と取得⁶]

183. 認証は、検証期間中に事業がすべての事業達成規準に準拠して申告通りの排出削減〔または吸収源による除去〕を達成したという、指定された運営組織の書面による保証である²。

184. (108) 事業の結果生じた、〔確認¹⁰〕〔登録^{2,4}〕〔提示¹²〕されたベースラインを下回る排出削減量^{10,11}は、下記の場合のみ削減が発生した後附則 C に従って^{4,24} 認証されるものとする。

- (a) (a) 事業の参加者のいずれかが、事業による一定期間の排出削減の認証を申請した場合¹⁰。
- (b) (b) 排出削減が検証されている場合²。
- (c) (c) 関与するすべての締約国に CDM へ参加する〔資格があり¹⁰〕〔適格性があり²〕、事業へ資金供与を行っている締約国が議定書、特にその第 2 , 3 , 5 , 7 , 10 条を履行している場合¹⁸。

選択肢 A :

185. (109) 排出削減〔または吸収源による除去の強化^{4,7}〕の認証と CERs の発行は、下記によって行われるものとする。即ち、

選択肢 1 : 〔指定された運営組織が^{7,10,11,19}〕〔認定された認証組織が^{7,30}〕〔独立の組織が³¹〕、事業参加者の要請に基づき¹⁰、⁴〔第 12 条 5 項の必要条件に照らして⁶〕行う。⁴

選択肢 2 : 指定された国内の当局によって提出される、事業が必要条件を満たしているかどうかに関する⁷〔検証〕⁷報告書^{7,24}、及び指定された運営組織によって提出される、事業が前回の認証以後の期間に達成した排出削減量に基づいて理事会が行う。²⁴

選択肢 3 : 受入締約国の国内委員会による事前認証を条件として理事会が行う。³¹

選択肢 4 : 独自の手続きに従って理事会へ報告しながら、受入締約国の政府が行う。¹²

選択肢 5 : 条約の機関²⁷

選択肢 6 : COP/MOP による受理または拒否⁶。

186 . (111) [[指定された²]運営組織¹⁰] [理事会²⁴] [受入締約国政府¹²] [条約の機関²⁷] は、認証手続きが終了次第直ちに書面によりその決定を申請者へ伝達するものとする¹⁰。排出削減の認証に関する決定は、適切な方法で公表されるものとする¹⁰。

187 . (112) 排出削減が認証され、所定の収益の一部が [運営経費を埋め合わせるために⁴] 理事会へ^{3,4,27}、 [また気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国の適応コストを支援するために適応基金へ⁴] 送金された後、 [[指定された²]運営組織¹⁰] [理事会²⁴] [受入締約国政府^{12,13}] [条約の機関²⁷] は、該当する件数の CERs を [関与する締約国を含む事業参加者の合意に基づき、登録簿の受取人の口座へ供託することによりそれら関係者向けに^{4,12,18,27,31}] [双方の締約国の合意に従って先進締約国向けに¹³] 発行するものとする。各 CER は、 [附則 D に従って理事会もしくは事務局の監督下にあるシステム管理者が提供する⁴]、それによって発生締約国、事業名、 [事業の種類³]、 [発行⁴] と [認証¹⁰] の年度、 [及び認証組織^{4,10}] を判定することができる一意のシリアル番号を持つ [、また登録簿制度を通じて追跡可能である^{4,7}] ものとする^{4,10,18}。

選択肢 B :

188 . 検証報告書を作成する指定された運営組織は、検証期間中に事業がすべての事業達成規準に準拠して申告通りの排出削減 [または吸収源による除去] を履行したことを書面によって認証するものとする。また、認証手続きが終了次第、書面によってその決定を申請者と理事会へ伝達するものとする。排出削減の認証に関する決定は、適切な方法で公表されるものとする²。

理事会は、附則 D に従って一定の検証期間を対象に、登録された事業に起因する認証された排出削減 [または吸収源による除去] に関する CERs を発行し、これら CERs を [事業参加者] [関与する締約国] の指定する登録簿の口座へ割り振るものとする⁴。但し、下記を条件とする。即ち、

- (a) 事業参加者が当該期間中に CDM 事業へ参加する適格性を有していた。
- (b) 収益の一部が、運営経費を賄うために理事会へ、また気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国の適応コストを支援するために適応基金へ払い込まれている²。

(以下の項は運営組織の認定を対象としている。)

189 . 理事会は、〔運営組織²に関する〕⁴附則 F の規準、〔並びに〔理事会〕〔COP/ MOP〕による関連決議²〕に基づいて〔CDM 活動の確認、検証または認証を行う²〕運営組織を認定するものとする。〔理事会によるこの認定は、第 12 条 5 項に規定する COP/MOP による指定と見なすものとする⁴。〕〔COP/MOP は理事会の勧告に基づいて運営組織を指定するものとする²。〕

190 .〔指定された²〕運営組織は、本決議、その附則及び関連する COP/MOP の決議で述べられているその機能を実行する責任を負うものとする⁴。

191 . 指定された運営組織は、理事会が勧告して COP/MOP が採択した認定の〔規準〕〔基準〕を満たすものとする。認定の〔規準〕〔基準〕は主として下記に関するものとする²。

即ち、

- (a) 認証手続き²、
- (b) 認証手続きの適用を立証するシステム²、
- (c) 確認、検証及び認証のプログラムに関するすべての文書の管理システム²、
- (d) 専門的行動規範、異議申し立て手続き、告訴手続きなど²、
- (e) 関連する専門知識と権限²、
- (f) 独立性²、
- (g) 保険の付保²。

(注釈：〔規準〕〔基準〕についてはもっと検討する必要がある。一部の要素は附則 F に含まれている。)

192 . 理事会は、指定された運営組織の確認、検証及び認証作業を検討するための監視プログラムを設定するものとする²。

193 .ある指定された運営組織がもはや認定の〔規準〕〔基準〕或いは適用される COP/MOP のいずれかの決議を満たしていないと理事会が判断した場合、理事会は当該運営組織の指定を停止または撤回することができる²。理事会はかかる決定を COP/MOP と当該運営組織へ直ちに報告するものとする²。この場合、登録された事業に関する確認報告書または検証報告書で見いだされた欠陥が指定の停止または撤回の理由とならない限り、登録された事業は指定の停止または撤回の影響を受けないものとする²。

194 . 理事会は適宜認定の〔規準〕〔基準〕を見直すことができる。

(注釈：ある締約国は、事業レベルで、認証対象期間中の気候変動軽減効果を持続させる際のリスクに対する保証システムによって認証手続きを補足する必要があると提案している。)

F . 履行に関する諸問題

195 . (114) 選択肢 1 : CDM の諸規定に対する不履行の事例に対処する段取りは、第 18 条に定める手続きに従って COP/MOP が規定する指針に基づく必要がある⁷。提起される諸問題は〔議定書に適用される一般的手続きを通じて^{4,7}〕〔それ専用の手続きを通じて⁴〕迅速に解決されるものとする⁴。

選択肢 2 : CDM の事業の運営に起因する不履行の問題は、可能な限り CDM の枠内で解決するものとする⁶。不履行が CDM の枠組みを越えている場合のみ、その問題は第 18 条に基づく不履行手続きに従って対処されるものとする⁶。

196 . 適格性の必要条件に対する締約国の整合性が、〔第 8 条に基づく検討手順によって⁴〕〔他の手段によって⁴〕問題となった場合、この問題は第 18 条で定める手続きに従って〔議定書に適用される一般的手続きを通じて⁴〕〔それ専用の手続きを通じて⁴〕迅速に解決されるものとする⁴。

(注釈：本項目のかっこ内は、選択肢として締約国が提出したものである。)

197 . 締約国の間で紛争が発生した場合、問題が提起された後も CERs の移転と取得は続けることができるが、問題が解決されるまで、締約国はこれら CERs を第 3 条に基づくその約束を満たすために使用できないものとする⁷。

198 . (115) 議定書、特にその第 3 条の約束に基づく義務を履行していない締約国の場合、CDM により取得した CERs は全部または一部を無効とし、温室効果ガスの排出を削減するために負った義務の履行とは見なされないものとする¹⁸。

199 . 第 6 条 1(c)項または 4 項の規定に加えて、第 5 条及び / または第 7 条のすべての、もしくは特定の規定について不履行となったことでメカニズムへの参加の適格性を喪失するまたは喪失させられる可能性のある附属書 に含まれる締約国は、第 2 条 1、3 項、第 3 条 2 項及び 14 または 11 項のいずれかの規定を履行しなかった場合にも、メカニズムへの参加の適格性を喪失するものとする²⁰。

200 . 第 6 条 1(c)項または 4 項の規定に加えて、第 5 条及び / または第 7 条に従って COP/MOP が設定する指針または方法に関するすべてのもしくは特定の規定、或いは COP/MOP による他の決議について不履行となったことでメカニズムへの参加の適格性を喪失するまたは喪失させられる可能性のある附属書 に含まれる締約国は、COP/MOP が第 2 条 1 項及び 3 項、第 3 条 2、14 項、6、11 または 12 項に従って設定する指針、方法、規則または原則或いは決議その他の措置、或いは COP が第 17 条に従って設定する原則、

方法、規則または指針を履行しなかった場合にも、メカニズムへの参加の適格性を喪失するものとする²⁰。

G . 適応への支援

201 . (117) [特に^{6,11,29}] [適応のコストの支援に使われる^{3,11,30}] [適応のコストを満たすための^{6,11,29}] [気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国が適応のコストを満たすための支援に振り向けられる⁴] 収益の一部を [衡平に³⁰] 管理するために、適応基金が設置 [されるものとする] [される⁴]。適応の支援に使われるこの収益の一部による資金供与は、附属書 に含まれる締約国による或いは条約及び議定書の他の規定に基づく現在及び将来の適応活動への資金供与に追加されるものとする³。

202 . 適応のコストを満たすように各締約国を支援するための基金は [COP/ MOP が定める既存の機関によって^{6,10}] [条約の資金的メカニズムの運営を委託される組織^{4,29}] によって管理され、この機関は説明責任を遵守し、その資金運用について COP/MOP へ定期的に報告を行うものとする⁴。これらの資源の管理は、CDM の運営の一部とはならない²⁹。

203 . (118) 適応基金の立案及びすべての適応能力の向上プロセスでは、小規模島嶼の発展途上国特有の脆弱性と性質を考慮に入れ、提供するものとする³。

204 . (119) 選択肢 1 : 第 12 条 8 項に基づいて実施される適応事業活動と対策は、国内情報及び [決議第 11/CP.1 号 (FCCC/CP/1995/7/Add.1) で設定された 3 段階方式¹⁰] [決議第 11/CP.1 号の関連する項目⁴] を指針とするものとする。

選択肢 2 : 附属書 に含まれない締約国は資金供与を受ける適応事業を特定し、適応対策を明確にするプロセスに準拠するものとする¹¹。そのための検討は、条約に基づく適応に関する現行の作業と整合したものでなければならない¹¹。附属書 に含まれない締約国であり、気候変動の有害な影響を特に受けやすい国は、時間の経過に伴う対策の配分を考慮に入れ、また全体のコストの見積もりとその部門別配分を含めて、国としての適応プログラムを作成するものとする¹⁸。

選択肢 3 : 気候変動の影響を「特に受けやすい」と判定される附属書 に含まれない締約国の適応基金に対する優先順位は、議定書の締約国が定める脆弱性指数に従って設定される。附属書 に含まれない締約国であり、特に影響受けやすいと判定され、かつ CDM に基づく CERs を生み出している国は、適応基金の資金へのアクセスを容易にするために、脆弱性指数で設定されるより高い優先順位を与えられる²⁹。

選択肢 4 : 附属書 に含まれない締約国であり、気候変動の有害な影響を特に受けやすいと判断して、適応のコストを満たすために資金供与を希望する国は、その影響と影響に対する脆弱性について、当該国の国内情報の中で報告するものとする⁴。

205 . 適応事業はモニタリングと報告について CDM 事業と同等の厳密さを必要とする²²。

206 . (121) [第 12 条 8 項に基づいて実施される⁴] [附属書 に含まれない特に脆弱な締約国が気候変動の有害な影響への適応を支援する] [適応の⁴] 事業活動と対策は、[かかる支援を受ける締約国が下記を確認することを条件に³] [当該国が下記の必要条件を満たす場合のみ⁴] 適応基金により [資金供与を受ける⁴] [資金的支援を受ける] ものとする。即ち、

- (a) (b) これら活動を関係締約国が自ら実施し、持続可能な開発に関する当該国の戦略と優先課題に適合 [している] [させている]^{4,10}。
- (b) これら活動が受入締約国の国別報告書で明確にされた具体的な脆弱性に対処するものである⁴。
- (c) (a) これら活動が持続可能な開発に関する国際的な取決め及び国際的に合意されたプログラム [のすべてと整合 [している³] [させている]] [と矛盾していない] [を適切に考慮に入れている⁴]^{4,10}。
- (d) (c) これら活動が費用効果の高い方法で実施 [されている³] [される]^{4,10}。

207 . 選択肢 1 : (122) 適応支援の金額は、気候変動が経済と社会に与えると推定される有害な影響の程度によって、全事業コストの一定の比率を越えてはならない¹⁸。

選択肢 2 : 締約国が受け取れる適応資金の金額については定めない³。

H . [登録簿] [登録⁶]

208 . 選択肢 1 : CERs の登録は附則 D に基づくものとする⁶。

選択肢 2 : 附則 D に従って登録簿を作成し維持するものとする²。

I . 締約国による報告

209 . (反復 123) CDM に参加している締約国は、その事業活動の進捗状況及び結果について事業ごとに⁶、COP/MOP が採用する統一報告フォーマットを使って [COP/MOP] [理事会⁷] へ報告するものとする^{6,11,13}。

210 . (124) CDM 事業に参加している附属書 に含まれる締約国は、その CDM 活動について [COP/MOP へ⁶] 下記に従って報告するものとする。即ち、

- (a) (a) 第 7 条 1 項に基づく報告の約束の枠内で毎年^{10,18,24}、主として下記について標準フォーマットにより
 - () () 当該年度の CDM 事業活動の結果として当該締約国へ発行された新規の CERs^{2,7} (シリアル番号によって明確にする)² を事業ごとに^{6,7}、及び

() () 当該年度に償却 (retirement) されたあらゆる CERs (シリアル番号によって明確にする)²。

- (b) (b) 第 7 条 2 項に基づく報告の約束の枠内で^{10,18,24}、主として持続可能な開発の達成と条約の最終目的への貢献で、当該締約国の CDM 事業が附属書 に含まれない締約国をどのように支援したかについて¹⁰。
- (c) CERs の取得が当該締約国の排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の履行に向けてどの程度貢献すると予想されるかまたは実際にどの程度貢献したかを、国内での努力による予想と実際の貢献度とともに数量化して³。

211 . (125) [附属書 に含まれない締約国は、[COP/MOP²⁴][COP²]が設定する指針に従い、条約第 12 条に基づくその報告の約束の枠内で、第 12 条に基づくその活動について報告するものとする²⁴] [CDM 事業に参加している附属書 に含まれない締約国は、毎年その CDM 事業活動について理事会へ報告するものとする⁷]。この報告には、附属書 に含まれる締約国が第 3 条に基づくその約束を履行するのをどのように支援したかを含めるものとする¹⁰。

．組織上の諸問題

A . COP/MOP の役割

212 . (126) 「CDM は COP/MOP の権限及び指導の対象となる」^{1,4,7,10,11,13}。

213 . (127) 方法論上及び運営上の問題に関して、COP/MOP は主として下記を行うものとする。即ち、

- (a) (a) 附属書 に含まれる締約国が CERs を通じて満たすことのできる「第 3 条に基づく排出の抑制と削減に関する数量化された約束の一部」¹を定義する^{10,24,29}。
- (b) (b) ベースラインの決定^{4,13}、モニタリング^{4,13}、検証^{4,10,13}、認証^{4,10,13}及び報告^{4,10,13}のための方法を立案、検討、承認し、それらを実務に適用するための技術的指針〔と報告フォーマット⁶〕を公表する²⁴。
- (c) (c) 「認証された事業活動からの収益の一部が運営経費を賄うため、並びに気候変動の有害な影響を特に受けやすい発展途上の締約国の適応コストを支援するために使われるようにし」^{1,4,10,30}、またその比率を決定する^{24,29}。
- (d) 取得された CERs を受理するか無効にするかを定める⁶。
- (e) (d) 第 12 条 8 項に基づく適応の適格性規準を定め^{13,24}、³〔条約の資金供与メカニズムの運用を委託する組織を指定して、方法、手続き、技術的指針を採択する²⁴〕³。

選択肢 1 :

214 . (128) 組織上の問題に関して、COP/MOP は主として下記を行うものとする。即ち、

- (a) (b) CDM の運営方法とその手続きを定める^{4,24}。
- (b) (a) 理事会に対する委任事項を定義し^{4,10,24,30}、理事会を設置して^{18,24}、主として
 - () () 理事会会議の暫定的議題の作成と配布、及び締約国と認定されたオブザーバー²⁰が理事会に対して作成し、理事会が COP/MOP へ提出する提出文書、に関する規則と手続きを〔設定する〕〔承認する²〕³。
 - () () 〔理事会から要請された場合³〕、CDM に対する理事会の監督的役割の性質と範囲³〔、及び理事会が COP/MOP に従属することの意味合い²⁰〕³を〔最終的に³〕定める。
- (c) (c) 〔理事会の勧告に基づいて²²〕〔運営組織^{10,18,22,24}〕と〔地域運営事務所（情報交換所）⁷〕を指定し、或いはこの機能を委任する根拠となる指針を設定し²⁴、委任すべき機能を決定する^{10,18}。
- (d) (d) 理事会が、排出削減の認証に関する必要条件が履行されていないという結論を出した場合、理事会の勧告に基づき〔指定された²〕運営組織から排出削減を認証する資格を剥奪する¹⁰。
- (e) (g) 議定書とそのメカニズムの枠内で不履行に対する制裁措置と処罰を担当する機関を設置する¹⁸。
(注釈：締約国のあるグループは、この問題を履行に関する項で取り上げるように提案した。)
- (f) 議定書と CDM の枠内で不履行に対する制裁措置と処罰を設定する⁷。
- (g) CDM 事業を小地域のレベルまで衡平に配分するようにする³⁰。

選択肢 2 :

215 . COP/MOP は主として下記を含めて、第 12 条に規定する理事会の監督的役割の性質と範囲を定めるものとする²⁰。即ち、

- (a) 理事会が COP/MOP の決議を立案または実施する規則、指針、または手続きを設定する権能²⁰。
- (b) それぞれ第 12 条 5 項、7 項に規定する〔指定された²〕運営組織または独立した検査人による決定または結論に対する「異議申し立て」について結論を出すこと²⁰。
- (c) 事業が主張するような CERs を実際に生み出しているかどうか、いないならその後どうなるかに関する初期または最終の判定で何らかの役割を果たすこと（その場合に果たすべき役割）²⁰。
- (d) 第 12 条に基づく諸活動の進捗状況に関する情報を COP/MOP へ提供しつづけることを目的とする、〔指定された²〕運営組織または独立した検査人の活動の全般的監視に関する限界²⁰。或いは

- (e) これら役割の一部または全部、或いはその他の役割の組合せに従事すること²⁰。
(注釈：サウジアラビアは、理事会の監督的役割の性質と範囲が、COP/MOPによって行われる多数の決議に影響を与えるという意見である。これには下記が含まれる。

CDM 理事会の定例会議が行われる頻度と開催場所、緊急会議の招集者、及び緊急会議を招集できる状況、に関する規定²⁰。

〔指定された²〕運営組織と独立した検査人によるその決議または結論の報告に関する必要条件；締約国及びその他の機関または個人はそれら報告書を手に入れるかどうか；報告書に根拠となった情報の記録を添付すべきかどうか、またそれはどんな状況においてか。情報の記録の写を受け取れる権限は誰が持っているのか²⁰。

「異議申し立て」に関する手続き。例えば、〔指定された²〕運営組織が排出削減を認証するかしらないかの決定について理事会へ「異議申し立て」できるか。またそれら「異議申し立て」を誰が受け付け、どんな手続きが踏まれるか²⁰。）

216 . COP/MOP は主として、下記を含めて理事会の COP/MOP に対する従属関係の意味合いを定めるものとする²⁰。即ち、

- (a) 理事会から COP/MOP へ提出され、COP/MOP が検討しなければならない理事会の決議に対して「異議申し立て」ができるかどうか。かかる「異議申し立て」が認められるか否かについて、COP/MOP は理事会の決議またはその他の行為を自らの判断で再検討し、変更し、或いは覆すのを妨げられないことを明確にする必要がある²⁰。
- (b) COP/MOP が自らの判断により或いは「異議申し立て」を理由に理事会の決議を再検討または審理する事例について、SBI と SBSTA のそれぞれの役割を設定する必要がある²⁰。
- (c) 「異議申し立て」が認められるとしたら、それを誰が受け付けるのか、またどんな種類の問題が認められるか²⁰。
- (d) 「異議申し立て」が認められるとしたら、それが可能な期限及び「異議申し立て」を COP/MOP が検討する手続き²⁰。
- (e) これら「異議申し立て」が認められる場合、或いは COP/MOP が自らの判断で理事会の決議を再検討または審理する場合、その問題に対する COP/MOP の処理が完了するまで決議の実行を停止できる状況²⁰。

217 . (129) 締約国間の紛争の調停は、条約第 14 条に基づいて行われるものとする⁷。

B . 理事会

218 . (130) 選択肢 1 : [理事会は[COP/MOP とは別の常設機関^{4,7,13}][独立した機関^{3,18}]として[CDM¹¹][CDM の日常的管理^{3,7,18}]を監督し^{3,4,11,13,18,19,30}、それらに対して責任を負う³

ものとする。〕〔理事会は CDM 関連の事業活動が条約、議定書及び COP/MOP の関連決議の諸規定に準拠するように、これら事業活動を監督するものとする³¹〕。理事会は、COP/MOP に対して全面的な説明責任を持ち^{3,4,11,13}、COP/MOP が指定するすべての指示及びその他すべての機能を実行するものとする^{10,13}。

選択肢 2：理事会は、本決議、その附則、及び COP/MOP の関連する決議で述べられる機能を実行する責任を負うものとする⁴。

219 . (131) 方法論上及び運営上の諸問題について、理事会は主として下記を行うものとする。

- (a) (a) CDM に含めることのできる事業の分野と種類を定める¹²。
(注釈：締約国のあるグループは、この問題を方法論上及び運営上の問題の対象に含めることができると提案した。)
- (b) (b) CDM 事業が条約、議定書、及び関連する COP/MOP のすべての決議に準拠するように、それらを監督する^{10,13}。
- (c) (c) 締約国が COP/MOP の採用する原則、方法、規則、指針に基づいてベースラインの設定で使わなければならない規準〔及び運営上の指針⁷〕を決定する⁷。
(注釈：あるグループの締約国は、この決定を原則、方法、規則、指針の範囲内で行う必要があると提案した。)
- (d) (d) 標準化されたベースラインを含めて事業の評価で使われるベースラインに関する情報に誰でもアクセスできるようにする⁴。
- (e) (e) 〔COP/MOP によって認められる範囲内で¹⁰、〕COP/MOP の決議に従って公的なまたは民間の参加者を^{4,10,13,30} 指導する⁷。
- (f) (f) 〔指定された²〕運営組織の提出する報告書を検討し、〔照合した地域的データを含めて²²〕〔一定の間隔で²²〕統合報告書を COP/MOP へ提出し^{4,19}、また必要に応じて事業活動の独立した検査と検証に関する勧告を行う⁶。
- (g) (g) 〔指定された運営組織が提出する²⁴〕〔認定された組織が作成し、締約国国内の指定された組織が提出する⁷〕検証報告書に基づいて CERs を発行する。
- (h) (h) 主として移転される CERs の日付、事業の種類、事業開始日、参加締約国 / 組織、数量、価格を含めた CERs の移転に関する情報をタイミングのよい方法で公表する⁷。
- (i) CDM の理事会は、行われた排出削減の取引に関する情報、特にその日付、事業の種類、事業の参加国、排出削減量が取引された日付、認証排出削減量の取引価格、に関する情報を適宜公表するように手配する必要がある⁷。
- (j) (反復 h) 選択肢 1：締約国の国内当局からの確認と認証の要請を受け付け、この要請に関する技術報告書を作成し、またこれらの報告書に基づいて事業を確認して排出削減を認証し、事業の確認を公表する〔指定された²〕運営組織を選定する²⁹。

選択肢 2 :〔指定された²⁾〕運営組織が提出する確認報告書に基づいて、事業を CDM 事業として登録する⁶⁾。

選択肢 3 : 締約国国内で指定された組織からの CDM 事業の提案を受け付け、これら組織が提出する認証及び検証報告書に基づいて事業を確認し、事業の確認を公表する⁷⁾。

- (k) (三つ目の h) 識別番号、事業説明、ベースライン設定方式、〔指定された²⁾〕運営組織及び関連する日付を含めて、事業及び〔CDM に基づいて達成された⁷⁾〕排出削減のデータベースを維持する²⁹⁾。
- (l) ⁴⁾〔(i) 一本化された取引メカニズムに基づいて、下記のための信託的役割を果たす。
 - () () 関与する締約国が公正な価格を交渉するのに有利な商業的立場を保証する⁷⁾。
 - () () 取引プロセスの透明性と信頼性を確保する⁷⁾。
 - () () 取引費用を削減する⁷⁾。
 - () () メカニズムの有効性と信頼性を保証するポートフォリオ方式によって環境的リスクを軽減(し、事業立地の地理的多様性を強化³⁾)する⁷⁾。〕⁴⁾
- (m) (j) CERs の移転で〔用いられる方法〕〔準拠する手続き⁷⁾〕を決定する¹²⁾。
- (n) (k) 〔適応基金の一部となる CERs の比率及び CERs が資金的資源に転換される方法を〔決める〕〔確保⁷⁾する〕〕〔適応基金の一部となる認証された事業活動の収益の一部及び CERs が資金的資源に転換される方法について COP/MOP へ勧告を行う³⁾〕¹²⁾。
- (o) (l) 必要に応じて CDM 事業活動の〔多角的な³⁰⁾〕資金供与の手配を支援する^{24,30)}。これには事業の情報交換所として資金を必要とする CDM 事業案に関する要約情報を公表することも含まれる²⁴⁾。
- (p) (m) 〔必要に応じて〕〔適宜³⁾〕COP/MOP の設定する枠組みの中で、第 12 条に基づく他の機関へ機能を委譲する¹⁰⁾。
- (q) (n) 特に附属書 に含まれないすべての締約国による広範囲の参加推進に必要な組織上の能力の育成について、気候変動に経験のある多国間機関の役割を定める⁷⁾。
- (r) COP/MOP の第 1 回会議に対して、理事会を効率的に機能させるための規則と手続きを承認するように提案する³⁾。
- (s) (反復 q) 理事会の運営費用を満たすために、〔CERs の取引²⁹⁾〕〔CDM 事業に参加している附属書 に含まれる締約国が取得する CERs⁶⁾〕に適用する料金の金額を提案する²⁹⁾。
- (t) (三つ目の q) 選択肢 1 : CDM への参加候補者が CDM を完全に利用できるようにするのに必要なすべての情報と能力の向上手段を提供する対策を COP/MOP へ提案する²⁹⁾。

選択肢 2 : CDM の運営に先立って、CDM 活動への参加に必要な能力育成につい

て附属書 に含まれない締約国を支援する具体的なメカニズムを適宜設定する³。

220 . (132) 組織上の問題について、理事会は主として下記を行うものとする。

(a) (a) 選択肢 1 : [COP/MOP の指導に基づいて^{4,7,29,30}] [附則 F で設定される必要条件に整合して⁴] [運営組織] [認証 / 検証を行う運営組織⁷] の [能力を評価し⁴] 認定を行う。

選択肢 2 : [各締約国で CDM の機能を担当する国内運営組織の締約国による指定を調整する^{7,12}。]

(b) (b) CDM 事業活動への民間のまたは公的な組織の関与について指導を行う^{11,30}。

(c) 選択肢 1 : 認定済み運営組織について独立した検査と検証を行う^{4,7,10,30}。独立した検査と検証は、[抽出調査を通じて¹⁰] 定期的に行われ、正当な申し立てに基づくものとする⁴。CDM 理事会がいずれかの運営組織について第 12 条 5 項または適用対象となる COP/MOP の決議を履行していないと判断した場合、理事会は運営組織の認定の撤回を検討し^{4,10}、COP/MOP の定める手続きに従って、COP/MOP の定める方式と手続きに対する遵守を怠った運営組織の認定の取り消しを検討するものとする^{4,7,10,30}。CDM 理事会が運営組織の認定を取り消すと決定した場合、理事会はその決定を COP/MOP と当該運営組織へ報告するものとする⁴。この場合、当該運営組織によって登録されたいかなる CDM 事業も、その登録自体が認定撤回の理由でない限り依然として有効となる⁴。

選択肢 2 : ある指定された運営組織がもはや認定 [規準] [基準 (standards)] 或いは適用される COP/MOP のいずれかの決議を満たしていないと理事会が判断した場合、理事会は当該運営組織の指定を停止または撤回することができる²。理事会はかかる決定を COP/MOP と当該運営組織へ直ちに報告するものとする²。この場合、登録された事業に関する確認報告書または検証報告書で見いだされた欠陥が指定の停止または撤回の理由とならない限り、登録された事業は指定の停止または撤回の影響を受けないものとする²。

(d) 運営組織の指定に関する基準を立案し、運営組織を指定する⁴。

(e) (d) [指定された²] 運営 [認証 / 検証⁷] 組織について、誰でも入手可能なりストを維持する^{4,7}。

(f) (e) その作業について COP/MOP の各会合へ報告する^{7,10,30}。

(g) ⁴ [(f) 「CDM 衡平配分基金」を管理する¹⁶]⁴。

221 . 附則 B に基づく指定された運営組織による [確認¹⁰] [登録⁴] [提示¹²] 及び附則 C に基づく認証に関連する諸問題について、紛争解決のための手続きを設定するものとする⁴。

222 . (133) 理事会は、第 12 条 8 項に従って、その運営経費をまかなうために、認証され

た事業活動から収益の〔或る⁴〕〔一定の¹⁰〕比率を受け取るものとする^{4,7,13}。

223 . (134) 理事会は下記からなる〔×〕〔16⁴〕名の理事によって構成されるものとする^{4,10,31}。

選択肢 1 : それぞれ附属書 に含まれる締約国と含まれない締約国から同数の理事^{4,7,17}。

選択肢 2 : 理事会の慣行 (COP ビューローなど) によって設定された独特のバランスを反映した公正で地理的配分も衡平な委員構成^{3,6,11,29,30,31} で³、機能的には小規模なもの^{11,29}。

選択肢 3 : 理事はアジアから 2 名、米州から 2 名、欧州から 2 名、アフリカから 2 名、島嶼国家から 1 名の合計 9 名とする⁷。

選択肢 4 : 国連で使われる五つの地域から²⁰それぞれ 2 名以上の同数。

224 . (134 と 135) 理事会の理事は〔COP/MOP^{7,20}〕〔それぞれ附属書 に含まれる締約国と含まれない締約国⁴〕によって選出され、〔締約国によって推薦され⁷〕〔国連で使われる五つの地域のそれぞれで指名され²⁰〕るものとする。理事の任期は〔2 年まで⁷〕〔2 年^{4,30}〕とし^{7,30}、最大限 2 期の就任が可能とする⁴。任期を互い違いとするために、それぞれ附属書 に含まれる締約国と含まれない締約国からの 4 名の理事は最初の任期を 1 年とする⁴。

225 . (135) 理事は適切な技術的専門知識を持っていなければならない³、また個人の能力で行動するものとする⁴。

226 . (134) 空席は、空席となった委員を指名した地域グループによって指名される後継者を COP/MOP が選出して埋めるものとする²⁰。

227 . 選択肢 1 : COP/MOP は理事会の議長と副議長を理事の中から選出するものとし、そのうち一人は附属書 に含まれない締約国の理事とする²⁰。

選択肢 2 : 理事会はその議長と副議長を選出するものとし、そのうち一人は附属書 B に含まれる締約国から、もう一人は附属書 B に含まれない締約国から選ばれるものとする⁴。議長と副議長は、それぞれ附属書 B に含まれる締約国の理事と附属書 B に含まれない締約国の理事との間で毎年交替するものとする⁴。

228 . 理事会は最低限年 3 回会合を持つものとする⁴。

229 . (136) 理事会の決議は可能な限り^{3,4}全会一致によるものとする^{4,20}。全会一致のためのあらゆる努力が払われても合意に到達できなかった場合、〔実質的な事項に関する⁴〕決

議は〔会合に出席して投票を行う³〕〔附属書 B に含まれる締約国から選出された理事の過半数及び附属書 B に含まれない締約国から選出された理事の過半数となる⁴〕理事の 3 分の 2 以上の多数決によって行われるものとする^{3,4}。手続き上の問題に関する決議は、出席して投票する理事の多数決とすることができる⁴。ある事項を手続き上の問題として取り扱うかどうかに関する決議は実体的な問題と見なすものとする⁴。

230 .(136) 国連で使われる五つの地域のそれぞれから少なくとも 1 名の理事が出席していなければ、理事会の決議を行えないという禁止事項が必要である²⁰。理事会は、自らが責任を持ついかなる決議も他へ委任することは認められない²⁰。

231 . 理事会のすべての会合には、すべての締約国がオブザーバーとして、また認定されたすべてのオブザーバーが自由に出席できるものとする²⁰。COP/MOP は、理事会会合の暫定議題の作成と配布や及び締約国及び認定されたオブザーバーによる理事会での発表に関する規則と手続きを設定するものとする²⁰。

232 . 事務局は理事会によるすべての決議の全文を保管し、各締約国及び COP/ MOP が必要と判断する種類の個人、組織へ伝達しなければならない²⁰。これら決議は国連の六つの公用語に翻訳して各締約国へ伝達される²⁰。

233 . (143) 選択肢 1 : 理事会は、適宜 COP/MOP の指導に基づき、その活動に必要な運用支援を手配することができる⁴。〔UNFCCC の^{4,30}〕事務局は、〔条約第 8 条に述べられたその機能の範囲内で¹⁰〕〔理事会の要請に基づき⁴、COP/MOP の指導のもとに⁷〕〔必要に応じて理事会を支援する¹⁰〕〔理事会に対して運用及び事務的支援を提供する^{4,7,24,30}〕〔ものとする〕〔ことができる⁴〕。この支援には、第 12 条 6 項に関するものを含めた CDM 活動に関する情報の編集、取まとめ、普及、及びその他理事会が要請する事務的機能の実行を含めることができる⁴。

選択肢 2 : (143 及び 137) 理事会は技術的及び管理的スタッフで構成される理事会専用の事務局の支援を受けるものとする²²。理事会は条約事務局の中に設置されるものとする⁷。条約事務局は、これを受け入れられるように拡大されるものとする²²。

234 . 理事会は、技術的及び方法論上の問題を取り扱うために外部の専門家に依頼することができる⁴。

C . 運営組織

235 . (138) 〔指定された²〕運営〔認証/検証⁷〕組織は、

(a) (a) 〔「COP/MOP によって指定される」^{1,11,13,30,31}〕〔COP/MOP によってまたは

COP/MOP によりこの機能が委任される国または地域の当局によって指定される²⁴〕〔附則 F に含まれる選定規準に基づいて理事会によって認定される⁴〕ものとする。

- (b) (b) 理事会によって監督され^{3,10,11,31}、理事会を通じて COP/MOP に対して全面的な説明責任を負う^{3,13}ものとする。
- (c) (c) COP/MOP による適用対象の決議で指定された方法と手続きの対象になる^{4,13,30}ものとする。
- (d) (d) 〔CDM 事業活動^{3,10,11,18,30}〕〔事業活動¹³〕とは何の運営上または資金上の関係がなく、〔当該事業^{11,24}〕〔CDM 事業^{4,7,10}〕の発掘、立案、資金供与〔或いは検証^{11,24}〕に参与してはならないものとする。チームの構成は当該 CDM 事業活動に参加している附属書 に含まれない締約国の承認を得る必要がある¹¹。
- (e) (反復 d) 事業の確認と排出削減量の認証の根拠となる技術報告書を作成する²⁹ものとする。

236 . (139) 選択肢 1 : 組織が運営組織として指定されるのは下記の場合のみとする。即ち、

- (a) (a) 事業活動を〔検証し¹⁰〕〔登録し⁴〕、排出削減を認証し^{10,31}、必要な場合に抽出調査を行うのに必要な専門知識と手段を提供する¹⁰。
- (b) (b) 信頼性が高く、独自に、非差別的に、透明性の高い方法で作業し、適宜国際的に合意された規準に基づく認証を行う¹⁰。

選択肢 2 : 各締約国はその国内運営組織を指定し、条約事務局と理事会へそれを通知するものとする¹²。国内の運営組織を指定する手続きは、各締約国の随意とし、この役割のために新しい組織を作ることも既存の組織を選定することもできるものとする¹²。

選択肢 3 : 理事会が勧告し COP/MOP が採択する認可の〔規準〕〔標準(standards)〕に合致している²。(訳註：主語がない。)

237 . (140) 〔指定された²〕運営組織の機能は下記の通りとする。

- (a) (a) 第 12 条に基づく事業活動を^{4,10}、事業参加者の要請により¹⁰、COP/MOP によって合意された規準を満たすように²⁴、附則 B に従って⁴〔検証¹⁰〕〔登録⁴〕〔提示¹²〕〔認証/検証⁷〕する。
- (b) (b) 選択肢 1 : 事業が〔附則 C に従って⁴〕達成した排出削減〔及び排出の回避³⁰〕を検証し、理事会への検証報告によってその認証を提案する²⁴。
選択肢 2 : CDM 事業活動の結果として発生源による排出削減〔と排出の回避³⁰〕〔または吸収源による除去の強化^{4,7}〕を附則 C に従って⁴認証〔及び検証⁷〕する。
- (c) (c) 収益の一部を、運営経費を支弁するために〔...〕へ、気候変動の悪影響を特に受けやすい発展途上締約国が適応するための費用の支払いを支援するために〔...〕へ移転する⁴。

- (d) (d) [適切な方法で¹⁰] [附則 B に従って⁴]、事業活動の [検証] [認証 / 検証⁷] に関するその決議、及びそれに関連して発行される CERs について⁷ [公表する¹⁰] [アクセス可能にする⁴] [報告する⁷]。
- (e) (e) [報告書作成の方法と手続きに従って⁴] [附則 C に従って⁴] 理事会に対して年次活動報告書を提出する。

D . 締約国

238 . (141) 選択肢 1 : CDM 事業に参加する各締約国は、CDM に基づくモニタリング、検証、報告のための国内制度を設定するものとし^{3,13,18,30}、これには政府の認可当局、運営委員会、実体的な問題を解決する専門機関を調整及び管理するための組織の設置を含めることができる^{3,18,30}。

選択肢 2 : この分野での進展に関心のある各締約国は、CDM に含まれる事業について国内レベルで推進、評価、承認、検証、登録し、関連情報を [UNFCCC の事務局] [理事会⁷] へ連絡するために、第 12 条の実施に関する独自の法的及び制度的枠組みを立案する必要がある^{7,28}。

選択肢 3 : CDM 事業に参加する各締約国は、

- (a) CDM 事業の承認と報告について全体的な責任を負うものとする⁶。また
- (b) 第 12 条に従って CDM 事業へ関与できる公的なまたは民間の組織に対して責任を負うものとする⁶。

239 . 締約国は COP/MOP が採択する決議に従って、持続可能な開発のための国内の優先課題と戦略に基づいて事業の適格性に関する規準を定めるものとする¹³。

240 . (142) [指定された⁶] 国内の CDM 当局は、

- (a) (a) 持続可能な開発のための国内の優先課題 / 戦略に基づいて、事業の適格性に関する独自の規準を設定するものとする⁷。
- (b) (b) 国内の規準と国際的な基準を使って事業を評価するものとする^{7,29}。
- (c) (c) 事業を承認し、[指定された国内当局による認可を正式に承認する^{7,29}] [それらを理事会へ提出する⁷] ものとする。
- (d) (二つ目の c) 国内レベルで事業に関する情報、特にベースラインを確認するものとする²⁹。
- (e) (三つ目の c) 提案者の要請に基づき、検証と認証に必要な事業情報を理事会へ提出するものとする²⁹。
- (f) (四つ目の c) 理事会に対して事業の終結予定を通知し、事業終結の理由とそれが CERs に与える影響について説明するものとする²⁹。
- (g) (五つ目の c) 報告について全体的な責任を負うものとする⁶。

- (h) (d) 公的、民間及び非政府組織による広汎な参加を推進するものとする^{7,29}。
- (i) (e) 検証と認証に関する運営活動を含めて、理事会及び認定された組織との国際的会議の場を調整するものとする⁷。
- (j) (f) CERsの取引に関与する個人と組織を登録するものとする⁷。
- (k) (g) 理事会へ報告され、理事会が認可された組織を通じて取引する国内排出削減量を登録し説明するものとする⁷。
- (l) (h) 国内口座を調整し、それを毎年理事会へ報告するものとする⁷。
- (m) (i) 経済的な便益を事業参加者の間に公平に配分させるものとする⁷。

E . 運営支援

241 . (143) 選択肢 1 : 事務局は、〔条約第 8 条に述べられたその機能の範囲内で¹⁰〕〔理事会の要請に基づき⁴、COP/MOP の指導のもとに⁴〕〔必要に応じて理事会を支援する¹⁰〕〔理事会に対して運営上及び事務的支援を提供する^{4,24}〕ものとする。この支援には、第 12 条 6 項に関するものを含めた CDM 活動に関する情報の編集、取まとめ、普及、及びその他理事会が要請する事務的機能の遂行を含めることができる⁴。

選択肢 2 : 理事会は技術的及び管理的スタッフで構成される理事会専用の事務局の支援を受けるものとする²²。理事会は条約事務局の中に設置されるものとする⁷。条約事務局は、これを受け入れられるように拡大されるものとする²²。

242 . (144) 事務局は理事会の決議の記録を保管し、すべての決議の全文を各締約国及び COP/MOP が妥当と判断する個人と組織へ通知するものとする²⁰。決議を翻訳して 6 か国語からなるすべての国連公用語で締約国へ通知するように手配する必要がある²⁰。

243 . (145) 第 12 条 8 項に基づく〔一定の¹⁰〕収益の一部は、理事会の運営経費及び適応するために使われる収益の一部の管理費用を含めて、CDM のすべての運営経費をまかなうために使われるものとする¹⁰。

(注釈 : 上記各項の要点は理事会及び収益の一部に関する項にも含まれている。)

F . 見直し

244 . (146) COP/MOP は、

- (a) (a) 理事会、〔指定された²〕運営組織及び独立の検証を行う組織^{4,18}〕〔国内の指定された組織及び認定された認証 / 検証運営組織⁷〕〔CDM のすべての運営³⁰〕の〔運営状況〕〔実績⁷〕を定期的に見直すものとする。
- (b) (b) 第 12 条の方法、手続き、技術的指針を採択後 5 年目に、及びその後も定期的に見直すものとする¹⁰。これら方法と手続きのいかなる改訂も、既に認証されてい

る排出削減には何の影響も与えるものではない¹⁰。

- (c) (c) CDM 事業の実施状況^{11,13,22}とその地理的広がり^{11,22}を定期的に見直し、公平性の原則を推進するために適切な対策を講ずるものとする^{11,22}。
- (d) (d) 選択肢 1：適応事業に対する収益の一部の配分を、これら方法と手続きが採択されてから 5 年目に見直すものとする^{7,10}。
選択肢 2：第 12 条 8 項に基づく気候変動の悪影響を特に受けやすい発展途上締約国への適応支援の必要性を定期的に見直すものとする^{3,7}。
- (e) (e) 発展途上締約国が CDM へアクセスするための能力の向上の必要性を定期的に見直すものとする³。

第三部附則：クリーン開発メカニズム

A．ベースライン

245．〔ここで提案する²〕ベースライン設定に関する指針は、() 事業の〔検証¹⁰〕〔及び²〕〔登録⁴〕〔提示¹²〕の手続き、() 検証と認証の手続き、() 事業のモニタリング・システムに関する指針、及び() 総合的で拘束力ある履行体制の設定、と密接な関連がある²⁴。これら指針は〔ハンドブック¹⁰〕〔UNFCCCによる³〕ベースライン参照マニュアル²⁴〕によって補足される必要があり、これらすべてが、

- (a) 事業の〔開発者〕〔参加者²〕がベースラインを設定する際の^{24,10}〔手引きとなる²⁴〕〔主要な参考書として使われる¹⁰〕。また
- (b) 〔事業の〔検証¹⁰〕〔及び²〕〔登録⁴〕〔提示¹²〕及び認証を担当する組織が事業〔で立案される〕〕について提案される²〕ベースラインを客観的に判断できるようにする¹⁰。〕〔第12条による事業活動の〔検証¹⁰〕〔登録⁴〕〔提示¹²〕のため及びこれら事業に起因する排出削減の検証と認証のための評価手段を提供する²⁴。〕

246．選択肢1：ベースラインは、他の場合に起こるであろう場合より大きな長期的便益を確保できる環境的に信頼性の高いもので、透明性が高く第三者による検証も可能で、簡潔で、投資家にクレジットを与える確実性が妥当に高いものでなければならない⁷。ベースライン設定のための方式、想定値、方法論、パラメーター、及び主要な要素の選択は、事業の〔検証¹⁰〕〔登録⁴〕〔提示¹²〕のプロセスを容易にし、また反復を容易にするために、事業提案者が透明性の高い方法で説明するものとする^{10,24}。同様に、事業提案者はベースラインの決定のために使われるデータ源を明示し、それらデータの信頼性を評価するものとする²⁴。

選択肢2：事業のベースラインと追加性を定めるための方式、想定値、方法論、パラメーター、データ源及び主要な要素の選択は、事業の検証と反復を容易にするために、事業参加者が透明性の高い方法で説明できるものとする²。

247．選択肢1：ベースラインは妥当で検証可能な想定値に基づくものとし、可能な限り国際的に認知された方法を使って設定されるものとする²⁴。ベースラインの計算では地域的な差異を考慮に入れることが重要であり、地域内で使用される平均的な種類の技術に基づいてベースラインを設定するのが適切な場合もあり得る¹⁷。クリーン開発メカニズム及び共同実施で使われる地域内平均値を計算する場合は、条約附属書 の諸国は計算から除外される¹⁷。CO₂換算の削減量を求める場合、地域内平均排出量は上述の事業で使われる技術による排出量と対比される¹⁷。

既存の機器のエネルギー効率（実際の効率）がメーカーの主張する効率（最大効率）より劣る事業では、ベースラインは実際の効率と最大効率の間の適切な数値を選ぶものとする

る²⁴。考え得る様々なベースライン選択肢の範囲を慎重に検討し、各選択肢に対する実施上の障壁を評価した後で、最も妥当なベースラインを選定するものとする²⁴。

選択肢 2：既存の発生源からの排出削減事業に関するベースラインは、下記によるいずれか最も少ないもので²、

- (a) 事業が行われる前の実際の排出量²。
- (b) 当該活動における最低コストの技術²。
- (c) 受入国またはその所属する地域における現在の産業事例²。及び
- (d) 附属書 の締約国における既存の発生源の平均値²。

それぞれの選択肢における趨勢を考慮に入れるものとする²。

選択肢 2 (つづき)：新しい発生源からの排出削減事業に関するベースラインは、下記によるいずれか最も少ないもので²、

- (a) 新しい発生源に関する最低コストの技術²。
- (b) 受入国またはその所属する地域における新しい発生源の現在の産業事例²。及び
- (c) 附属書 の締約国における新しい発生源の平均値²。

それぞれの選択肢における趨勢を考慮するものとする²。

選択肢 2 (つづき)：〔吸収源による除去を強化する事業のベースラインは、下記によるいずれか最も高いもので²、

……、

それぞれの選択肢における趨勢を考慮するものとする²〕²。

248. 選択肢 1：ベースラインの決定では、採用、計画している法制に関する情報、部門別の改革プロジェクト、事業部門における経済情勢、エネルギー事情（生産、消費、価格、補助金、貿易）¹⁰、電力部門の拡張計画²⁴ など、国内状況及び関連する政府の政策を考慮する^{10,24}。

CDM 事業のベースラインを決めるためには、GHG 排出に関連する施設の技術仕様、規格、現地の燃料入手性、または既存の操業記録（必要に応じて現場調査を行う）に基づき、また当該 CDM 事業がなければ行われる可能性が極めて高い活動の将来の傾向を根拠として、技術的工率、エネルギー効率、GHG 排出量及び財務状況の詳細を明確にする必要がある⁶。

場合により、経済の特定の部門について予測値を使う必要も生ずる⁷。

選択肢 2：主として部門内の改革活動、現地の燃料入手性、電力部門の拡張計画、事業分野における経済情勢など関連する国内の政策と情勢も、事業のベースラインを立案する際に考慮する²。

249. 第 6 条及び第 12 条による事業のベースライン設定指針に起因する補助金構造の評価に基づいて、COP/MOP は条約の最終目的の達成に貢献するように組み立てられる政府政

策の採用の阻害を回避し、むしろそれらの政策を奨励する対策を検討するものとする²⁴。

250．ベースラインは、事業が条約の最終目的に貢献しない国内政策から便益を受けないようにするものでなければならない²。

251．選択肢1：事業の開発者は独自の方法を使うことができる。但し、開発者はそれら方法がメカニズムに関する COP の決議で設定された原則と首尾一貫し正当化されるものであることを立証することを条件とする¹⁰。

選択肢2：事業の参加者は新しいベースライン設定方法を提案できる。但し、参加者は提案されるそれら方法が本文書の諸規定及び理事会と COP/MOP による決議と首尾一貫しており、それらに基づいて承認されていることを立証することを条件とする²。

252．選択肢1：集合化或いは標準化されたベースライン（ベンチマーク）は、〔UNFCCC による³〕ベースライン参照マニュアルで指定された平均値より妥当に高い数値で設定しなければならず、COP/MOP が規定する手順を通じて事前承認を受けた場合のみ使うことができる²⁴。

選択肢2：〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインは、適宜既存のまたは新規の発生源を対象に現行の産業慣行の平均値より妥当に高い数値で設定するか、または対比可能な検証済み個別事業のベースラインより〔x〕%低くなければならない²。

理事会は、特定規模〔推定排出削減量が年間 AAA トン未満またはクレジット対象期間中に BBB トン未満〕²に満たない事業については〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインの立案を優先するものとする。

推定排出削減量が年間 CCC トン以上またはクレジット対象期間中に DDD トンを越える事業は、個別事業のベースラインを使用するものとする²。

〔ハンドブック〕〔UNFCCC による³〕〔CDM²参照マニュアル〕

253．理事会は下記を含む〔UNFCCC による〕CDM 参照マニュアルを発行するものとする²。

- (a) 個別事業のベースラインの計算方法を裏付けるために提出すべき情報をリストアップした必要条件²。
- (b) 承認済みの各〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインに関する情報²。
- (c) モニタリングの指針²。
- (d) 事業の種類別統一報告フォーマット（データと報告に関する必要条件付き）²⁴。
- (e) 附属書 に含まれない締約国が持続可能な開発を達成するのを当該事業が支援するかどうかを判定する規準²⁴。
- (f) 感度分析の使用方法に関する手引き¹⁰。

- (g) 事業の種類別にベースラインを決める際の最良事例の例²⁴。及び
(h) [.....]¹⁰。

254 . [UNFCCC による] CDM 参照マニュアルは、理事会と COP/MOP の決議を反映して継続的に更新されるものとする²。

255 . 選択肢 1 : 理事会はベースラインの立案方法を改善するための手続きを設定するものとする⁴。

[ハンドブック¹⁰] [詳細な [UNFCCC による³] ベースライン参照マニュアル²⁴] は、個々の締約国、研究機関、確認を行う組織、国際機関などいろいろな出所に基づいて立案できる¹⁰。両補助機関の明確な指示を受けて国際的に認められた手続きの枠内で作業する専門家は、この作業を最もよく行うことができる¹⁰。

理事会はベースライン設定方法の立案または承認に関するその活動を支援するために適切な機能を果たす外部の機関または組織に依存できる⁴。

選択肢 2 : [UNFCCC による] CDM 参照マニュアルは、下記を通じて理事会が更新するものとする²。即ち、

- (a) 事業提案の提出に対して新しい改訂ベースラインの承認²、及び
(b) 適宜専門的知識を持つ組織によるベースラインの研究開発²。

256 . 承認されたそれぞれの [標準化された] [複数事業の] ベースラインについて、[ハンドブック¹⁰] [[UNFCCC による³] 参照マニュアル²⁴] は下記の要素を含めるものとする⁴。

- (a) 事業が [標準化された] [複数事業の] ベースラインを持つ適格性を満たすための規準 (例えば、技術、部門、地理的地域²)⁴。
(b) [クレジット対象期間²] [必要に応じて、ベースラインの更新、改訂間隔⁴] (即ち、CERs を生み出せる期間)²。
(c) 承認済みベースラインの計算方法²。
(d) [ベースライン設定方法が起こり得る事業² 境界の問題に対処する方法⁴] [標準リーケージ修正係数及びその適用規則²⁴] [事業境界設定方法及びリーケージ効果推定方法に関する手引き¹⁰]。及び
(e) 承認済みベースライン設定方法に当てはめる必要のあるその他の情報²。

ベースライン設定方法の承認

(注釈 : 各締約国は、本項を A . 事業の検証 [/] [及び 2] 登録へ移すかどうか検討願いたい。)

選択肢 1 :

257 . 事業の参加者は、附則 B に従う登録手続きの一環として、個別事業のまたは複数事業のベースラインを〔指定された²⁾〕運営組織へ提出するものとする⁴⁾。

258 . ベースラインは、第三者が提案されたベースラインについて異議申し立てを行う機会を提供するために、契約書に調印する前にウェブサイトで公表しなければならない^{10,27)}。

259 . 個別事業のベースライン :

- (a) 初めての設定方法を使う個別事業のベースラインに関する提案は、本附則に含まれる及び適宜 COP/MOP が設定する手引きに基づいて、理事会による承認の対象になるものとする。理事会は承認済みの個別事業用設定方法を〔ハンドブックを通じて¹⁰⁾〕〔UNFCCC による³⁾参照マニュアルを通じて²⁴⁾〕公開するものとする⁴⁾。
- (b) ある事業活動のために個別事業のベースラインが提出された場合、〔指定された²⁾〕運営組織は、提案された個別事業のベースラインが附則 B の事業設計文書に関する項で指摘された諸要素を含んでいるかを確認するものとする⁴⁾。提案されたベースラインがこれら諸要素を含まない場合、〔指定された²⁾〕運営組織はその旨事業参加者へ通知するものとする⁴⁾。
- (c) 提案されたベースラインが附則 B の事業設計文書に関する項で指摘された諸要素を含んでいる場合、〔指定された²⁾〕運営組織は提案されたベースラインが理事会で承認された個別事業のための設定方法に準拠しているか、またそれら設定方法が適正に適用されているかを判定するものとする⁴⁾。正しいと判定されたら、〔指定された²⁾〕運営組織は附則 B に基づき当該事業活動を登録する目的で、当該ベースラインを承認するものとする⁴⁾。
- (d) 提案されたベースラインが附則 B の事業設計文書に関する項で指摘された諸要素を含んでいるが、承認された個別事業のための設定方法に準拠していない場合、〔指定された²⁾〕運営組織は提案されたベースラインを理事会へ提出して検討を求めるものとする⁴⁾。理事会がこの個別事業のベースライン設定方法を承認した場合、理事会はそれを〔指定された²⁾〕運営組織へ通知し、運営組織は附則 B に基づき当該事業活動を登録する目的で当該ベースラインを承認するものとする⁴⁾。当該ベースラインが当該事業活動の行われる周辺状況に適合しないと〔指定された²⁾〕運営組織が判断した場合、運営組織はその旨事業参加者へ通知するものとする⁴⁾。

260 . 複数事業のベースライン :

- (a) 初めての複数事業のベースラインに関する提案は、本附則に含まれる及び適宜 COP/MOP が設定する手引きに基づいて、理事会による承認の対象になるものとする⁴⁾。理事会は承認済みの複数事業用ベースラインを〔ハンドブックを通じて¹⁰⁾〕

- 〔[UNFCCC による^{3]}参照マニュアルを通じて²⁴] 公開するものとする⁴。
- (b) 複数事業のベースラインは、受入締約国、事業参加者またはホスト締約国の承認する他の組織が提案できる⁴。
 - (c) 理事会の承認した複数事業用ベースラインが、当該事業活動の行われる特定の地理的地域で特定の種類の事業を対象に存在する場合、この承認済み複数事業用ベースラインは、関連諸規定によって別途定められている場合を除き、事業参加者が提案書を提出する際に使用するものとする⁴。
 - (d) 理事会が承認する複数事業用ベースラインが特定の事業活動のために事業参加者によって提出された場合、〔指定された²〕運営組織は当該複数事業用ベースラインが当該事業活動の行われる周辺状況に適合するように当該ベースラインを見直すものとする⁴。当該ベースラインが当該事業活動の行われる周辺状況に適合すると〔指定された²〕運営組織が判断した場合、〔指定された²〕運営組織は附則 B に基づき当該事業活動を登録する目的で、当該ベースラインを承認するものとする⁴。当該ベースラインが当該事業活動の行われる周辺状況に適合しないと〔指定された²〕運営組織が判断した場合、運営組織はその旨事業参加者へ通知するものとする⁴。
 - (e) 事業参加者は既に承認済み複数事業用ベースラインが存在する事業分野についてそのベースラインを使わなくてもよいが、その場合参加者は他のベースラインの使用を裏付けるに十分な情報を提出するものとする⁴。本項に基づき提出される個別事業用のベースラインも、前項の規定と同じ方法で取り扱われるものとする⁴。

261 . COP/MOP は、理事会による勧告を考慮して²⁴、指針、〔[UNFCCC による^{3]}参照マニュアル〕〔ハンドブック¹⁰〕、〔統一(unified)〕〔一律(uniform)²〕報告フォーマット及び標準化されたベースライン（ベンチマーク）を新たな現実に適合させ、不確実性を少なくし、第 6 条と第 12 条に基づき事業活動を可能な限り最善の方法で環境と調和させるために、これらを定期的改訂の対象とする時期を定めるものとする²⁴。

選択肢 2 :

262 . それぞれの事業設計文書は、提案する個別事業用のまたは〔標準化された〕〔複数事業用の〕ベースラインを含め、附則 B の諸規定に従って確認を求めて指定された運営組織へ提出するものとする²。

263 . 提案されるベースライン設定方法が〔UNFCCC による〕CDM 参照マニュアルにリストアップされた方法に準拠しており、正しく適用されていると指定された運営組織が判断した場合、指定された運営組織は当該ベースラインを承認し、附則 B の諸規定に従って登録を勧告するものとする²。ベースライン計算方法が提案された事業には不適切で正しく適用されていないと指定された運営組織が判断した場合は、その旨を事業参加者へ通知するものとする²。

264 . 提案されるベースライン設定方法が新しいもの、または〔UNFCCC による〕CDM 参照マニュアルにリストアップされた個別事業用または〔標準化された〕〔複数事業用の〕ベースライン計算方法の新しい応用だと指定された運営組織が判断し、事業参加者がこの新しいベースライン設定方法の確認を希望する場合²、

- (a) 指定された運営組織は、本附則による及び理事会と COP/MOP が追って作成する手引きを使って、この新しい方法を評価するものとする²。
- (b) 指定された運営組織は、新しいベースライン設定方法を承認、変更または却下することを勧告し、その報告書を理事会へ提出するものとする²。
- (c) 理事会は提案された新しいベースライン設定方法を、指定された運営組織の勧告とともに公表し、YY 日間にわたり公衆のコメントを認めるものとする²。
- (d) 理事会は、受け取った情報及び理事会が適切と判断する独立した研究に基づいて、提案されたベースライン計算方法を承認、変更して承認、または却下するものとする²。
また
- (e) 理事会は、適宜その決議を反映させて〔UNFCCC による〕CDM 参照マニュアルを改訂するものとする²。

特殊な方法の提案

技術の種類別地域内平均排出量¹⁷

265 . CERs の計算に関する手続きは下記の通りとする¹⁷。即ち、

- (a) 事業の排出水準と OECD の平均値の差が、附属書 に含まれる締約国への便益として CERs に転換される¹⁷。また
- (b) OECD の平均値と地域内平均値の差が、附属書 に含まれない締約国への便益として CERs に転換され、当該締約国にとって将来のオプション・システムの一部となる¹⁷。

266 . 例えば、ペルーの発電所燃料の転換について考える¹⁷。ラテンアメリカ全体の平均排出量は 550 ユニットである¹⁷。OECD の平均値は 450 ユニットで、CDM 事業が 400 ユニットの排出をするとする¹⁷。この事業から附属書 に含まれない(訳註：上記265 により「含まれる」であるべき)締約国へ与えられるクレジットは $450 - 400 = 50$ ユニットとなる¹⁷。ラテンアメリカの平均と OECD の平均との差は 100 ユニットで、これは附属書の締約国へは配分されず、〔受入(recipient)〕〔ホスト²〕国によって「貯蓄」される¹⁷。

障壁軽減方式²⁷

267 . 国際エネルギー機関が立案し、ウズベキスタンの国家戦略調査の JI 事業で採用された障壁軽減方式は、下記の原則に基づいている²⁷。即ち、

- (a) CDM 事業による GHG 排出削減が追加的なもの、即ち事業に対する当該資金投資、技術移転、或いはノウハウの移転がなければこの削減が起こらなかつたであろう場合の

み、認証される²⁷。

- (b) GHG 排出削減事業〔または吸収源による除去の強化²〕がその実施の過程で様々な障壁（技術的、資金的、組織的、法律的、市場的、従業員の資格、環境的など）に直面している場合（下の表を参照のこと）²⁷。
- (c) 追加性の規準を満たすために、CDM 事業がこれら障壁のうち少なくとも深刻なもの一つを含むいくつかを軽減しなければならない場合²⁷。
- (d) 起こり得る障壁のほとんどが追加投資の誘致によって〔克服できる〕〔軽減できる²〕場合²⁷。

268. まず、移転可能な〔認証された²〕排出削減単位の販売による収益を考慮に入れなくても国内での資金調達が可能と想定して資金的分析を行う²⁷。事業の純コストがマイナスになれば、それは追加的削減と見なせる²⁷。事業が資金的に実行可能と思われれば、事業の実施を阻害する可能性のある障壁を分析する必要がある²⁷。ある障壁が明らかになったら、それを克服するためのコストを推定し、それを事業の資金分析に含める²⁷。すべての障壁を克服するコストを組み込んだ資金分析で、事業が実行不能という結果ができれば、当該プロジェクトは国外投資家の参加がある場合のみ実行可能となり、これは見いだされた障壁を軽減するための追加性の原則を裏付けるものとなる²⁷。

GHG 排出削減事業の実施で考えられる障壁²⁷

可能性ある障壁	障壁の例
技術的	機器に対する技術的サービス提供に関するリスク。 事業の実現に関するリスク。
組織的 / 法律的	事業の遅延に関するリスク。 直接投資の受入に関する大きな障壁。 天然ガスまたは熱に対する補助金。
資金的	長期的資本の不足。 高い資本費用。 為替レートに関するリスク。
市場的	原材料供給のリスク。 エネルギー・キャリアーの価格傾向の不透明さ。
従業員の資格	技術習得の弱さ。 資格を持つスタッフの不足。 事業の可能性に関する情報の不足。
環境的	大気、水質汚染の増大。 産業廃棄物の削減。

B. 検証〔/〕〔及び²〕登録

事業設計文書

選択肢 A

269. 登録/検証される全事業は、〔[指定された²]運営組織⁴〕〔理事会⁶〕へ提出される書面による事業〔提案〕〔設計文書²〕の中で詳細に説明されるものとする⁴。事業〔提案〕〔設計文書²〕には下記を含めるものとする⁴。即ち、

- (a) 〔関与する各締約国〕〔ホスト締約国〕の指定された連絡先からの、提案された事業を正式に受け入れる旨の書状⁴。参加組織はそれぞれの政府に CDM 事業〔提案〕〔設計文書²〕を提出して承認を求めるものとする。参加締約国の政府は、COP/MOP が採択する方法と手続きに従ってこの〔提案〕〔設計文書²〕を承認するものとする⁶。
- (b) 排出の追加性を評価し、排出削減³〔または吸収源による除去の強化〕³を計算するための、附則 A で指定する方法と手続きに従って立案されたベースライン⁴。
- (c) 提案される事業活動に起因する排出量³〔または吸収源による除去の強化〕³の推定値⁴。
- (d) 附則 C に従って事業活動に起因する発生源による排出量³〔または吸収源による除去の強化〕³をモニタリングし報告するための規定⁴。及び
- (e) 立地場所、各参加者の名称、及び事業の〔技術的²〕説明を含む具体的な事業情報⁴。

270. (86) 提案された事業活動が、附属書 に含まれない締約国の持続可能な開発の優先課題に貢献するかの判断は、

選択肢 1：附属書 に含まれない当該締約国のみによって行われ^{4,5,7,11,13, 19,29,32}、その承認文書の中に明確に記入するものとする²⁴。この文書は当該事業活動とその結果について下記を説明するものとする。即ち、

- (a) (a) 関与する締約国が当事者となっている持続可能な開発に関するすべての国際取決めと首尾一貫していること¹⁰、
- (b) (b) 自国の優先順位とニーズを勘案した経済的・環境的・社会的状況、及び持続可能な開発に関する既存の手引きを勘案して有害な環境的・社会的・経済的影響を最小限にする必要性を考慮に入れて、持続可能な開発の達成に資すること¹⁰。
- (c) (c) 条約の最終目的に貢献すること¹⁰。

選択肢 2：附属書 に含まれない締約国が、国連環境計画（UNEP）と持続可能な開発委員会（CSD）によって立案される手続きが使用可能となり次第、それを使って行う^{18,27}。

選択肢 3：附属書 に含まれない締約国が、議定書全体の持続可能な開発の目標を例えば利用可能な最善の環境的技術を使用して満たすため、締約国によって立案される国際的指針、指標及び/または基準を使って行う³。

選択肢 B :

271 . 検証が必要な事業は、〔関与する各締約国〕〔ホスト締約国〕によって承認された事業設計文書の中で詳細に説明され、指定された運営組織へ提出されるものとする²。

272 . ベースラインに関する〔報告書¹⁰〕〔事業設計文書の一部〕は、事業の検証者が選択されたベースラインについて完全に理解できることとする¹⁰。

273 . 〔ベースライン^{10,24}〕〔事業提案^{12,22}〕は下記のフォーマットを使って報告するものとする〔事業設計文書の内容と組立は下記の通りとする²〕。即ち、

(a) 〔関与する各締約国〕〔ホスト締約国〕の指定された連絡先からの、提案された事業を正式に受け入れる旨の書状²。これには持続可能な開発の観点からの受諾も含まれる。

(b) 事業の目標と枠組み^{10,24}

() 事業の概要、

() 政治的及び制度的枠組み、

ホスト国の当該分野に関する政治的規準との整合性¹²、

ホスト国の法的枠組みとの関連性¹²、

事業の設計と実行に関与する社会的行為者の積極的参加の推進¹²。

(c) 事業の説明^{10,24}

() 事業の目的と事業²境界^{10,12,24,27}、

() 〔事業²〕〔採用するシステム^{10,24}〕の技術的説明とその実行可能性²²、

() 事業の立地場所とその地域に関する情報^{10,24}、

() 将来の開発に影響を与える主要な推進要因^{10,24}、

() 社会経済的¹²〔観点²〕、

事業が、影響を及ぼす地域と受入国の社会経済的状況に与える直接的影響¹²、

事業境界の域外拡散¹²〔事業が事業境界外へ与える影響²〕、

事業の実行と運転が与える追加の（間接的）影響¹²。

(d) 〔ベースラインの推定^{10,12,24,22}〕〔提案されるベースライン設定方式²〕

() 選定されたベースライン〔設定方法〕〔計算方法²〕の説明^{10,12,24}（〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインの場合は、〔UNFCCC による〕CDM 参照マニュアルの該当する項を示す）²、

() 提案されるベースライン設定方式が適切であるという正当化^{2,10}、

() 〔提案される²〕クレジット対象〔時間〕〔期間²〕（即ち、CERs を生み出せる期間）の正当化^{10,24}、

() 事業の予想寿命期間⁴、

() 承認された〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインの特定事業への適用を完全に透明にするのに必要な他のあらゆる情報²、

- () ベースラインの推定で使われた主要な〔要素〕〔パラメーターと想定値²〕の説明^{4,10,12,24}、
- () ベースライン排出量を計算するのに使われた排出に関する歴史的データなどデータソース、使用した変数とパラメーター²、
- () 当該活動の過去の排出量実績²、
- () 〔ベースライン推定値の計算^{10,12,24}〕〔事業の寿命期間中におけるベースラインの年間排出量と排出削減量の予測²〕
- () 感度分析¹⁰、
- (xi) 定量的な¹⁰不確実性^{10,12,24}、
 - データ
 - 想定値
 - 主要な要素
 - その他
- (xii) 提案されたベースライン設定方法の強みと弱点¹⁰、
- (e) 提案されたベースライン〔推定〕〔方法²〕に関する結論^{10,24}
- (f) 経済及び資金に関する〔情報²〕¹²
 - () 資金及び経済分析（内部収益率、準備積立金、資金の流れ）¹²、
 - () 〔約束期間中の〕〔予測寿命期間中の²〕事業の実施／維持コストの推定¹²、
 - () 資金供与の出所と資金供与が追加的であるという証拠¹²、
 - () 第 12 条 6 項に基づき支援が要請されていて、資金確保への支援も含まれる〔場合²〕〔場合を除いて資金供与が確保されているという確認〕²²、
- (g) その他〔の情報²〕¹²
 - () 持続可能な開発指標²²を含めてホスト国の持続可能な開発への貢献度¹²、
 - () 生物多様性への貢献度（事業の種類によって異なる）¹²、
 - () 附属書 に含まれる締約国からホスト国への技術移転¹²、
 - () 現地の利害関係者が関与しているという確認²²、
- (h) 選択肢 1：モニタリング計画²
 - () 事業活動とその種類の説明¹⁰、
 - () モニタリングを担当する組織の名称⁴、
 - () モニタリングで得られるデータ⁴、
 - () 排出削減量または除去量の計算のために収集される情報／データに関する説明¹⁰、
 - () 排出係数とその出所、及びモニタリングまたは情報／データ収集の頻度を含めて、排出削減量または除去量を計算するのに使われた方法の説明¹⁰、
 - () サンプリング方法を含めたデータ収集方法、及び使用したモニタリング機器⁴、
 - () モニタリングの頻度⁴、
 - () 事業の場合とベースラインの場合の排出量³〔または除去量〕³を更新するのにモ

- ニタリング・データその他の情報を利用する方法⁴、
- () モニタリング方法に関する品質保証と品質管理⁴、
- () 提案されたモニタリング手順が失敗した場合の、バックアップ手順の説明¹⁰、
- (xi) 提案されたモニタリング方法の精度、正確性、信頼性、タイミングの評価⁴、
- (xii) CERs の計算のために認証中に使われる等式案⁴、及び
- (xiii) モニタリング結果の文書化手続きの説明¹⁰。

選択肢 2：モニタリング計画²

- () 事業境界の内と外における事業実績指標²、
- () 事業実績指標とデータの質の評価に必要なデータ²。
- () データの収集とモニタリングで使われる方法²、
- () 提案されるモニタリング方法の精度、正確性、信頼性の評価²、
- () モニタリングの方法、記録、報告のための、品質保証 / 品質管理規定²、
- () 排出削減量〔または除去量〕を計算するのに使われるモニタリング・データの使用方法の説明²。

(i) 参考事項^{10,24}

(注釈：〔標準化された〕〔複数事業の〕ベースラインを使う事業に特有の要素を明らかにするには、さらなる検討が必要である。)

事業設計文書を完全にするための情報に関する指針：

- (a) **選択肢 1**：ベースラインにおける GHG 排出水準は、1995 年 IPCC GWP の数値に基づき CO₂ 換算トン数で表されるものとする²⁴。
選択肢 2：ベースラインの排出量、実際の排出量、〔吸収源によるベースラインからの除去及び吸収源による実際の除去量〕、リーケージ量及び排出削減量は、決議第 2/CP.3 号によって定められ、その後第 5 条に従って改訂される地球温暖化ポテンシャル (GWP) の数値を使って計算される CO₂ 換算〔1²〕メトリックトンの単位で表示されるものとする^{4,10,24,24}。(訳註：最後の上付き数字は原文のまま。)
- (b) 事業の参加者は、国内政策 (特に、エネルギー補助金や森林伐採奨励策など歪曲的政策) がベースラインの決定にどの程度影響を与えるかについて論議する必要がある¹⁰。ベースラインの設定に使われるデータは可能な限り最高品質のものとするべきである¹⁰。
- (c) ベースライン推定値の排出水準は、使用する取組方法に従って活動の種類ごとに分解するものとする¹⁰。報告書では、ベースラインの推定で使われる集合化の水準に従って、事業のベースライン推定値に含まれる個々の削減活動ごとに分解された活動データと排出係数を記入するものとする¹⁰。

締約国、指定された運営組織、理事会の機能

275 . 附属書 に含まれない締約国は〔下記の機能を果たすことを義務づけられる⁴〕〔下

記を行うものとする²⁾]:

- (a) 事業〔提案⁴⁾〕〔設計文書²⁾〕の提出に関連する連絡先を指定し、その検討と承認のための手続きを立案する²⁾。
- (b) ベースラインの立案に必要なデータへのアクセスまたは作成について、適宜事業参加者に協力する。これらデータは適宜他の組織が供給できる⁴⁾。
- (c) 事業がホスト締約国の持続可能な開発の達成に資することを確認する目的で事業〔提案〕〔設計文書²⁾〕を検討する⁴⁾。
- (d) 事業〔提案〕〔設計文書²⁾〕が持続可能な開発の達成に資するという決定を含めて、ホスト締約国が事業〔提案〕〔設計文書²⁾〕を承認したことを立証する正式承認文書を指定された連絡先から事業参加者へ送達する⁴⁾。

276 . 附属書 に含まれる締約国は〔下記を行うものとする²⁾〕:

- (a) 事業〔提案〕〔設計文書²⁾〕の提出に関連する連絡先を指定し、その検討と承認のための手続きを立案する²⁾。また
- (b) 事業〔提案〕〔設計文書²⁾〕を承認したことを立証する正式承認文書を指定された連絡先から事業参加者へ送達する。

選択肢 A

277 . (83) 選択肢 1 : (89) 〔指定された²⁾〕運営組織は下記を行うものとする :

- (a) (a) 提案された事業のベースラインが附則 A の規準に合致するか否か評価するものとする^{4,10)}。これにはベースラインの信頼性、並びに排出削減及び可能性ある事業からのリーケージ効果に関する主要なリスク〔と科学的不確実性³⁾〕の評価を含める²⁷⁾。
- (b) (b) 提案されるモニタリング計画の測定方法、頻度、正確度を査定して、その適切性を評価する²⁴⁾。

選択肢 2 : 指定された〔指定された²⁾〕運営組織〔国内組織⁷⁾〕は、〔附則 B に従って⁴⁾〕事業活動に関する〔検証¹⁰⁾〕〔登録⁴⁾〕〔提示¹²⁾〕の報告書を理事会向けに作成するものとする²⁴⁾。

選択肢 3 : 〔事業は、国内レベルで国内委員会によって検証され登録されるものとする³¹⁾〕〔事業の承認と登録に関する説明責任は締約国にあるものとする²²⁾〕。

選択肢 4 : 事業活動は、附則 B に従って⁴⁾事業参加者の要請に基づき¹⁰⁾、〔指定された²⁾〕運営組織によって〔検証¹⁰⁾〕〔登録⁴⁾〕〔提示¹²⁾〕されるものとする^{4,10)}。

278 . 指定された運営組織は下記の機能を果たすことを義務づけられる⁴⁾。

- (a) 適格の事業参加者からの事業〔提案〕〔設計文書²⁾〕を受付ける⁴⁾。
- (b) 事業参加者から CDM 事業活動の検証²⁾を求める要請を受付けたら、下記の通り〔か

否か⁴〔であることを²〕確認するために事業〔提案〕〔設計文書²〕の裏付け文書を検討する⁴。即ち、

- () 自主的参加が〔ホスト締約国〕〔関与する各締約国〕の正式承認文書によって承認されている⁴。
- () (85(a)) 承認文書で示されるように、〔それが関与する各締約国によって承認されている^{4,6,10,13,19,24}〕〔それがホスト締約国の設定した CDM 事業の国内適格性規準に合致する⁷〕^{18,24}。締約国はその国内事情に基づいて、事業の承認に関する独自の国内メカニズム/規準を立案できる⁴。締約国は CDM 事業の立案について優先分野を定めることができる^{4,7}。⁴
- () 透明性の高い測定可能な規準に基づき³⁰、附属書 に含まれない締約国の持続可能な開発の優先課題に貢献する^{3,4,7,11,13,18,24}。⁴
- () ホスト締約国が定めた国内優先順位とニーズ¹³に合致する^{3,11,13,18,24}。
- () (85(b)) 関与するすべての公的なまたは民間の組織が、CDM へ参加する適格性を立証している¹⁰。
- () (85(e)) 事業〔提案〕〔設計文書²〕に〔附則 A で指定された方法と手続きに基づいて設定されたベースライン〕が含まれている^{3,4,10,18,27}〔当該 CDM 事業について決められる排出ベースラインは COP/MOP が採択する規準を満たす⁶〕。(訳註：冒頭に括弧があるべき。)
- () (85(f)(g)) 事業活動が、そのない場合でも起こるであろうものに追加的な発生源による排出削減、³〔または吸収源による除去の強化〕³をもたらし、気候変動の緩和に関連する実質的、測定可能、かつ長期的な便益に貢献するものである^{3,4,6,10,13,18,19,30}。
- () 選択肢 1：事業〔提案〕〔設計文書²〕に、附則 C で指定される方法と手続きに基づく発生源による排出³〔または吸収源による除去〕³のモニタリングと報告に関する適切な規定が含まれている⁴。
選択肢 2：(85(j)) 事業実績及び、該当する場合は、当該ベースラインを追跡調査するためのデータ収集について、並びに提案されるモニタリング計画の測定方法、頻度、正確度の適切性について⁷、附則 C で指定される承認規準を満たすモニタリング計画を持っている^{4,24}。
- () 関連する方法と手続きへの準拠の立証に必要な追加の情報がある〔…立証には、追加の情報が必要とされる²〕⁴。
- () (85 二つ目の(g)) CDM 事業活動における技術移転が、発展途上締約国への技術移転に関する附属書 に含まれる締約国の約束に追加的であり⁶、参加する発展途上締約国の必要とする技術へのアクセスを提供するものである¹³。
- (xi) 選択肢 1：CDM 事業に対する公的資金が、ODA、GEF その他先進締約国の資金的約束〔に追加的である⁶〕〔の転用にならないものである^{4,10}〕。三つの柔軟性メカニズムのいずれかに参加する附属書 に含まれる締約国は、柔軟性メカニ

ズムのいずれかへ参加する結果として ODA の流れが減少しないという具体的情報を提出するものとする²⁶。

選択肢 2 : (85(i))〔CERs と引き替えの⁷〕資金が〔商業的に実行可能な〕〔商業的な⁷〕投資に追加されるもので^{7,19}、また ODA^{13,19,30}、GEF^{13,19,30} 及び〔その他附属書に含まれる締約国による資金的約束^{13,19}〕〔その他条約と議定書に基づく先進締約国の資金的約束及び他の関連する国際条約とその議定書に基づく約束⁶〕を通じて提供される資金〔に追加的なものである^{13,19,30}〕〔の転用とならないものである^{4,10}〕。

(xii) (85(h)) 資金供与が確保されている(第 12 条 6 項による支援を要請している場合を除く)²²。

(注釈 : あるグループの締約国は、資金供与と事業提案の内容とは別問題であり、CDM 事業活動という資格が得られれば資金調達に役立つので、上記を削除すべきであると提案している。)

(xiii) (85(k)) 事業を効果的かつ継続的に運営できる適切な能力が現地にある、或いは育成される²² という確認がなされている³。

(xiv) (85(l)) 発生する CERs の配分、及び管理費用の支払いと第 12 条 8 項の規定を履行するための適応への支援²⁷ に対して〔可能性のある³〕拠出について取決めが存在する³。

(c) 事業〔提案⁴〕〔設計文書²〕の中で提出される特許を持つ情報の守秘義務が保たれるようにする⁴。

(d) CDM 事業活動から生ずる CERs の認証と発行の前提条件として、上記(c)の必要条件を満たす各事業活動を登録する⁴。登録されたという通知は、〔検証¹⁰〕〔登録⁴〕〔提示¹²〕の段階が終了次第、事業参加者、関与する締約国、及び理事会へ行われる⁴。

(e) 事業が登録されない場合は、この決定を事業参加者と関与する締約国へ通知する⁴。この決定では、登録されない理由並びに事業〔提案〕〔設計文書²〕の再提出に必要な追加情報について説明する⁴。事業の開発者は事業境界を明確にし、〔指定された²〕運営組織とともに事業境界外への影響の推定について合意するものとする¹⁰。

(f) 〔指定された²〕運営組織は、事業が当初登録されなかった場合に、改訂事業〔提案〕〔設計文書²〕を受付けて見直すことができる⁴。

選択肢 B

279 . 事業参加者が事業の検証を受けるために選んだ指定された運営組織は、事業設計文書が下記の必要条件を満たしているかを確認するために、当該文書と裏付け文書を検討する²。即ち、

(a) 自主的参加が〔ホスト締約国〕〔関与する各締約国〕の正式承認文書によって承認されている²。

- (b) 事業の参加者が CDM 事業に参加する適格性を持っている²。
- (c) ベースラインが附則 A で指定された方法と手続きに準拠している²。
- (d) 事業活動が、それがなくても起こるであろうものに追加的な発生源による排出削減、〔または吸収源による除去の強化〕をもたらす、気候変動の緩和に関連する実質的、測定可能、かつ長期的な便益に貢献するものである²。
- (e) 事業実績指標のモニタリング、検証、報告に関する規定が適切であり、附則 C に準拠している²。
- (f) 事業に対する公的資金が、ODA、GEF その他先進締約国の資金的約束〔に追加的なものである〕〔の転用とならないものである〕²。
- (g) 事業が規定された CDM 事業の他の必要条件に準拠している²。

280. 指定された運営組織は、文書として提出された事業が必要条件を満たしていると判断した場合、当該事業の登録を勧告するものとする²。

281. 指定された運営組織は、事業設計文書の中で提出される特許を持つ情報の守秘義務が保たれるようにするものとする²。

282. 選択肢 1：理事会は報告書²⁴及びその他関連情報²に含まれる〔勧告²〕〔決議²〕に基づいて事業の諾否を決め²⁴、事業を始めてよいか〔参加者〕〔指定された運営組織³〕へ通知するものとする²。

選択肢 2：理事会は〔下記の機能を行うように義務づけられる⁴〕〔下記を行うものとする²〕。即ち、

- (a) 事業の参加者または受宿主締約国の要請を受けて検証された事業を登録し²、特に検証された事業設計文書を受け付け、事業の参加者の要請を受け次第、
 - () 登録の要請と検証された事業設計文書を公表し²、必要に応じて CDM 事業の持続性の主張と持続可能な開発の問題に対処する国際取決めとの間の整合性について発表を行う²⁹。
 - () 当該事業について公衆がコメントできる期間を YY 日とし、この手続きの誤用を防ぐ適切な保護手段を講ずる²。
 - () 公衆がコメントできる期限から ZZ 日以内に、事業の登録に関する決定を行って発表する²。また
 - () 事業の参加者にその決定を伝達し、登録の要請を却下する場合はその理由も伝達する²。
- (b) 登録されたすべての CDM 事業のデータベース⁴を維持する²。
- (c) 〔事業[提案][設計文書²]で使われるベースラインとモニタリングに関する⁴〕〔事業に関する²〕守秘義務のない情報を維持、更新し、公開できるようにする⁴。

C . モニタリング、報告、検証、CERs の認証〔/〕〔及び²〕発行

モニタリング

〔ハンドブック〕〔UNFCCC による³〕〔CDM²参照マニュアル〕

283 .〔UNFCCC による〕 CDM 参照マニュアルには、各種事業のためのモニタリング方法と各モニタリング方法に関する良好事例の基準を含めるものとする。〔UNFCCC による〕 CDM 参照マニュアルには下記を含めるものとする²。即ち、

(a) (ここに記載する項目は追って決める。)

284 .〔UNFCCC による〕 CDM 参照マニュアルは、技術とグッドプラクティスの変化を考慮に入れて、下記を通じて継続的に更新される²。即ち、

- (a) 事業の提出に応じて理事会が承認する新しく改訂されたモニタリング方法²。
- (b) 既存の事業の検証に起因するモニタリング方法の改訂に関する、指定された運営組織による勧告²。
- (c) 適宜専門知識を持つ組織に依存して理事会が行う研究開発²。

報告

事業の参加者

285 . 選択肢 1 : 事業の参加者は、承認されたベースラインと同じ範囲内で、発生源による温室効果ガス排出削減³〔または吸収源による除去の強化〕³に関連する事業データを含めて、事業のモニタリングの結果について一定の間隔で〔指定された²〕運営組織へ報告することを義務づけられる⁴。報告するのは実施済みの事業のみである²¹。

事業の参加者は、クリーン開発メカニズムの事業活動について、承認されたベースラインと対比して計算された発生源による温室効果ガス排出削減³〔または吸収源による除去の強化〕³ について〔指定された²〕運営組織へ報告することを義務づけられる⁴。

(報告フォーマット)^{4,21}

286 . 選択肢 2 : 事業の参加者は下記を提出するものとする²。即ち、

- (a) 事業設計文書を、検証を求めて指定された運営組織へ²、
- (b) 確認された事業設計文書を、登録を求めて理事会へ²、
- (c) 事業設計文書に含まれるモニタリング計画に記載された文書で、理事会によって登録された、或いは指定された運営組織が検証のために要求したもの²、及び
- (d) 検証期間中に達成された排出削減〔または吸収源による除去〕について、CERs の発行のために指定された運営組織から理事会へ提出される認証状²。

指定された運営組織による報告

287．指定された運営組織は、該当する場合に事業参加者に対して下記を引き渡すものとする²。即ち、

- (a) 登録のために理事会へ提出される確認された事業設計文書²、及び
- (b) 検証期間中に達成された排出削減〔または吸収源による除去〕について、CERsの発行のために理事会へ提出される検証報告書と認証状²。

理事会による報告

288．理事会は登録のために提出されたすべての事業設計文書に含まれる守秘義務のない情報、受け取った公衆のコメント、検証報告書、その決議、及び発行されたすべてのCERsを公開するものとする²。

289．理事会はCOP/MOPの各定例会議へ、その活動状況、登録された新規事業、発行されたCERs、及びCOP/MOPが審理すべき勧告を報告するものとする²。

D . 登録簿

290 . 選択肢 1 :〔 附属書 に含まれ、排出抑制または削減約束を附属書 B に登録している 〕
〔 附属書 B に含まれる ¹⁰ 〕各締約国は、〔 当初の ¹⁰ 〕割当量を正確に計上し、〔 当該締約国の割当量の変動 ⁴ 〕〔 ERUs、CERs、AAUs の移転と取得によるその調整 ¹⁰ 〕〔 ERUs、CERs、AAUs の発行、移転、取得、償却 (retirement)² 〕を追跡し ^{4,10}、第 3 条の約束に対する当該締約国の履行状況を判定する一助とするため ¹⁰、国内登録簿を作成し維持するものとする ^{4,10,13}。更に、事務局は割当量を償却 (retirement) する目的でコンピューター化された中央登録簿を維持するものとする ¹⁰。

選択肢 2 : 中央登録簿は、メカニズムに基づいて移転される AAUs、CERs、ERUs の生成、移転、償却 (retirement) を追跡する目的で作成されるものとする ^{3,30}。

291 . 国内登録簿は透明性、完全性、首尾一貫性を指針とする ¹⁰。

- (a) 「透明性」は、取引を容易にし、市場の効率を向上させ、適正な監督とモニタリングができるように、締約国が公衆による登録簿の精査を明確かつ包括的な方法で認める必要性に関するものである ¹⁰。
- (b) 「完全性」は、締約国の割当量に影響を与えるすべての移転をその登録簿に反映させ、関連するいかなる情報の報告にも漏れがないようにする必要性に関するものである ¹⁰。また、
- (c) 「首尾一貫性」は、ERUs、CERs、AAUs の追跡とモニタリングが容易かつ確実に行われるように、すべての国内登録簿を基本的必要条件に準拠させる必要性に関するものである ¹⁰。

292 . 各締約国は、その国内登録簿を締約国に代わって維持し、また必要な機能を遂行する組織 (政府または民間の) を指定するものとする (登録簿の「管理者」) ⁴。

293 . 登録簿には、本附則の附則文書 Y で説明する公衆のアクセス可能な、最低限のデータ要素を含めるものとする ⁴。

294 . 登録簿は〔 コンピューター・データベース ^{4,19} 〕〔 コンピューター会計システム ¹⁰ 〕の形式で保存するものとする ⁴。各 CER は一登録簿の一口座に計上するものとする ⁴。登録簿の仕組みは、取引を〔 即時に ⁴ 〕〔 ほぼリアルタイムで (最大限 1 就業日以内) ¹⁰ 〕に行えるように互換性を持たせる〔 また取引が標準化された電子フォーマットで記録されるようにする ¹⁰ 〕ものとする ^{4,10}。これらコンピューター・データベースのフォーマットは、本附則の付属文書 W (追って作成する) の指針に準拠させるものとする ⁴。

(注釈：豪州他は、CERs をどの登録簿で保有できるかについて締約国が更に検討すべきであるという意見である。)

295 . (175) ¹⁰ [2 国以上の締約国は、自由意志でそれぞれの登録簿を統合して維持することができるが、その場合は各締約国の登録簿を法的に区別できるようにするものとする⁴。]

¹⁰

296 . CERを発行する決議がなされたら、〔理事会⁴〕〔事務局⁴〕の権限のもとで働くシステム管理者は、それに一意のシリアル番号を付すものとする⁴。

297 . シリアル番号は各 CER を区別でき^{4,10}、本附則の付属文書 Y の B 項に従って組み立てられるものとする²。

298 . 各口座には本附則の付属文書 Y の A 項に基づく情報を含めるものとする²。

299 . 付属書 に含まれ、排出の抑制または削減の約束を付属書 B に登録している締約国が、当該締約国の国内登録簿で国内法人による CERs の保有を認める場合、それぞれの CERs 保有者は当該国内登録簿の中で別々の口座を持つように義務づけられるものとする⁴。但し、各単位は唯一の国内登録簿の唯一の口座に登録されるものとする¹⁰。

300 . 締約国間の移転または取得により、単位は一つの締約国の国内登録簿から別の締約国の国内登録簿へ移動するものとする¹⁰。

301 . 国内登録簿で設定された口座に関するすべての取引の記録は、本附則の付属文書 Y の C 項に従って当該国内登録簿に¹⁰保存されるものとする²。発行する締約国の国内登録簿から行われるすべての移転の日付に関する情報を、発行する締約国の登録簿から移転されるすべての〔AAUs¹⁰〕〔CER²〕へ添付するものとする¹⁰。

(注釈：欧州連合等は、採用されている責任関連規則によって日付情報の必要性が異なると指摘している。)

302 . [付属書 B に含まれる締約国の各国内登録簿には、当該締約国が第 3 条 1 項の義務への履行を立証する目的で使用した ERUs、CERs、AAUs を明確にするため、各約束期間について専用の償却 (retirement) 口座を含めるものとする⁴。] [国内登録簿に加えて、事務局はコンピューター化された中央登録簿を保有するものとする¹⁰。付属書 に含まれる各締約国の償却 (retirement) 口座は、この中央登録簿へ記帳されるべきである¹⁰。] 締約

国は、第3条に基づく約束を履行する目的でその排出量を埋め合わせる場合、当該 ERUs、CERs、AAUs をこの口座へ償却 (retirement)するものとする^{4,10}。これら単位は、以後取引ができない^{4,10}。

303 . 第8条に基づく専門家の見直しは、国内登録制度の安全性と完全性を検討するものとする¹⁰。国内登録制度の安全性と完全性は、本附則の関連諸規定の実施を管理する具体的な諸規定を通じて確保するものとする¹⁰。

付属文書Y⁴

締約国の国内登録簿で公開可能な情報⁴

・締約国の登録簿に含める最低限のデータ要素⁴

304．別途注釈がある場合を除き、締約国の国内登録簿には下記のデータ要素を記憶させるものとする⁴。

A．口座の情報⁴

(注釈：豪州等は、各締約国の登録簿には最低限当該締約国のシリアル番号を付けた割当量を含む口座と、第3条1項の約束の履行を立証するために償却された割当量を計上する各約束期間の償却口座を含めるべきという意見である。更に、国内登録簿で法人に割当量を保有することを認める附属書Bの締約国の場合、割当量の各保有者について国内登録簿の中で設定される口座に、割当量が反映されなければならないという意見である。)

305．登録簿の各口座の名称^{4,10}：これはリレーショナルデータベースの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、口座名⁴。

306．各口座の番号⁴：各口座と、その口座がどの登録簿に記帳されているかを識別するために一意の番号が割り当てられる⁴。適宜この口座の番号は国際標準化機構が定め維持している2文字コード(ISO 3166)を使用する⁴。口座の番号は、口座がどの登録簿に記帳されているかを識別するコードではじまり、次に登録簿のコードと組み合わせれば一意となる番号が続く(例えば、口座番号 US-1009)⁴。これはリレーショナルデータベースの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、口座番号⁴。

307．各口座の種類⁴：これは口座の種類(例えば、償却口座)を識別する⁴。償却口座の場合、この口座に含まれる単位が使われた履行期間も明記される⁴。これはリレーショナルデータベースの下記の各々のデータ・フィールドにそれぞれ対応する。即ち、口座の種類、履行期間⁴。

308．各口座の代表者^{4,10}：これは政府を代表する個人、或いは場合により当該口座を保有する法人を識別する⁴。最初と最後の代表者の名前が識別される⁴。これはリレーショナルデータベースの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、代表者名⁴。

309．各口座代表者の識別番号⁴：各口座の代表者と代表者が口座を保有する登録簿を識別するために、一意の番号が付与される⁴。これはリレーショナルデータベースの下記のデ

ータ・フィールドに対応する。即ち、代表者識別番号⁴。

310．口座代表者への問い合わせ先^{4,10}：これには口座代表者の郵送宛先住所、電話番号、ファックス番号及び/またはEメールアドレスが含まれる^{4,10}。これはリレーショナルデータベースの下記の各々のデータ・フィールドにそれぞれ対応する。即ち、代表者住所、電話、ファックス、Eメール⁴。

B．割当量情報⁴

(注釈：豪州等は、各口座に含まれ、シリアル番号で表されるすべての割当量を含めるという意見である。各シリアル番号は一意で、発行された単位の対象となる約束期間と発生国を識別し、また CERs については事業の識別子(例えば、1-BO-1643-14)が付与される。シリアル番号は最初と最後の番号によって表示されるブロックとして記憶させることができる。データベースフォーマットでのデータ管理を容易にするには、これらを別々のフィールドで番号順の単位として記憶させれば役に立つ(即ち、約束期間別、発生国別、最初のシリアル番号と最後のシリアル番号別、事業識別子別))

選択肢 1：

311．各ブロックの割当量に関連する約束期間⁴：この約束期間コードは、単一-或いはブロックのシリアル番号が対象とする約束期間を識別する番号とする(例えば、2008～2012年の第一約束期間は“1”で識別される)⁴。これはリレーショナルデータベースの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、関連約束期間⁴。

312．発生国⁴：CERs の場合、発生国は事業の受入締約国となる⁴。発生国コードは2文字とし、ISO が世界のすべての国について定め保持している2文字コード(ISO 3166)を使用する⁴。これはリレーショナルデータベースの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、発生国⁴。

313．割当量ブロックの最初と最後のシリアル番号⁴：単一の単位の場合、最初と最後のシリアル番号は同じとなる⁴。これはリレーショナルデータベースの下記の各々のデータ・フィールドにそれぞれ対応する。即ち、最初のシリアル番号、最後のシリアル番号⁴。

314．単位が発行される対象となる事業の識別コード⁴：第12条に基づく CERs の各発行に対して事業識別子が割り当てられる⁴。同一事業から遅れて発行される単位は異なる事業識別子を持つ⁴。この事業識別子コードは、発生国コードと組み合わせれば一意となる番号とする⁴。これはリレーショナルデータベースの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、事業識別子⁴。

選択肢 2 :

315 . シリアル番号は、最初のフィールドが発生締約国を、2 番目のフィールドが該当する約束期間を、また3 番目のフィールドが CER を識別するように組み立てられるものとする¹⁰。すべての CERs は、ERUs や AAUs と区別するために、末尾に“ 2 ”をつけるものとする¹⁰。

(欧州連合等は、最初のフィールドに含める締約国識別子として、議定書の附属書 B の順番に従って各締約国の番号を決められるという意見である。)

C . 取引情報⁴

(注釈：豪州等は、取引に下記の活動、即ち、第 12 条に基づく CERs の形での割当量の発行、及び同一登録簿内または異なる登録簿間の一つの口座から別の口座への割当量の移動(締約国が第 3 条 1 項の約束の履行を立証するための、償却口座への単位の移動を含む)を含めるといった意見である。)

316 . 一意の取引番号⁴：登録簿における各取引には、一意の取引番号を付与する⁴。これはリレーショナルデータベースの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、取引番号⁴。

317 . 取引の種類識別コード⁴：各取引は種類別に分けられる⁴。例えば、“ IC ” というコードは第 12 条に基づく CERs の発行を意味し、“ RT ” というコードは償却口座への移動を意味する⁴。これはリレーショナルデータベースの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、取引の種類⁴。

318 . 取引の日付⁴：各取引の日付を記憶させる⁴。これはリレーショナルデータベースの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、取引の日付⁴。

319 . 取引に使われる口座⁴：各取引で、移転者と被移転者の口座番号を記憶させる⁴。これはリレーショナルデータベースの下記の各々のデータ・フィールドにそれぞれ対応する。即ち、移転者の口座番号と被移転者の口座番号⁴。

320 . 取引の現状⁴：各取引で、当該取引が未決定か、或いは受入先登録簿 / 口座が当該取引を受け入れたか拒否したかを示すコードを記憶させるものとする⁴。これはリレーショナルデータベースの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、取引の現状⁴。

D . CDM 事業に関する情報⁴

(注釈：豪州等は、第 12 条に従って CERs を生み出したすべての CDM 事業について、登録簿に下記の情報を含めるべきといった意見である。)

321．事業の名称⁴：これはリレーショナルデータベースの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、事業の名称⁴。

322．事業の立地場所⁴：これは関連データの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、事業の立地場所⁴。

323．CERs 発行年度⁴：これは CERs が発行される年度である⁴。同一事業から各年度に発行される単位には異なる事業識別子がつけられることに注意願いたい⁴。これはリレーショナルデータベースの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、発行年度⁴。

324．事業に関する報告をダウンロードできるインターネット・アドレス⁴：第 12 条に基づく CERs の発行の都度、登録簿には事業に関する報告をダウンロードできるホームページのアドレス（URL）を記憶させるものとする⁴。これはリレーショナルデータベースの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、レポート・リンク⁴。

325．事業登録年度⁴：これはリレーショナルデータベースの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、事業登録年度⁴。

326．CERs の認証を担当する〔指定された²〕運営組織⁴：これはリレーショナルデータベースの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、運営組織⁴。

．公開可能性⁴

327．選択肢 1：各登録簿は、それに含まれる機密以外の情報を関心ある者が検索し閲覧できるように、公衆がアクセスできるユーザー・インターフェースを提供するものとする⁴。この付属文書で概要を述べた最低限のデータ要素を含む登録簿は、下記を含む（それだけに限定されない）各種報告書を関心ある者が検索できるようにする必要がある⁴。即ち、

- (a) 当該登録簿の現在の口座収支と口座保有者の保有状況⁴、
- (b) 登録簿の中で生きている（即ち、償却されていない）CERs の数量⁴、
- (c) 各約束期間に遵守の目的で償却された CERs のリスト⁴、及び
- (d) CERs の保有状況の変動リストと変動の理由⁴。

選択肢 2：登録簿（口座の保有状況と口座の名称、指定された口座代表者の住所と身元を含む）は公開可能にするものとする¹⁰。

328．締約国は、その国内登録制度の利用方法に関する基本的な情報を提供する責任を負うものとする¹⁰。

第三部附則：クリーン開発メカニズム

E．理事会の運営手続き

(諸規定は「組織上の諸問題」の項の「理事会」に関する部分に含まれている。)

F．運営組織の指針

(追って詳細な定義を行う。)

〔指定された²〕運営組織の組織的必要条件

329.〔指定された²〕運営組織は、

- (a) 法人で(国内法人でも、国際的機関でもよい)理事会に対してその身分を証明する文書を提出しなければならない。
- (b) その機能の遂行に必要な資金的その他の資源を持っていないなければならない。
- (c) 1種類または複数種類の事業活動でその機能の遂行に十分な専門知識を持っていないなければならない。
- (d) 経営のレビューを含めて組織の業績及び機能遂行の監督について全体的な責任を負う経営主体を有しなければならず、また全ての役員及び上級管理職のリストを理事会へ提出しなければならない。
- (e) 公平で、その機能に影響を与える可能性のあるいかなる商業的、資金的及びその他の利害対立とも無縁でなければならない。

330.〔指定された²〕運営組織は、いかなる CDM 事業の開発、推進、資金供与或いは実施にも参加しないものとする。

〔指定された²〕運営組織の運営上の必要条件

331.〔運営組織⁴〕〔指定された²運営組織〕は、第 12 条 5 項及び本決議とその附則で規定する方法と手続きに基づき、CDM 事業の登録、認証、CERs の発行を実行するものとする。

332.〔運営組織⁴〕〔指定された²運営組織〕は、その機能を遂行するための内部手続きを文書化しておくものとする。これら手続きには、主として組織内における責任の分担に関する手続きと苦情の取扱いに関する手続きを含めるものとする。これら手続きは公開しなければならない。

333.〔運営組織⁴〕〔指定された²運営組織〕が外部の組織または個人と再契約を行うことを決める場合は、守秘義務と利害対立に関する取決めを含めた書面による協定に基づいてそれを行うものとする。〔指定された²〕運営組織は、これらの再契約による作業について全面的に責任を負うものとする。また〔指定された²〕運営組織は、再契約先の業者の使

用について理事会へ報告するものとする。

334 .〔運営組織⁴〕〔指定された²運営組織〕は、その諸手続き、徴収する料金、登録した CDM 事業とその参加者の目録に関する情報を含む文書とデータを管理する手続きを設定及び維持するものとする。また、本決議、その附則及び COP/MOP の関連決議で言及している機能が効果的に実行されていることを立証する記録システムも維持するものとする。この記録には CDM 事業の提案及び事業活動に関する申請書 / 評価報告書を含めるものとする。

335 .〔運営組織⁴〕〔指定された²運営組織〕は、CDM 理事会に対して理事会が承認したフォーマットによる年次活動報告書を提出するものとする。前項で述べた文書と記録システムをこの年次報告書の根拠とするものとする。

336 .〔指定された²〕運営組織は CDM 事業の参加者から入手した情報の機密の安全な保護について適切な手配を行い、この点について COP/MOP が設定するいかなる手続きにも準拠するものとする。COP/MOP の決議に基づいて或いは法律によって適用される手続きで義務づけられる場合を除き、運営組織は CDM 事業の参加者から入手した、他の場合であればおおやけに入手できない固有或いは機密と記された情報を、情報提供者の書面による同意なしに開示してはならない。排出データや、排出の追加性の判定に使われるその他のデータは守秘義務のある情報とは見なされないものとする。

G . 収益の一部の支払い

(この問題は、本文の中で言及されている。)

H . 適応

(この問題は本文の中で言及されている。)

第四部

排出量取引

(注釈：第 17 条は、COP が排出量取引に関する原則、方法、規則、指針を定めると規定している。以下の提案はこれら機能を COP 及び/または COP/MOP へ付与している。従って、明確化の必要性を強調するために、本項では全体を通じて〔COP〕〔COP/MOP〕と括弧付きの表示をしている。ある締約国がいずれか一つを提案している場合は上付き数字を使って出所を示している。)

．種類と範囲

⁴【A．目的

337 . (147) 「附属書 B に含まれる締約国は、第 3 条に基づくその約束を履行する目的で排出量取引に参加することができる。これら取引は、いずれも同条に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束を満たす目的の国内的な対策を補足するものでなければならぬ」^{1,11,13}。これら取引は、いずれも第 3 条に基づく割当量の一部を対象に附属書 B に含まれる締約国だけの間で行われる移転と取得の手段である⁶。これら移転と取得は透明性が高く、議定書の関連諸規定を遵守するものでなければならぬ⁶。

338 . (148) 「第 17 条...の規定に従って一の締約国が他の締約国から取得する割当量のいかなる部分も...取得する締約国の割当量に追加されるものとする。」¹「第 17 条...の規定に従って一の締約国が他の締約国へ移転する割当量のいかなる部分も...移転する締約国の割当量から差し引かれるものとする。」¹】⁴

(インドは「下記の案文が追加されなければならない」と主張した。即ち、「第 17 条に基づく『排出量取引』の目的は、附属書 B に含まれる締約国がその排出割当量の一部を、他の附属書 B の締約国が第 3 条の約束を履行できるように移転して、附属書 B に含まれる締約国が個別にも全体的にも、議定書の附属書 A に示された温室効果ガスの人為的な二酸化炭素換算排出量を合計割当量を超えないようにすることにある。一の附属書 B の締約国は、第 3 条に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の達成において、国内の政策と措置を通じてその温室効果ガスの排出を排出の抑制と削減に関する約束を上回って抑制または削減することができ、排出割当量の一部が使われなかった場合に、第 17 条に基づきその割当量の一部を別の附属書 B の締約国へ移転することができる。排出量を割当量以下に抑制または削減したために使われなかったこの割当量の一部は、当該締約国の割当

量と国内排出量との差である。移転する附属書 B の締約国が使わなかったこの割当量の一部は、国内の排出量が排出の割当量を上回っていて、それを相殺するために割当量の一部を取得しようとする別の附属書 B の締約国へ移転することができる。）」

4【B・原則

(注釈：B 項末尾の注釈を参照願いたい)

339 . 附属書 B の締約国は第 17 条に基づき、約束期間中に国内の政策と措置を実施したことにより実際の排出量を上回った割当量の一部のみを移転することができる¹³。

340 . (149) 締約国は、排出量取引の目的を達成するためのその対策において、〔条約第 3 条及び¹⁰〕特に下記の事項¹⁰を指針とするものとする¹⁸。

- (a) (b)¹⁰〔公平性^{3,11,13,19}：先進締約国と発展途上の締約国の間の公平性で¹³、これには、附属書 B に含まれる締約国と発展途上の締約国の間に絶えず存在する不公平性を回避できるように^{11,13}、人口一人当たりの温室効果ガス排出量に関する公平性も含まれ、先進国は人口一人当たりの温室効果ガス排出量を縮小して発展途上国との差を縮めていくようにしなければならない¹³〕¹⁰。
- (b) (c) 気候変動への有効性^{3,10,11,13,19}：気候変動への有効性は気候変動の軽減に関連する実質的、測定可能で長期的な便益に関するものでなければならない^{10,11,13}。全体的な排出削減量は他の場合より少なくないようにしなければならない¹⁰。
- (c) (d) 費用効果性：費用効果性の原則に従って、最低限のコストで地球規模の便益を達成する^{4,10,19}。
- (d) (e) 議定書は、〔その²〕附属書 B に含まれる締約国に対して、〔いかなる権利、所有権、資格^{6,11,13}〕〔参加国に所有物、財産、商品或いは所有権に関するいかなる性格の便宜¹³〕も生み出したり贈与するものではないことを認識する⁶。
- (e) (反復 f) 議定書が国際的な市場組織や体制を作り出さないようにする⁶。
- (f) (g) 透明性¹⁹。
- (g) (i) ファンシビリティの可否²：

選択肢 1：〔議定書の三つのメカニズムの間⁶〕〔割当量、ERUs、CERs の間¹³〕にはファンシビリティはない。

選択肢 2：取得した AAUs、ERUs、CERs は締約国自身の義務を果たすため或いは追加的な取引の対象として使うことができる^{18,19,24}。

選択肢 3：〔COP〕〔COP/MOP³〕が、例えば先進締約国による第 3 条の約束の環境的有効性を維持する目的で、交換レート或いは割引方式の設定を通じて AAUs、ERUs、CERs の質を実質的に同等とする規則 / 手続きを立案すれば、締約国は AAUs、ERUs、CERs を相互に交換することができる³〕⁴

(インドは「下記を本文に追加しなければならない」と主張した。即ち

- * 339 項の前に、「第 17 条に基づく附属書 B の締約国間の『排出量取引』は他のメカニズムとは異なっている。これは事業をベースとしていない唯一のメカニズムである。第 17 条については別の決議とすべきである。他のメカニズムと違って、第 17 条に関連する原則、規則、方法、指針に関する決議は、条約締約国会議で行われるべきである。」
- * 「第 17 条に基づく『排出量取引』の原則とそれに関連するその他の基本的要素をまず決められるように立案する必要がある。方法論上及び運営上の諸問題はそれを指針としなければならない。」
- * 339 項の代わりに、「ある附属書 B 締約国は、第 3 条に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の達成において、国内の政策と措置を通じてその温室効果ガスの排出を、排出の抑制と削減に関する約束を上回って抑制または削減することができ、排出割当量の一部が使われなかった場合に、第 17 条に基づきその割当量の一部を別の附属書 B 締約国へ移転することができる。排出量を割当量以下に抑制または削減したために使われなかったこの割当量の一部は、当該締約国の割当量と国内排出量との差である。第 17 条の『排出量取引』に基づく移転と取得は、排出量が割当量より低く抑制及び削減されたために使われなかった割当量の一部だけに限られる。附属書 B 締約国がその排出割当量の一部を使わなかったことによって超過した排出の抑制量または削減量だけが第 17 条に基づき移転及び取得でき、他のいかなるものも移転及び取得はできない。」(訳註：原文は最後の部分が重複している。)

「排出割当量は 2008 ~ 2012 年の約束期間を対象とする附属書 B 締約国による温室効果ガス排出に関する数量化された約束であり、議定書の附属書 A に示された温室効果ガスの 1990 年または議定書の規定により定められる基準年または基準期間の人為的な二酸化炭素換算排出量に対して、附属書 B に登録された比率に 5 を掛けたものに等しい。割当量は附属書 B 各締約国による排出の抑制及び削減に関する数量化された約束である。移転する附属書 B 締約国が使わなかったこの割当量の一部は、国内の排出量が排出割当量を上回っていて、それを相殺するために割当量の一部を取得しようとする別の附属書 B 締約国へ移転することができる。」

「割当量、ERUs、CERs はそれぞれ異なる概念である。CERs は先進国の資金供与により発展途上国で行われる認証された CDM 事業活動による排出削減を認証するものである。ERUs は第 6 条に基づき先進締約国の間で行われる事業の共同実施による排出削減を認証するもので、これはそれら事業活動の排出削減コストが同じ量の排出を抑制及び削減するための国内の政策と措置にくらべて割安なためである。排出割当量は約束期間における排出の約束である。議定書は、第 6 条の事業による排出削減を排出削減単位として先進締約国の間で移転でき、また第 17 条に基づき必要な条件を満たすために先進締約国の間で割当量の一部を移転できると規定しているが、

CDM 事業活動に起因する認証排出削減の移転については規定していない。」

「第 17 条に基づく附属書 B の締約国間の『排出量取引』は、参加する締約国に対していかなる性格の権利、所有権、資格、財産、商品または所有権に関する便益も生み出したり贈与することはできない。第 17 条に基づく『排出量取引』は、単に附属書 B の締約国の間で第 3 条に基づくそれぞれの約束を履行するための、割当量の一部の移転及び取得を説明するものに過ぎない。」

- * 340 項(a)に下記を挿入する。「第 17 条の『排出量取引』に基づく割当量の一部の移転及び取得は、先進締約国の排出量を縮小して、先進国と発展途上国の間で人口一人当たりの排出分布が公平になるようにすることを目指すものでなければならない。人口一人当たりの排出水準が同じというのが公平な基準となる。排出に関する権利の判断には、人口一人当たりの基準が中心となる。人口一人当たりの排出水準は、経済及び社会の発展と貧困撲滅のための福祉に関する直接的な尺度となる。第 17 条に基づく『排出量取引』は、先進国と発展途上国における過去及び現在の不公平性を固定させる或いは永続させるいかなる可能性を内包するものではない。」(インドは、以上の文言を挿入するなら、現在の 340 項でインドの意見を採り入れた部分を削除して良いという意見である。)

C . 補足性

4【取得に対する制限

341 . (150) 選択肢 1 : 「補足性」という用語の説明は行わない⁴。

選択肢 2 : 附属書 に含まれる締約国は、第 3 条に基づくその義務を主として自国外の手段によって履行してはならない³。第 2 条に基づく政策と措置及び第 3 条 2 項に基づく立証可能な進展という枠組みの中で、議定書の報告、詳細レビュー及び不履行の手続きの対象となり、排出の抑制及び削減に関する数量化された約束を達成する主要な手段が国内での努力であることを立証できなかった締約国にはメカニズムへアクセスする権利を停止できる権限を付与する定量的または定性的な規則と指針を立案するものとする³。

選択肢 3() : 附属書 に含まれる締約国の純取得量は、三つのメカニズムをあわせて下記のいずれか高い方を越えてはならない。即ち

$$(a) \quad (a) \quad \frac{\text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量}}{2} \times 5\%$$

(ここで、「基準年の排出量」は「第 3 条 5 項で規定する基準期間における年間平均排出量」と置き換えることができる。) ¹⁰

(b) (b)1994 年から 2002 年までのいずれかの年度における実際の年間排出量の 5 倍と割当量の差の 50%¹⁰。

但し、附属書 に含まれる締約国が 1993 年以降に行われた国内での対策を通じて約束

期間の上限より大きな排出削減を達成し、それが当該締約国により検証可能な方法で、また第8条に基づく専門家のレビューを経て立証されれば、その範囲内で純取得量の上限を引き上げることができる¹⁰。

選択肢3()：三つのメカニズムを使用する場合の全体的な「上限」は、最大25～30%を越えてはならない²⁰。

選択肢4：附属書 に含まれる締約国の第17条へのアクセスは、第3条に基づき〔約束の履行で指定された国内での努力を満たすこと^{3,6,11}〕〔排出の抑制及び削減に関する数量化された約束を達成する主要な手段が国内の政策と措置であること¹³〕を条件とする^{3,6,11,13}。〔第17条に基づく排出量取引により取得する合計割当量の具体的な上限は、公正な基準に基づいて定量的及び定性的な条件で定めるものとする⁶〕〔メカニズムを通じて抑制及び削減される排出量について、数量的な上限を定めるものとする。同一基準による不履行処理規程を定める必要がある¹³〕。

選択肢5：第一約束期間における排出目標を満たすためのこれらメカニズムの使用について限度を設定する必要がある。しかし、ホットエアを防止するための客観的な基準が設定されれば、第二及び第三約束期間には限度を撤廃するのが妥当であろう¹⁹】⁴。

4【移転の制限

342.(151) 選択肢1：附属書 に含まれる締約国は、第3条に基づくその義務を主として自国外の手段によって履行してはならない³。第2条に基づく政策と措置及び第3条2項に基づく立証可能な進展という枠組みの中で、議定書の報告、詳細レビュー及び不履行の手続きの対象となり、排出の抑制及び削減に関する数量化された約束を達成する主要な手段が国内での努力であることを立証できなかった締約国にはメカニズムへアクセスする権利を停止できる権限を付与する定量的または定性的な規則と指針を立案するものとする³。

選択肢2()：附属書 に含まれる締約国の純移転量は、三つのメカニズムをあわせて下記を越えてはならない。即ち

$$5\% \times \frac{\text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量}}{2}$$

(ここで、「基準年の排出量」は「第3条5項で規定する基準期間における年間平均排出量」と置き換えることができる。)¹⁰

但し、附属書 に含まれる締約国が1993年以降に行われた国内での対策を通じて約束期間の上限より大きな排出削減を達成し、それが当該締約国により検証可能な方法で、また第8条に基づく専門家のレビューを経て立証されれば、その範囲内で純移転量の上限を引き上げることができる¹⁰。

選択肢2()：三つのメカニズムを使用する場合の全体的な「上限」は、最大25～30%を越えてはならない²⁰。

選択肢 3：附属書 に含まれる締約国の第 17 条へのアクセスは、第 3 条に基づき〔約束の履行で指定された国内での努力を満たすこと^{3,6,11}〕〔排出の抑制及び削減に関する数量化された約束を達成する主要な手段が国内の政策と措置であること¹³〕を条件とする^{3,6,11,13}。メカニズムを通じて抑制及び削減される排出量について、数量的な上限を定めるものとする。同一基準による不履行処理規程を定める必要がある¹³。

選択肢 4：第一約束期間における排出目標を満たすためのこれらメカニズムの使用について限度を設定する必要がある。しかし、ホットエアを防止するための客観的な基準が設定されれば、第二及び第三約束期間には限度を撤廃するのが妥当であろう¹⁹〕⁴。

D . 参加

343 . (152) 選択肢 1：〔締約国は、下記に該当しない限り¹⁰第 17 条に基づく排出量取引に参加できない⁴〔或いは、法人の参加を認可できない⁴〕〔附属書 に含まれる締約国は、下記の場合に割当量の一部を「移転」または「取得」する適格性を持つものとする⁶〕。即ち、

- (a) (f) 議定書第〔3 条^{11,13}〕、5 条及び 7 条〔並びに条約第 12 条¹⁰〕の諸規定を履行している^{10,11,13,19,24}。
- (b) (b)¹⁰〔〔COP〕〔COP/MOP〕が採用する履行制度に基づく手続きとメカニズムに^{3,10,11,13,24}〔拘束されている^{3,10}〕〔よって除外されていない^{3,10,11,13,24}〕〕¹⁰。
- (c) (d)¹⁰〔〔COP〕〔COP/MOP〕によって合意された国際的基準に従って、その国内目録が認定された独立した組織によって認証されている²⁴〕¹⁰。
(注釈：第 8 条に基づく専門家のレビューについて合意される規則及び第 5 条に基づく国内目録制度の基準次第で、これは必要でなくなる可能性がある²⁴。)
- (d) (e)〔附則 C の規定を履行する国内登録簿を維持している^{11,19}〕〔移転と取得の登録と検証のため¹³〕〔排出量取引の管理と監視のため¹⁸〕の透明性の高い国内制度を〔持っている¹³〕〔設定している¹⁸〕。〔COP〕〔COP/MOP〕へ報告書を提出する前に、内部で検証を行わなければならない¹⁸。
- (e) 国内での政策と措置で十分な排出削減を達成している^{3,6,13}。

選択肢 2：下記が立証された場合に、締約国は第 17 条に基づく排出量取引に参加することも、法人に参加を認可することもできない。

- (a) (a) 第 5 条と第 7 条に基づくその目録及び登録に関連した義務を履行していない⁴。
- (b) (b)〔附則 C に基づく国内登録簿を維持していない⁴〕〔排出量取引を管理及び監視する国内制度を持っていない。〔COP〕〔COP/MOP〕へ報告書を提出する前に、内部で検証を行わなければならない¹⁸〕。
- (c) ¹⁰〔その国内目録が、〔COP〕〔COP/MOP²〕によって合意された国際的基準に従って認定された独立した組織による認証を受けていない^{24,2}〕¹⁰。
- (d) 国内での政策と措置で十分な排出削減を達成していない^{3,6,13}。

(注釈：これら必要条件に対する些細な不履行に対処する必要があるかどうか検討する必要がある⁴。)

344 . 第 6 条 1(c) 項または 4 項の規定に加えて、第 5 条及び / または第 7 条のすべてのまたは特定の規定の不履行となった場合にメカニズムへの参加の適格性を喪失するまたは喪失させられる可能性のある附属書 に含まれる締約国は、第 2 条 1 及び 3 項、第 3 条 2 項及び 14 項、または 11 項のいずれかの規定の不履行となった場合にも、メカニズムへの参加の適格性を喪失するものとする²⁰。

345 . 第 6 条 1(c) 項または 4 項の規定に加えて、第 5 条及び / または第 7 条に従って COP/MOP が設定する指針または方法に関するすべてのまたは特性の規定、或いは COP/MOP による他の決議の不履行となった場合にメカニズムへの参加の適格性を喪失するまたは喪失させられる可能性のある附属書 に含まれる締約国は、COP/MOP が第 2 条 1 項、3 項、第 3 条 2 項、14 項、6、11 または 12 項に従って設定する指針、方法、規則または原則或いは決議その他の措置、或いは COP が第 17 条に従って設定する原則、方法、規則または指針の不履行となった場合にも、メカニズムへの参加の適格性を喪失するものとする²⁰。

346 . (168)¹⁰ [第 4 条に基づき事業を運営している締約国は、同じ第 4 条の取決めに基づき運営している他の締約国または当該締約国が所属しそれ自体が議定書の締約国となっている地域的な経済統合のための機関が、第 5 条及び第 7 条に基づくその義務を履行していない場合、第 17 条に基づきいかなる AAUs も [取得⁴] [移転⁴] することは [できる^{4,22}] [できない⁴]⁴]¹⁰。

347 . (154) 約束期間の間に、締約国の取引に対する適格性の変動或いは適格性基準に合致する新規参入者に関連する変動が起こり得る¹⁰。

348 . (155) 附属書 に含まれる締約国は、下記の場合に法人が [締約国の場合と同じ原則、方法、規則、指針] [法人に関する国際的指針¹⁹] に従って、[締約国の責任のもとに¹⁰] [第 17 条に基づいて⁴] [超過 AAUs²⁴] の移転及び取得を認めることができる^{4,10,19,24}。即ち、
(a) (a) 締約国が排出量取引に参加する適格性がある¹⁰。
(b) (b)¹⁰ [締約国が、附則 A に従って正確なモニタリング、検証、説明責任、AAUs の法人への配分^{10,18,24}、及び取引が当該締約国の割当量に与える影響の管理¹⁸、に関する国内制度を確立し維持している^{10,24}。]¹⁰

(注釈：豪州等は、上記(b)の提案を支持せず、上述の附則 A は不要とコメントしている (FCCC/SB/2000/MISC.1 参照))

349 . (156) その国の法人に AAUs の移転または取得を認可する締約国は、議定書に基づくその義務の履行に責任を負うものとする^{3,4,10,19,24}。

4.10 【 E . 収益の一部

350 . (157) [移転される AAUs] [各排出量取引の金額] の一定の比率は、管理費用をまかなうため、並びに [最も影響を受けやすい] 発展途上の締約国の適応ニーズを支援するために拠出される^{3,5,7,8,17,21,25,26}。

351 . 適応コストを支援するための収益の一部は、第 12 条 8 項によるものと同一とする⁷。】

4.10

．方法論上及び運営上の諸問題

A . 運営方法

352 . (158) 選択肢 1 : 割当量のいかなる一部の移転と取得も、事業取引に関する新しい国際的制度や体制を創設することなく、附属書 に含まれる締約国の間の二国間または多国間の取決めを通じて行うことができる⁶。

選択肢 2 : 締約国間の AAUs の移転と取得は、取引を通じて行うことができる [ものとする¹⁰]¹⁰。この取引は法人が行うことも可能とする¹⁰。

選択肢 3 : 二国間及び多国間の取決め並びに取引は、締約国と法人が議定書に基づく排出量取引を容易にするために使える容認可能な選択肢である⁴。

353 . (反復 158) (第 3 条 7 項に基づく当初の割当量で、第 3 条の他の規定により調整されたものから派生した) 割当量の移転と取得は、締約国が発行する CO₂ 換算 1 メートルトン相当の割当量単位 (決議第 2/CP.3 号によって定義され、その後第 5 条に従って改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って計算される) によって行うものとし、これら単位は発生締約国及び単位発行の対象となる約束期間を含めた一意のシリアル番号によって識別されるものとする (割当量の単位は、第 3 条 13 項に従って将来の約束期間に使うために「バンキング」することができる)⁴。

354 . (160) AAUs の移転または取得を希望するいかなる締約国も、当該移転の前に移転される数量を公表しなければならない¹⁰。

355 . (161)¹⁰ [地域的な経済統合のための機関を含めて、一部の締約国群の間で行われる取決めは [COP] [COP/MOP³] による監督の対象となり、またそれに対する説明責任が

ある。〕¹⁰

B．検証

356 移転と取得は、〔COP〕〔COP/MOP¹³〕が決議する規則、方法、指針に従って、〔COP〕〔COP/MOP¹³〕の指名する独立した組織によって認証されなければならない¹³。

C．履行に関する諸問題

357 選択肢1：〔売り手〕〔移転する締約国²〕〔発生する締約国²〕の責任：約束期間の実際の排出量が履行期限を過ぎても〔(AAUs、ERUs、CERsの移転及び取得で調整された)⁴〕〔(第3条に従って調整された)³〕割当量を超える締約国は、⁴〔[COP][COP/MOP]が採択する〕⁴履行制度の諸規定の対象となる。

選択肢2：責任の共有：締約国が第3条に基づく約束で不履行を起こした場合、第17条の規定に従って他の締約国へ移転されたそのAAUsの一部〔x%〕は無効とされ、第3条に基づく約束を満たすために使うことも更に取り引することもできないものとする^{10,18}。無効とされる部分〔x%〕は不履行の程度により一定の倍数とする¹⁰。この不履行の程度とは約束期間の排出量と割当量の差の比率を意味する¹⁰。

(165)選択肢3：〔買い手〕〔取得する締約国²〕の責任：附属書 に含まれる締約国が〔第3条に基づく²〕その約束で不履行を起こした場合、第17条に従って「移転された」当該割当量の一部は無効になるものとする^{6,11}。

選択肢4：「トリガー」：第3条に基づく約束に対する締約国の履行状況について疑念が提起され、結果的に当該締約国の不履行が判明した場合、疑念が提起された時点以後に第17条の規定に基づき他の締約国へ移転されたAAUsは無効とし、第3条に基づく約束を満たす目的で使うことも更に取り引することもできないものとする¹⁰。この疑念は今後定める特定の状況においてのみ提起できる¹⁰。

選択肢5：履行用留保口座：第17条に基づいて移転されるAAUsの一部〔x%〕を履行用留保口座に組み入れるものとする¹⁰。これらAAUsは使用することも取引することもできない¹⁰。事務局は第8条に基づく排出目録と割当量の年間とりまとめと計算処理の一環として、履行用留保口座に供託されたAAUsに関する情報を含めるものとする¹⁰。約束期間の終了後、発生した締約国が第3条に基づく約束を履行していた場合、これらAAUsは当該締約国へ返還され、その時点からこれらAAUsを移転するか将来の約束期間のために「バンキング」することができる¹⁰。約束期間の終了時に、締約国が第3条に基づく約束を履行していなかった場合、留保口座に供託された単位のうち該当する件数が無効とされ、それは使用することも取引することもできないものとする¹⁰。

選択肢6：年間割当計画から余剰の単位：第17条に基づく排出量取引は、締約国の年間割当計画で余剰と判定されたAAUsに限定して、毎年の事後検証取引システムに基づいて運営される^{18,24}。第17条に基づいて移転をする意向の各締約国は、その合計割当量を約束

期間の5年間で割り振り、約束期間の始まる前にこの年間割当量を事務局へ通知するものとする²⁴。締約国はいつの時点でも、約束期間の残る年度に対する年間割当量を調整ことができ、対象年度が始まる前に事務局へそれを通知するものとする²⁴。ある年度へ割り振る割当量は、合計割当量を5で割ったものの±20%を越えてはならない²⁴。

ある年度の超過AAUsは下記によって計算される²⁴。即ち、

- (a) (a) 約束期間の第1年度からある年度までの累計割当量から、第1年度から当該年度までの累計排出量を差し引いたもの²⁴。
- (b) (b) 更に、約束期間のうち以前の年度に発行された超過AAUs証明書の数量と第6条に基づき移転された累計ERUsを差し引いて、年間超過AAUsを導き出す²⁴。

現に保有しているERUsとCERsは計算に含めない²⁴。

事務局は超過AAUsの有無を検証し、それらに対する証明書を発行する²⁴。発行されたすべての証明書は、いかなる責任または取引に関する遵守規則とも無関係に市場で有効性を持つものとする²⁴。

¹⁰〔選択肢7：余剰単位：第17条に基づき移転及び取得できるものは超過削減量だけである¹³。割当量は先進締約国の排出削減の約束を意味するものである¹³。附属書に含まれる締約国は、第3条に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の達成において、国内の政策と措置を通じてその温室効果ガスの排出を排出の抑制と削減に関する約束を上回って抑制または削減することができ、排出割当量の一部が使われなかった場合に、第17条に基づきその割当量の一部を別の附属書に含まれる締約国へ移転することができる。他のいかなるものも第17条に基づいて移転及び取得することはできない¹³。〕¹⁰

358. 締約国の第17条の必要条件に対する首尾一貫性について、〔第8条に基づくレビュー作業により〕〔他の手段により〕疑念が提起された場合、この問題は〔議定書に適用される一般的な手続きを通じて〕〔特別の手続きを通じて〕迅速に解決されるものとする⁴。

359. (167) ¹⁰〔約束期間の終了時点でその割当量を超過した締約国または法人は、AAUsを他の締約国へ移転できないが、AAUsを他の締約国から取得することはできる¹⁹。各約束期間の終了時点で、締約国は排出量の超過を（例えばAAUsの取得を通じて）矯正できる機会〔短期間の機会⁴〕を持つものとする^{4,19}。〕¹⁰

360. (169) 附属書に含まれる締約国による第17条に関する原則、方法、規則、指針で言及される必要条件の実施について問題が見いだされた場合、その問題が見いだされた後もAAUsの移転及び取得を続けることができるが、履行の問題が当該締約国に有利に裁定されるまで、締約国は第3条に基づくその約束を満たすためにこれらを使用してはならないものとする¹⁰。このような問題は、迅速に解決されるものとする。

（豪州等は（FCCC/SB/1999/MISC.3/Add.1 参照）前の約束期間に排出量が割当量を超

過した締約国が次の約束期間に第 17 条に基づく排出量取引に参加する適格性を維持できるかどうかの問題に対処する必要性について問題を提起した。)

361 . 第 6 条 1(c) 項または 4 項の規定に加えて、第 5 条及び / または第 7 条のすべてのまたは特定の規定の不履行となった場合にメカニズムへの参加の適格性を喪失するまたは喪失させられる可能性のある附属書 に含まれる締約国は、第 2 条 1 または 3 項、第 3 条 2 項及び 14 または 11 項のいずれかの規定の不履行となった場合にも、メカニズムへの参加の適格性を喪失するものとする²⁰。

362 . 第 6 条 1(c) 項または 4 項の規定に加えて、第 5 条及び / または第 7 条に従って COP/MOP が設定する指針または方法に関するすべてのまたは特性の規定、或いは COP/MOP による他の決議の不履行となった場合にメカニズムへの参加の適格性を喪失するまたは喪失させられる可能性のある附属書 に含まれる締約国は、COP/MOP が第 2 条 1、3 項、第 3 条 2、14 項、6、11 または 12 項に従って設定する指針、方法、規則または原則或いは決議その他の措置、或いは COP が第 17 条に従って設定する原則、方法、規則または指針の不履行となった場合にも、メカニズムへの参加の適格性を喪失するものとする²⁰。

D . [登録簿] [登録⁶]

363 . 登録簿は、附則 C に従って作成し維持するものとする²。

E . 締約国による報告

364 . (176) [排出量取引^{10,11,24}] [第 17 条に基づく割当量の一部の移転と取得^{6,13}] に参加する〔、または法人に参加を認可する^{10,11,24}〕〔附属書 B に含まれる^{4,6,13}〕各締約国は、第 7 条 1 項に基づく〔国別目録^{6,13}〕〔事務局への年次報告書^{4,10,11,24}〕の中に、特に下記に関する情報を〔標準的な電子形式で⁴〕含めるものとする^{6,10,13,11,24}。即ち、

- (a) 当該年度のはじめに国内登録簿の中で保有している AAUs、ERUs、CERs のシリアル番号⁴、
- (b) 当該年度に国内登録簿の中で発行された AAUs のシリアル番号及び発行の理由⁴、
- (c) (a) [それぞれの締約国の国内登録簿へ移転された AAUs、[ERUs、CERs⁴]のシリアル番号と移転先締約国^{4,10,11,18}] [第 3 条 10 及び 11 項に基づく当該年度の⁶割当量の移転^{6,13}]
- (d) [(a) それぞれの締約国の国内登録簿から取得した AAUs、[ERUs、CERs⁴]のシリアル番号と取得先締約国^{4,10,11,18}] [第 3 条 10 項及び 11 項に基づく当該年度の⁶割当量の取得^{6,13}]
- (e) 第 12 条に従って取得した CERs のシリアル番号⁴、

- (f) (b) 締約国の償却口座へ移された AAUs、〔 ERUs、 CERs⁴ 〕のシリアル番号^{4,18}、及び
(g) 年度末に国内登録簿で保有している AAUs、 ERUs、 CERs のシリアル番号⁴。

365 . 締約国は事務局に対して、(約束期間終了時最終割当量の報告期限を挿入) 以前に、第 3 条 13 項に従って次の約束期間のために「バンキング」される AAUs、 ERUs、 CERs のシリアル番号を報告するものとする⁴。

366 . (177) 事務局は、〔 第 7 及び 8 条¹³ 〕〔 第 8 条^{4,10,19} 〕に基づく排出目録と割当量の年間とりまとめと計算処理の一環として、〔 割当量の一部の¹³ 〕〔 第 3 条 1 項の履行を目的として締約国がその AAUs を使用したかを含めて、当該年度中の AAUs の^{4,10,19} 〕移転と取得に関する締約国の報告を取りまとめた公開可能な要約報告書を作成するものとする^{4,10,13,19}。この要約により、締約国は割当量の移転に関する記録の不一致を調査し修正する機会を持てる⁴。この要約は、残存するすべての不一致を反映させるものとする⁴。

・ 組織上の諸問題

A . COP 及び / または COP/MOP の役割

367 . (178)¹⁰ 〔 排出量取引は〔 COP 〕〔 COP/MOP 〕^{3,13} の権限と指導の対象となる^{3,13} 〕¹⁰。

368 . 〔 COP^{6,13} 〕〔 COP/MOP 〕は、特に排出量取引の検証、報告及び説明責任に関する原則、方法、規則、指針を定めるものとする^{6,13}。

369 . (179)^{4,10} 〔〔 COP¹³ 〕〔 COP/MOP 〕は、

- (a) 第 17 条に基づき排出量取引に参加している附属書 B に含まれる締約国の報告した割当量の一部の取得と移転を承認または却下するものとする¹³。〔 COP¹³ 〕〔 COP/MOP 〕は、これら取引は排出の抑制及び削減に関する数量化された約束を満たすことを目的とする国内での活動を補足するものであることを、確実にするものとする¹³。
- (b) (a) 民間部門の組織を含めて、検証と監査を行う組織の役割を定める³。
- (c) (b) 法人を対象とする国内割当及び説明責任の手続きに関する指針を公表する²⁴。
- (d) (c) 国内登録簿の作成に関する指針を公表する²⁴。
- (e) (d) 管理費用に充当し、また最も影響を受けやすい発展途上の締約国における適応のニーズを支援するため、AAUs の移転に賦課できる収益の一部 (もしあれば) を決定する²。

(注釈 : この機能は、締約国が収益の一部に関する提案に合意した場合に必要なものとなる。)

- (f) (e) 競争の歪曲の可能性を追跡し、指針に標準的な防止策を含める²²。】^{4,10}

370 . (180)^{4,10} 【〔COP〕〔COP/MOP〕に代わって総括的機能の執行を認められるいかなる小規模機関（COP ビューローなど）も、締約国の慣行によって設定されたメンバー構成に関する固有のバランスを保たなければならない³。】^{4,10}

B . 締約国

371 . (181) 第 17 条に参加する締約国は、

- (a) (b) 当該締約国自身及びその居住者である法人による AAUs の保有、移転、取得、〔移転価格¹⁹〕及び償却に関する記録を含む国内登録簿を、COP/MOP の認める標準的電子データベース・システムを通じて¹⁹、附則 C の指針に従って確立し維持するものとする^{4,10,11,18,19,24}。
- (b) (c) 当該締約国に所在し、第 17 条に基づく排出量取引への参加を認められた法人の最新のリストを維持し、事務局及び公衆が利用できるようにする^{10,19}。
- (c) (a) 正確なモニタリング、検証、説明責任、AAUs の法人への配分に関する^{10,18,24}、及び取引が当該締約国の割当量に与える影響を管理するための¹⁸、国内制度を確立し維持するものとする。
- (d) (d) 〔COP〕〔COP/MOP〕が採択する指針に従って、第 17 条に基づく活動に関する報告を毎年〔事務局に対して¹⁹〕行うものとする^{4,10,11,18,24}。
- (e) (e) 第 17 条に基づく排出量取引への参加を認められた所在の法人に対して、適用される規則と手続きを遵守させるものとする。

C . 運営支援

372 . (182) 条約第 8 条によって設置される事務局は、第 17 条に基づく排出量取引について下記の機能を遂行するものとする²。即ち、

- (a) 条約事務局は〔COP¹³〕〔COP/MOP〕の指導のもとに、第 17 条による「排出量取引」について附属書 B に含まれる締約国の提出する報告書に基づいて、これら締約国による割当量の一部の移転と取得に関する情報をとりまとめ、議定書の関連規定に従ってこれら移転と取得について公開可能な要約報告書を毎年作成するための事務局として機能するものとする¹³。
- (b) (183) 選択肢 1：事務局は、〔国際的な取引¹⁰〕〔第 17 条に基づく割当量の一部の移転と取得⁶〕に参加する適格性を持った締約国に関する公開可能な情報を作成するものとする。

選択肢 2：事務局は、第 17 条に基づく排出量取引への参加の適格性がないと判定された締約国に関する公開可能なリストを維持するものとする⁴。

D . 見直し

373 . (184) [COP] [COP/MOP] は、 [排出量取引制度 ¹⁰] [第 17 条に基づく排出量取引 ^{6,13}] の運営に関する原則、方法、規則及び指針を見直すものとする ^{6,10,13}。第 1 回の見直しは ⁴ [2012 年] ⁴ 以前に行われるものとする ¹⁰。追加の見直しは、それ以後定期的に行われるものとする ¹⁰。

374 . (185) ⁴ [締約国の取引に対する適格性の変動或いは適格性基準に合致する新規参入者に関する変更は、採択された約束期間の次の約束期間より効力を持つ ¹⁰。] ⁴

第四部 附則：排出量取引

⁴〔A．国内制度〕⁴

（注釈：欧州連合等は、正確なモニタリング、検証、説明責任、法人への AAUs の割当に関する国内制度の設定、維持、国際的適合性に関する指針を作成する必要があると提案している（文書 FCCC/SB/1999/8 の 155 項選択肢 1 参照）。豪州等は、国内制度に関する提案を支持せず、この附則は不要とコメントしている（文書 FCCC/SB/2000/MISC.1 参照）。）

B．報告

（注釈：報告に関する締約国の意見は第 .E 項に組み込まれている。）

第四部に対する附則の排出量取引

C . 登録簿

375 . 選択肢 1 :〔附属書 に含まれ、排出の抑制または削減の約束が附属書 B に記載されている⁴〕〔附属書 B に含まれる¹⁰〕各締約国は、〔当初の¹⁰〕割当量を正確に計上し、〔当該締約国の割当量の変動⁴〕〔ERUs、CERs、AAUs の移転と取得によるその調整¹⁰〕〔ERUs、CERs、AAUs の発行、移転、取得、償却²〕を追跡し^{4,10,24}、第 3 条の約束に対する当該締約国の履行状況を判定する一助とするため¹⁰、国内登録簿を作成し維持するものとする^{4,10,11,18,24}。更に、事務局は割当量を償却する目的でコンピューター化された中央登録簿を維持するものとする¹⁰。

選択肢 2 : 中央登録簿は、メカニズムに基づいて移転される AAUs、CERs、ERUs の生成、移転、償却を追跡する目的で作成されるものとする³。

376 . 国内登録簿は透明性、完全性、整合性を指針とする¹⁰。

- (a) 「透明性」は、取引を容易にし、市場の効率を向上させ、適正な監督とモニタリングができるように、締約国が公衆による登録簿の精査を明確かつ包括的な方法で認める必要性に関するものである¹⁰。
- (b) 「完全性」は、締約国の割当量に影響を与えるすべての移転をその登録簿に反映させ、関連するいかなる情報の報告にも漏れがないようにする必要性に関するものである¹⁰。
また
- (c) 「整合性」は、ERUs、CERs、AAUs の追跡とモニタリングが容易かつ確実に行われるように、すべての国内登録簿を基本的必要条件に準拠させる必要性に関するものである¹⁰。

377 . 各締約国は、その国内登録簿を締約国に代わって維持し、また必要な機能を遂行する（政府または民間の）組織を指定するものとする（登録簿の「管理者」）⁴。

378 . 登録簿には、本附則の付属文書 Y で説明する、公衆のアクセス可能な最低限のデータ要素を含めるものとする⁴。

379 . 登録簿は〔コンピューター・データベース^{4,19}〕〔コンピューター会計システム¹⁰〕⁴の形式で保存するものとする²。登録簿の仕組みは、取引を〔即時に⁴〕〔ほぼリアルタイムで（最大限 1 就業日以内）¹⁰〕⁴に行えるように、また各 AAU が一つの国内登録簿の一つの口座のみに計上されるように互換性を持たせる〔また取引が標準化された電子フォーマットで記録されるようにする¹⁰〕ものとする^{4,10}。これらコンピューター・データベースのフォーマットは、本附則の付属文書 W（*追って作成する*）の指針に準拠させ、国内登録

簿における ERUs、CERs、AAUs の保有状況に見合ったものにするものとする⁴。

380 . (175)¹⁰ [二つまたはそれ以上の締約国は、それぞれの登録簿を自主的に統合して維持することができるが、その場合は各締約国の登録簿を法的に区別できるようにするものとする⁴。]¹⁰

381 . AAUs には、第 3 条 3、4、7 項に基づいて締約国の割当量が、本附則の付属文書 X (追って作成する) で詳細に述べる指針に従ってその国内登録簿に記入される時点で、シリアル番号を付すものとする⁴。

382 . シリアル番号は各 AAU を区別できるようにするもので^{4,10}、本附則の付属文書 Y の B 項に従って組み立てられるものとする²。

383 . 各口座には本附則の付属文書 Y の A 項に基づく情報を含めるものとする²。

384 . 附属書 B に含まれる締約国が、当該締約国の国内登録簿で国内法人による AAUs の保有を認める場合、そのような各々の AAUs 保有者は当該国内登録簿の中で別々の口座を持つように義務づけられるものとする⁴。但し、各単位は一つの国内登録簿の一つの口座に登録されるものとする¹⁰。

385 . 選択肢 1 : 異なる口座間で単位の移転が行われた場合、それぞれの口座の保有状況を変更させるものとする (一つの口座では借方 () となり、別の口座では貸方 (+) となる)^{4,10}。これは特定のシリアル番号付き単位を一つの口座から別の口座へ移動することによって行われるものとする⁴。

選択肢 2 : (171)¹⁰ [事務局は、超過 AAUs の有無を検証し、それらに対する認証証明書を発行した後、超過 AAUs を当該締約国の割当量から差し引くものとする²⁴。事務局は、認証された超過 AAUs のシリアル番号を [取得する²] 締約国の登録簿へ転記することによってこの処理を行うものとする²⁴。これと引き換えに同数の AAUs が当該締約国の割当量から償却されるものとする²⁴。]¹⁰

386 . 附属書 B に含まれる締約国が、その国内法人に対して第 17 条の諸規定に基づく排出量取引に従事することを認め、当該国の選択次第で法人に対して AAUs の移転または取得を承認した場合、AAUs の保有を一つの国内登録簿から別の国内登録簿へ移動することができる⁴。

387 . いかなる国内登録簿間の単位の移動も、現在の保有者が当該単位を別の登録簿の別

の口座へ移動するように管理者へ指示することから始まるものとする⁴。

388．国内登録簿で設定された口座に関するすべての取引の記録は、本附則の付属文書 Y の C 項に従って当該国内登録簿に¹⁰保存されるものとする²。発行する締約国の国内登録簿から行われるすべての移転の日付に関する情報を、発行する締約国の登録簿から移転されるすべての AAUs へ添付するものとする¹⁰。

(注釈：欧州連合等は、採用されている責任関連規則によって日付情報の必要性が異なると指摘している。)

389．〔付属書 B に含まれる締約国の各国内登録簿には、当該締約国が第 3 条 1 項の義務への遵守を立証する目的で使用した ERUs、CERs、AAUs を明確にするため、各約束期間について専用の償却口座を含めるものとする⁴。〕〔国内登録簿に加えて、事務局はコンピューター化された中央登録簿を保有するものとする¹⁰。付属書 に含まれる各締約国の償却口座は、この中央登録簿に開設されるべきである¹⁰。〕締約国は、第 3 条に基づく約束を遵守する目的でその排出量を埋め合わせる場合、当該 ERUs、CERs、AAUs をこの口座へ償却するものとする^{4,10}。これら単位は、以後取引することができない^{4,10}。

390．第 8 条に基づく専門家の見直しは、国内登録制度の安全性と完全性を検討するものとする¹⁰。国内登録制度の安全性と完全性は、本附則の関連諸規定の実施を管理する具体的な諸規定を通じて確保するものとする¹⁰。

付属文書Y⁴

締約国の国内登録簿で公開可能な情報⁴

・締約国の登録簿に含める最低限のデータ要素⁴

391．別途注釈がある場合を除き、締約国の国内登録簿には下記のデータ要素を記憶させるものとする⁴。

A．口座の情報⁴

(注釈：豪州等は、各締約国の登録簿には最低限当該締約国のシリアル番号を付けた割当量を含む口座と、第3条1項の約束の履行を立証するために償却された割当量を計上する各約束期間の償却口座を含めるべきという意見である。更に、国内登録簿で法人に割当量を保有することを認める附属書Bの締約国の場合、割当量の各保有者について国内登録簿の中で設定される口座に、割当量が反映されなければならないという意見である。)

392．登録簿の各口座の名称^{4,10}：これはリレーショナルデータベースの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、口座名⁴。

393．各口座の番号⁴：各口座と、その口座がどの登録簿に記帳されているかを識別するために一意の番号が割り当てられる⁴。適宜この口座の番号は国際標準化機構が定め維持している2文字コード(ISO 3166)を使用する⁴。口座の番号は、口座がどの登録簿に記帳されているかを識別するコードではじまり、次に登録簿のコードと組み合わせれば一意となる番号が続く(例えば、口座番号 US-1009)⁴。これはリレーショナルデータベースの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、口座番号⁴。

394．各口座の種類⁴：これは口座の種類(例えば、償却口座)を識別する⁴。償却口座の場合、この口座に含まれる単位が使われた遵守期間も明記される⁴。これはリレーショナルデータベースの下記の各々のデータ・フィールドに対応する。即ち、口座の種類、遵守期間⁴。

395．各口座の代表者^{4,10}：これは政府を代表する個人、或いは場合により当該口座を保有する法人を識別する⁴。最初と最後の代表者の名前が識別される⁴。これはリレーショナルデータベースの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、代表者名⁴。

396．各口座代表者の識別番号⁴：各口座の代表者と代表者が口座を保有する登録簿を識別するために、一意の番号が付与される⁴。これはリレーショナルデータベースの下記のデ

ータ・フィールドに対応する。即ち、代表者識別番号⁴。

397．口座代表者への問い合わせ先^{4,10}：これには口座代表者の郵送宛先住所、電話番号、ファックス番号及び/またはEメールアドレスが含まれる^{4,10}。これはリレーショナルデータベースの下記の各々のデータ・フィールドに対応する。即ち、代表者住所、電話、ファックス、Eメール⁴。

B．割当量情報⁴

(注釈：豪州等は、割当量情報には各口座で保有され、シリアル番号で表されるすべての割当量を含めるといった意見である。各シリアル番号は一意で、発行された単位の対象となる約束期間と発生国を識別し(例えば、1-US-765034)、また該当する場合は事業の識別子が付与される。シリアル番号は最初と最後の番号(例えば、1-NZ-000245-000978)によって表示されるブロックとして記憶させることができる。データベースフォーマットでのデータ管理を容易にするには、これらを別々のフィールドで番号順の単位として記憶させれば役に立つ(即ち、約束期間別、発生国別、最初のシリアル番号と最後のシリアル番号別、事業識別子別))

選択肢1：

398．各ブロックの割当量に関連する約束期間⁴：この約束期間コードは、単一或いはシリアル番号のブロックが対象とする約束期間を識別する番号とする(例えば、2008～2012年の第一約束期間は“1”で識別される)⁴。これはリレーショナルデータベースの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、関連約束期間⁴。

399．発生国⁴：附属書Bに含まれる締約国が(第6条に基づき移転される場合を含めて第3条3、4、7項に従って)発行する単位の場合、発生国は発行する締約国となる⁴。CDMに基づいて生成される単位の場合、発生国は事業の受入締約国となる⁴。発生国コードは2文字とし、ISOが定め維持している2文字コード(ISO 3166)を使用する⁴。これはリレーショナルデータベースの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、発生国⁴。

400．割当量ブロックの最初と最後のシリアル番号⁴：単一の単位の場合、最初と最後のシリアル番号は同じとなる⁴。これはリレーショナルデータベースの下記の各々のデータ・フィールドに対応する。即ち、最初のシリアル番号、最後のシリアル番号⁴。

401．該当する場合は、単位が当初移転/発行される対象となる事業の識別コード⁴：各ERUとCERは、それに関連する事業識別子を持つ⁴。同一事業から後で発行される単位の事業識別子は異なる⁴。この事業識別子コードは、発生国コードと組み合わせれば一意

となる番号とする⁴。これはリレーショナルデータベースの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、事業識別子⁴。

選択肢 2 :

402 . シリアル番号は、最初のフィールドが発生締約国を、2 番目のフィールドが該当する約束期間を、また 3 番目のフィールドが AAU を識別するように組み立てられるものとする¹⁰。すべての AAUs は、ERUs や CERs と区別するために、末尾に “ 3 ” をつけるものとする¹⁰。

(欧州連合等は、最初のフィールドに含める締約国識別子として、議定書の附属書 B の順番に従って各締約国の番号を決められるという意見である。)

C . 取引情報⁴

(注釈 : 豪州等は、取引情報に下記の活動、即ち、第 3 条 3、4、7 項に基づく割当量の発行、第 12 条に基づく CERs の形での割当量の発行、及び同一登録簿内または異なる登録簿間の一つの口座から別の口座への割当量の移動 (締約国が第 3 条 1 項の約束の履行を立証するための、償却口座への単位の移動を含む) を含めるという意見である。)

403 . 一意の取引番号⁴ : 締約国の登録簿における各取引には、一意の取引番号を付与する⁴。これはリレーショナルデータベースの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、取引番号⁴。

404 . 取引の種類識別コード⁴ : 各取引は種類別に分けられる⁴。例えば、“ IA ” というコードは当初の割当量の発行を意味し、“ IS ” というコードは第 3 条 3 項及び 4 項に基づく活動による割当量の発行を意味し、“ TR ” というコードは口座間及び / または登録簿間の単位の移動を意味し、“ RT ” というコードは償却口座への移動を意味する⁴。これはリレーショナルデータベースの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、取引の種類⁴。

405 . 取引の日付⁴ : 各取引の日付を記憶させる⁴。これはリレーショナルデータベースの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、取引の日付⁴。

406 . 取引に使われる口座⁴ : 各取引で、移転者と被移転者の口座番号を記憶させる⁴。これはリレーショナルデータベースの下記の各々のデータ・フィールドに対応する。即ち、移転者の口座番号と被移転者の口座番号⁴。

407 . 取引の現状⁴ : 各取引で、当該取引が未決定か、或いは受入先登録簿 / 口座が当該取引を受け入れたか拒否したかを示すコードを記憶させるものとする⁴。これはリレーシ

ナルデータベースの下記のデータ・フィールドに対応する。即ち、取引の現状⁴。

・公開可能性⁴

408．選択肢 1：各登録簿は、それに含まれる機密以外の情報を関心ある者が検索し閲覧できるように、公衆がアクセスできるユーザー・インターフェースを提供するものとする^{4,10,19}。この付属文書で概要を述べた最低限のデータ要素を含む登録簿は、下記を含む（それだけに限定されない）各種報告書を関心ある者が検索できるようにする必要がある⁴。

即ち、

- (a) 附属書 B に含まれる締約国が第 3 条 7 項に従って発行した当初割当量のリスト⁴、
- (b) 国内登録簿の現在の口座収支と口座保有者の保有状況⁴、
- (c) 国内登録簿の中で生きている（即ち、償却されていない）AAUs、ERUs、CERs の数量⁴、
- (d) 各約束期間に遵守の目的で償却された AAUs、ERUs、CERs のリスト⁴、及び
- (e) 締約国の AAUs、ERUs、CERs の保有状況の変動リストと変動の理由⁴。

選択肢 2：登録簿（口座の保有状況と口座の名称、指定された口座代表者の住所と身元を含む）は公開可能にするものとする¹⁰。

409．締約国は、その国内登録制度の利用方法に関する基本的な情報を提供する責任を負うものとする¹⁰。

付属文書：提案者参照記号

- 1 京都議定書本文
- 2 両議長の提案
- 3 小規模島嶼国連合
- 4 豪州、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア連邦、ウクライナ、米国
- 5 ブルキナファソ
- 6 中国
- 7 コスタリカ
- 8 ガンビア
- 9 ゲルジア
- 10 欧州共同体のその加盟国。ブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スイスはこれら意見の一部または全部に賛同した（詳細については、関連する FCCC/.../ MISC 文書を参照願いたい）。
- 11 G77 と中国
- 12 グアテマラ
- 13 インド
- 14 モーリシャス
- 15 メキシコ
- 16 ナイジェリア
- 17 ペルー
- 18 ポーランド
- 19 韓国
- 20 サウジアラビア
- 21 シエラレオネ
- 22 南アフリカ
- 23 スーダン
- 24 スイス
- 25 トーゴ
- 26 ウガンダ
- 27 ウズベキスタン
- 28 アルゼンチン、ボリビア、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ウルグアイ
- 29 チリ
- 30 アフリカ・グループ
- 31 セネガル
- 32 ベネズエラ

- - - - -